

平成 26 年第 3 回京丹波町議会定例会（第 4 号）

平成 26 年 9 月 24 日（水）

開議 午前 9 時 00 分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 第 4 発委第 3 号 手話言語法制定を求める意見書
- 第 5 議案第 67 号 平成 26 年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約について
- 第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 議案第 55 号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第 56 号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 10 議案第 57 号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 11 議案第 58 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 59 号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 60 号 平成 26 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 議案第 61 号 平成 26 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 15 議案第 62 号 平成 26 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 16 議案第 63 号 平成 26 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 17 議案第 64 号 平成 26 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 18 議案第 65 号 平成 26 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）

- 第 1 9 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 認定第 1 号 平成 2 5 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 1 認定第 2 号 平成 2 5 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 2 2 認定第 3 号 平成 2 5 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第 2 3 認定第 4 号 平成 2 5 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 2 4 認定第 5 号 平成 2 5 年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 第 2 5 認定第 6 号 平成 2 5 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 2 6 認定第 7 号 平成 2 5 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 第 2 7 認定第 8 号 平成 2 5 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 2 8 認定第 9 号 平成 2 5 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 2 9 認定第 1 0 号 平成 2 5 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 0 認定第 1 1 号 平成 2 5 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 1 認定第 1 2 号 平成 2 5 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 2 認定第 1 3 号 平成 2 5 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 3 認定第 1 4 号 平成 2 5 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 3 4 認定第 1 5 号 平成 2 5 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 5 認定第 1 6 号 平成 2 5 年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について

第 3 6 発議第 1 号 町職員の公金横領事件に関する決議の提出について

第 3 7 発議第 2 号 町職員の公金横領事件に関する再発防止を求める決議の提出について

第 3 8 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番	森	田	幸	子	君	
2 番	松	村	篤	郎	君	
3 番	原	田	寿	賀	美	君
4 番	梅	原	好	範	君	
5 番	山	下	靖	夫	君	
6 番	坂	本	美	智	代	君
7 番	岩	田	恵	一	君	
8 番	北	尾		潤	君	
9 番	鈴	木	利	明	君	
10 番	篠	塚	信	太	郎	君
11 番	東		ま	さ	子	君
12 番	山	崎	裕	二	君	
13 番	村	山	良	夫	君	
14 番	山	田		均	君	
15 番	山	内	武	夫	君	
16 番	野	口	久	之	君	

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君	
副	町	長	畠	中	源	一	君

会 計 管 理 者	谷 口 誠 君
参 事	伴 田 邦 雄 君
参 事	藤 田 真 君
瑞 穂 支 所 長	川 寫 勇 人 君
和 知 支 所 長	榎 川 諭 君
総 務 課 長	中 尾 達 也 君
監 理 課 長	木 南 哲 也 君
企 画 政 策 課 長	久 木 寿 一 君
税 務 課 長	松 山 征 義 君
住 民 課 長	長 澤 誠 君
保 健 福 祉 課 長	下 伊 豆 か お り 君
子 育 て 支 援 課 長	津 田 知 美 君
医 療 政 策 課 長	藤 田 正 則 君
農 林 振 興 課 長	栗 林 英 治 君
商 工 観 光 課 長	山 森 英 二 君
土 木 建 築 課 長	十 倉 隆 英 君
水 道 課 長	山 田 洋 之 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
教 育 次 長	中 尾 裕 之 君
代 表 監 査 委 員	小 畑 圭 一 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	堂 本 光 浩
書 記	山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

本日はご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成26年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、15番議員・山内武夫君、1番議員・森田幸子君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

9月19日に、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。9月11日には、議会広報特別委員会が開催され、議会だより発行に向け協議が行われました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので、報告します。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催します。議員の皆さんには大変ご苦労さんですが、よろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書》

○議長（野口久之君） 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

付託委員会における審査の経過と結果について、福祉厚生常任委員長に報告を求めます。

岩田委員長。

○福祉厚生常任委員長（岩田恵一君） ただいま提案の件につきましては、福祉厚生常任委員会に付託されまして、去る8月19日、閉会中の福祉厚生常任委員会におきまして、口丹聴覚障害者協会会員及び船井聴覚言語センター職員さんから手話言語法制定を求めることについての趣旨説明をいただき、9月8日に開催いたしました同常任委員会におきまして、今回

提出されました請願書について協議を行いました。

内容は、手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法の制定を求めるものであります。

かねてから、手話言語法の制定に向けて、国へ意見書を提出してほしいとの要望があり、今般村山議員さんの紹介で請願書の提出があったところでございます。

既に、口丹でも取り組みがなされており、請願の趣旨を踏まえ、その内容について審議し、協議をいたしました。

本常任委員会での審査の結果、全会一致で採択となりました。

以上、審査の経過及び結果について京丹波町議会会議規則第94条第1項の規定により、報告を申し上げます。

それでは、請願審査報告書を朗読させていただきます。

平成26年9月24日

京丹波町議会議長 野口久之様

福祉厚生常任委員会委員長 岩田恵一

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記 受理第1号

付託年月日 平成26年9月2日

件名 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

審査の結果 採択

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、報告のとおりであります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

この議題は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

《日程第4、発委第3号 手話言語法制定を求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第4、発委第3号 手話言語法制定を求める意見書を議題とします。

本意見書は、会議規則第14条第3項の規定により、福祉厚生常任委員長から議長に提出されております。

提出者に提案説明を求めます。

岩田委員長。

○福祉厚生常任委員長（岩田恵一君） 手話言語法制定を求める意見書提出について、提案内容についてご説明を申し上げます。

言語は、人間が人間として社会を構成し、生きていく上で欠かせない情報を伝達し、その意思を伝達し合うためのかけがえのないコミュニケーション手段でございます。

聴覚障害者、手話では、こうした人々を聞こえない人として表現していますが、特に手話を母語とするろう者を中心とした聴覚障害者にとっても手話という言語は、聴覚障害者が社会を構成する一員として生きていく上で健常者同様にかけがえのないコミュニケーション手段であります。

聾学校、現在の学校教育法では、聴覚障害特別支援学校ではよく知られた話ですが、長い間手話は禁止され、補聴器を使ったり口話教育が行われてきました。いわば、音声言語を習得させることを目的としていたのですが、実際には特に聾児には、極めて困難で結局は口話によっては十分なコミュニケーションができず、聾児同志で隠れて手話を使用していたという話も聞かされたところでもあります。社会的には、地域や企業、学校などでも聞こえないことによって多数派である健常者の話が理解できずに、情報伝達が十分行えず、その情報が得

られなかったり、差別的な取り扱いを受けることも多かったと言われます。

2011年、平成23年8月に成立した改正障害者基本法第3条には、全ての障害者は可能な限り言語、これは手話を含むということになっていますが、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得、または、利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが明記されました。

こうした社会的経過と背景を踏まえ、今や聾者を中心とした聴覚障害者が学校などで手話を学ぶことができ、聴覚障害者が社会のあらゆる場面で手話を自由に使うことができ、手話で情報提供やコミュニケーションを図ることができる社会の実現に向け、今回、手話言語法の制定を求める意見書を提出するものであります。

それでは、お手元に配付させていただいています意見書を朗読いたしまして、提案といたしますので、ご賛同いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

発委第3号 平成26年9月24日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 福祉厚生常任委員会委員長 岩田恵一

手話言語法制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

手話言語法制定を求める意見書（案）でございます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の表現や文法体系を持つ言語である。

手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきたという長い歴史があった。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全ての障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

京都府京丹波町議会議長 野口久之

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、発委第3号を採決します。

発委第3号 手話言語法制定を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は、可決されました。

ただいま、議決されました意見書の字句、その他整理並びに取り扱いについては、議長に一任願います。

ここで5分間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時17分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

《日程第5、議案第67号 平成26年度道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第67号 平成26年度道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。議員各位には開会以来、熱心にご審議いただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日、追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第67号 平成26年度道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約についてであります。平和・野口特定建設工事共同企業体代表者、株式会社平和建設京丹波支店と1億6,426万8,000円で契約を締結することについて、議会の議決をお願いしております。

事業の概要につきましては、駐車場整備や広場整備、周遊道路整備、散策路整備などについて実施するものでございます。

なお、建物の整備につきましては、平成25年度に契約を終えており、工事に着手しております。

以上、申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。細部につきましては、所管する課長から説明させますので、何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案に賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第67号 平成26年度道の駅「京丹波 味夢の里」整備

工事請負契約について、補足説明をさせていただきます。

最初に、本工事の施工の場所でございますが、お手元の資料の 1 をごらんください。全体の計画平面図を添付いたしております。図面上側の道路が丹波綾部道路の本線であり、左側が丹波インターチェンジ方面という位置関係でございます。

図面下側の道路が府道桧山須知線でございます。図面中央の赤色 1 点波線より上側が、丹波綾部道路本線の駐車場などで、国土交通省により整備される部分でございます。

したがいまして、下側の部分を町のほうで整備することとなります。中央の青色着色の建築施設、ダイダイ色の上屋並びに薄紫色の連絡通路、身体障害者駐車場用屋根につきましては、現在工事中でございますので、それ以外の施設整備について、本工事により整備することとしてお願いするものでございます。

整備の概要につきましては、資料の 2 をご確認ください。本工事の計画平面図を添付しております。

まず、図面左上から中央にかけまして、桃色の斜線表示をしている部分が一般道側の駐車場であり、小型車 5 6 台、大型車 4 台、身体障害者用駐車スペース 2 台、非常用駐車場 1 0 台、来客者兼従業員用 1 7 台の駐車スペースを整備することとしております。

なお、丹波綾部道路本線側においては、小型車 9 8 台、大型車 3 2 台、身体障害者用駐車スペース 2 台が計画されております。

図面中央部の緑色斜線表示部分については、イベントや防災拠点としての機能を満たすための交流広場の整備であり、張り芝により整備し、あわせて防災ベンチ、案内板等を設置する計画としております。

茶色斜線表示部分は、上屋でございまして、その下に土系舗装を本工事で施工いたします。

その他として、青色斜線部の周遊道路、赤色斜線部の散策路、水色斜線部の歩行者用の通路や植栽につきましても、本工事において整備することといたしております。

工事概要につきましては、資料の 3 に記載しております。

また、施設の北側から見た当道の駅の完成イメージ図を資料の 4 として添付しておりますので、あわせてご確認くださいませよう、お願いいたします。

なお、本工事の契約につきましては、議案第 6 7 号のとおり、契約金額 1 億 6, 4 2 6 万 8, 0 0 0 円、契約の相手方、京都府船井郡京丹波町豊田山内 1 3 番地、平和・野口特定建設工事共同企業体代表者、株式会社平和建設京丹波支店支店長、中田学。

契約期間は、平成 2 7 年 3 月 2 0 日までとしてお願いするものです。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第 6 7 号の補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第67号の質疑を行います。

森田君。

○1番（森田幸子君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ちょっと1点、2点お伺いいたします。このたび提案されております建設工事の費用なんです、18億何ぼの予算の中での契約の値段か、お伺いするのと、散策路の土系舗装とは、もう少し具体的に、どういった舗装をされるのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 本工事につきましては、当初お願いしておりました予算の中で工事のほうは発注し、整備いたすものでございます。

また、散策路につきましては、計画当初より古墳公園を眺望し、また、周辺の田園風景を眺望し、いやしの場となるような道の駅の整備を目指しており、そのためにも古墳公園と一体的に整備するため、散策路について整備するものでございます。

土系舗装といいますのは、クッション性がございまして、普通のアスファルト舗装よりやわらかく、また周辺の風景になじむ形で整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、一般道から本施設への車道につきましては、町道の古墳公園線として整備するわけですが、その古墳公園線には歩道はございません。一般道から徒歩で当施設へ上がっていただくためには、この散策路を散策をしながら施設のほうへ行っていくということになりますので、今回の工事で散策路の整備をあわせて実施させていただくものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今、土系の舗装ということで、須知公園にしておられますあいった土系の舗装なのか、もし、須知公園でされている舗装のようなものであったら、芝がだんだん出てきて崩れてきて、本当に醜い形になると思うんで、そのあたりのしっかりした舗装をしていただけたらうれしいと思いますが。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 須知の公園にも土系舗装なりカラー舗装が施してございます。

また、古墳公園にもカラー舗装が施してございます。カラー舗装なり土系舗装、アスファ

ルト舗装全般なんです、耐用年数が大体長いもので20年程度ということでございます。整備をすれば永久的にもつというものではございませんが、できるだけの整備、また雑草が生えないような工夫についても、舗装する上で行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 申しわけありません、ちょっと理解がしがたかったんですが、須知公園にある歩道と同じであるかどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今回の舗装の厚さなり路盤の厚さ等がございますので、須知公園と全く同じものをするわけではございませんが、須知公園にも土系舗装を施した通路がございますので、景観的には須知公園と同等というふうにお考えいただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 私も、1点お伺いしたいんですけど、今資料1を見せていただきました、大変緑が多く描かれております。今資料3の工事概要を見せていただきました。植木というのはどういったものを植栽されようとしているのかということと、また大変グリーンが多いわけですが、今森田さんもおっしゃいましたけど、都市公園でもなかなか草が刈れていないというのも聞くこともあります。この周辺の管理というのは、やっぱり町が今後ずっとしていくということになるんですよね、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 植栽につきましても本工事で、先ほどご説明させていただいたように整備することといたしております、まず樹種の選定等につきましては、季節感なり香り、また草木が風でこすれる音等を楽しんでいただける空間を創出するというので、樹種のほうは選定いたしております。在来種、周辺に主に生育している樹種を選定いたしております。

あと、管理等につきましては、通常の維持管理につきましては、剪定も含めまして指定管理者のほうにお願いすることといたしております。

なお、本施設以外の部分につきましては、京都府の道路公社がのり面の除草等につきましては、実施いたしていくことになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 丹波パーキングエリア味夢の里整備事業につきましては、住民の期待も大変大きいというところで、本提案の工事を除きまして、あと調整池関連の工事が残っているというふうにお聞きしたんですけども、それで間違いないのかどうかというのが1点、お聞きしたいということでございます。

それから、おおむねこの工事が終わりますと、全体像が明らかになるんじゃないかというようなことで、最終前の工事というふうに思われます。

そこで、丹波パーキングエリアの最大の目的、また効果を上げるためにも、どうしてもスマートインターチェンジの設置というのが必要だろうというふうに思ってますし、ぜひ実現していただきたいなというふうに思っておるんですけども、現状の取り組み状況について、また、町長を先頭に、要望活動されておると思うんですけども、設置の見通しについてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 残ります本工事以外の部分でございますが、まず、今おっしゃられましたように調整池の整備工事、調整池自体はできておるんですが、これをビオトープ化しまして、沈砂池を利用して渇水時の農業用水等にも活用したいということで、調整池のビオトープ化を図っていききたいというふうに考えております。

また、塩谷の古墳公園につきましても、整備から20年が経過し劣化等も見られます。施設から眺望した部分に古墳公園が存在しますので、その景観を維持するためにも再整備等を図っていく工事のほうを行っていききたいと思っております。

あと、周辺の用水路の復旧工事なり、また当初計画段階で遊具等の整備等も考えておりますので、計画ができ次第、随時工事のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、スマートインターチェンジの見通しでございますが、見通し自体は私のほうからは、今申し上げることはできませんが、スマートインターチェンジを設置された場合に、対応できるような整備ということで、資料の2になるんですが、資料の2に、青色で着色した周遊道路というのがございます。この周遊道路というのは、京都方面から駐車場に入って、そのまま一般道へ出られるための周遊道路でございまして、あと駐車場の右側の部分、桃色で斜線表示した部分でございますが、この部分につきましても、今度は京都方面へ帰っていただくための駐車場への乗り入れを想定した道路の整備を行い、手戻りのないような整備を行ってまいりたいというふうに現在のところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） スマートインターチェンジ、ご存じのように、京都縦貫自動車道にはそういう制度がないということで、今頓挫している状況です。今までは、行政間での種々を検討して、何とか設置してもらいたいというようなことで動いておったんですが、どうしても政治に頼らんと制度がないということで、無理だという判断をしまして、今年の春から地元の府議員さん、地元の国会議員さんを中心に、再度要望をしていこうということに切りかえました。現在、順調に進んでいるかということになりますと、順調に進んでいるとは決して言えないんですけど、いずれにしても、スマートインターチェンジ、とにかく出入り口ですね、出入り口がないと京丹波町、せっかく多額の投資をしても周辺にその影響を及ぼすことが小さくなるという意味で、これからも各政治家の皆さん、府議員の皆さん、国会議員の皆さん、いろいろそういう方の協力を得て、ぜひ、制度のない中でも財源を見出して、設置してもらうように、そういう働きかけを一層強めたい、そんな思いであることを申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今回の工事請負契約であります、名称が道の駅「京丹波 味夢の里」という整備工事ということになっていまして、確かに、制定委員会ではこういう道の駅の名称が採用されたということで、国交省に申請をされていると思いますが、これは認定をされたのか、されたのであればいつされたのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 道の駅として、平成26年4月4日付で登録をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） そこで、今まで「ハイウェイテラス・京たんば」という名称も使われてきまして、ここの区分けといいますか、全体のパーキングエリアの、それはどういうことになるんですか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 当初、整備の段階で、基本計画策定の中でハイウェイテラス・京たんば整備という文言を使用していたわけございまして、また、条例等におきまし

ては、地域振興拠点施設ということでお願いをいたしたところでございます。

今回、道の駅の登録を受けまして、本線側も含めて「道の駅」ということでございますので、今後、道の駅「京丹波 味夢の里」として登録もいただいておりますので、PRを行っていく上でも、本名称を今後使用していくということで、ご理解賜りたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） そういうことで統一してもらったほうがいいと思うんですが、今日配っていただいています資料1、これ、（仮称）ハイウェイテラス・京たんば整備事業ということで、タイトルから見たら、今日の分の整合性がないわけでありますので、これは、こういうものを出してもらおうと、ちょっとどういうことになっているのか、答弁も疑わしいということになりますので、議長、この資料については、差しかえを求めます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 資料の1、この図面のタイトル等につきましては、道の駅「京丹波 味夢の里」整備事業ということで、差しかえのほうをさせていただきます。大変申しわけございません。

○議長（野口久之君） 差しかえをさせます。

篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） いつ、差しかえていただけるんですか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 休憩時間に手配させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私も何点かお尋ねをしておきたいと思うんですけども、一つには、先ほど質疑の中で、残る事業について、調整池の関係、そして公園の再整備、用水路とか遊具の設置という答弁があったわけでございますけども、この工事については、総額18億2,500万円の中に含まれておるものか、これはまた新たに追加工事として提出されるのか、その点について、一つは何っておきたいと思います。

それから、工期の関係なんですけども、現在、地域振興拠点施設の土台部分、基礎工事が行われておると聞いておるわけでございますけども、これから上屋が建っていくということになるわけでございますけども、これから冬場に向かっていく中で、こういった周辺整備、

非常に雪やとか雨やとかいう関係でいきますと、工事等もしにくいわけですが、そういう心配とか問題はないのかどうか、伺っておきたいというように思います。

それから、町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、これまで地域拠点施設の建設について、町長は、いわゆるまちづくりの上からも、周辺のいろいろなところへ力を入れるというよりも、縦貫道で通過の町にならないためにということで、この建設が進められてきておるわけですが、いわゆる引き寄せるというよりも、お客の行くところへ施設を持っていくと、こういう説明や答弁をこれまでされてきたわけですが、そういう考え方というのは、これに基づいてこの整備がされておるというふうに思うんですが、そういう考えというのは、変わらないということなのかどうかということを1点、伺っておきたいということ。

それから、先ほどお尋ねがありましたスマートインターの関係なんですけども、政治的判断でもということで、いろいろな働きかけをしておるということでございましたが、無理をしていくということになれば、その分町民負担につながるんじゃないかと考えるわけですが、その点について、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、ビオトープ化の工事なり古墳公園の修景整備、また用水路の復旧工事につきましては、当初お願いいたしました事業費の中内の整備ということで、実施してまいりたいというふうに考えております。

また、工期についてでございますが、現在、本線側でも四つの工事、また、この前電気なり設備の工事が5件発注されております。

また、京都府の道路公社のほうの工事も4件発注されております。

本町の工事につきましても、今回お願いしております工事以外の部分で現在3件の工事を発注しておりますので、工事が大変幅そうしておりますが、調整等を行いまして3月末完成ということで事業のほうは進めるように、しっかりと調整してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お客様が多く集まれるほうへ事業者が出向くというものの考え方は今も変わりません。それにしましても、そこから町内を周遊してもらうように努力することは、非常に大事なことだということでお答えをいたしました。

それと、スマートインターチェンジ、インターチェンジのことですが、そもそも町民がそ

ういう財源を負担する気なら、もっと早くできるんですけど、政治とかいうことに、いろいろ相談するという意味は、制度のない中でもいろいろ財源をきちっと確保したい、確保してほしいという要望でございますので、そのように理解してもらったら結構ですし、今、担当課長、十倉君が申しましたとおり、その他については手戻りのないように、福知山河川国道事務所が窓口になって、いろいろ周辺の整備はしてくれているんだと思うんですけど、手戻りのないような工事を進めてもらっていると、こうした方々にも報いるためにも、ぜひ設備を設置したいというふうに、私自身は今も思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 私も1点だけお聞きしておきます。スマートインターチェンジということで、政治的に活動を行っていくんだということでありましたが、下りについては、スマートインターチェンジができれば活用する車もあるかもわかりませんが、上りにつきましては、スマートインターチェンジがついても、後戻りせんなんみたいなそういう構造になるのではないかというふうに思っていて、そういう効果があるのかどうかということが1点と、利用されるのかどうかというのが1点と、それから、この施設から府道を隔てて自然公園までの道をつくるということで、予算はついてたかどうか定かではありませんけれども、いつそういう財源も見つかるかわからない状況のもとで、そういう新たな町道整備というか、そういうものについてはどのように考えておられるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） スマートインターチェンジの整備につきましては、今回想定しておりますのは、ハーフのインターということで、どうしても交通量的には、京都方面からの交通量が流入の交通量、そして流出につきましても京都方面へのお帰りになるという交通量が多くありますので、費用対効果ということで、ハーフインターを整備するのがベストということで、現在のところは想定いたしております。

また、自然公園への路線でございますが、本年の当初予算でお認めいただきましたとおり、府道桧山須知線を十字交差いたしまして、いろいろと考えながら走るのではなくて、真っすぐ行けるような道路ということで、町道宮浦戸麦線という路線を自然公園へ直結する形で整備して、自然公園にもトレセン構想等ございますので、流入人口等、また交流人口を増やしてまいりたいということで、整備はお願いするところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております整備工事の工事契約金額でございますが、1億6,426万8,000円ということで、予定価格の88.4%でございますが、一番基本となる地域拠点施設の整備を行うということで、総合評価方式を導入されました。そのときに、落札をした金額と予定価格と同額ということで、いろいろ議論があったところでございますが、結局町長は、予定価格と同額でよい仕事ができる当然だという、そういう見解でありました。今回の入札結果は、88.4%という結果なんですけども、同じ関連する地域拠点施設整備にかかわっては、当然、よい仕事をしてもらおうという町長の見解からすると、予定価格と同額で工事発注というのは、当然だと思うんですけども、その点については、総合評価でした、いわゆる契約と、そして一般競争入札による入札との違いだという見解なのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回、競争入札でこうした結果が出ました。どなたに見てもらってもわかりますけど、道路中心ですと一般競争入札が、私はよいと思います。

ただ、店舗ということになると、そういう性格だけじゃなしに、いろいろな経営したり作業したりする人の思いというものもあって、そのことを最大限生かす一つの入札方法として、総合審査方法がとられたんだということでもあります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 1点だけお聞きをしておきたいと思うんですが、今回の入札の結果、2,100万円ほどの予算の不用分が出てくるわけです。先ほどお聞きしていますと、調整池の整備とか、公園の再整備、それから水路等の整備とかということなんですけども、もう今になれば、18億2,500万円という総額はかかるというようなことでしたけども、かなり工事も進んでいるわけですから、具体的にあと18億2,500万円の範囲内で工事が全部、この件に関する全てが終わるのかどうか、その辺の見通しについて具体的にお聞きをしたいと思いますし、もしも、今後こういう関連の案件が出てきた場合は、そういうことが一覧表でわかるような状態にして出していただいて審議をさせていただくのがいいことだと思いますので、そのような方法はとっていただけないかどうか、この2点についてお聞きをします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 全体の事業費でございますが、お願いしております18億2,500万円の総事業費の中で整備のほうは行うこととしておりますが、まだ、未発注の工事

もでございます。また、整備の内容について協議している部分もございますので、現時点で精算見込みを出すのは、時期尚早かなというふうに考えております。

あと、事業等が精算の見込みができましたならば、わかりやすいような一覧表は作成してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 開通が平成27年の4月からというふうに聞いていて、いまだにどれぐらいかかるか厳密な予算が組めていないというんですか、いわゆる積算もされていないというようなことで、実際、間に合うのかどうか、非常に不安に思うわけですが、その点、大丈夫なんですか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 概算の事業費ははじいております。ただ、予期せぬ部分もございますし、現在いただいております事業費の中で整備は行ってまいりたいというふうに考えております。

また、工期でございますが、大変1カ所で工事のほうが輻そうしておりますが、先ほども申し上げましたとおり、調整は行いまして、どの工事も遅れることなく間に合いますように、調整のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第67号 平成26年度道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約について、反対の立場から討論を行います。

提案されております議案、道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事の内容は、駐車場や周辺道路、散策路などの整備工事で、舗装工事や芝張り工事などが中心でございますが、地域振興拠点施設建設が総額18億2,500万円とされて、その一部であります。1点に集中した多額の投資はまちづくりとは大きくかけ離れていると考えます。縦貫道の開通で通過の町にならないためにと、地域振興拠点施設をつくるために、土地の購入、造成、施設の建設などに合わせて18億2,500万円の税金を投入して行政が準備をする。建設工事と運営を民間の事業会社に委託契約をする。こういう方法で進められていますが、入札は総合評価

方式を採用して、採点の８割を業者の提案などで判断するなど、全国でも例を見ない採点方式で、サンダイコーグループが落札をしました。

このとき、建物の建設工事が予定価格と同額でありました。町長は、よい仕事ができ当然であるとの見解でございました。

今回の入札結果は、１億６，４２６万８，０００円で予定価格の８８．４％でした。地域振興拠点施設整備について、税金の使い方が問われていること、地域振興拠点施設の建設は、お客が行くところに、こちらから出向くことが商売としては当然であるとの町長の答弁から、まちづくりではなく商売の発想であると考えます。

振興計画に基づくまちづくりは、周辺部や旧町ごとに拠点をづくり、そこを一つのエリアとして、まちづくりを進めることになっており、その計画とは大きくかけ離れている点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○２番（松村篤郎君） ２番、松村。

ただいま提案になっております議案第６７号 平成２６年度道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約について、賛成の立場で討論を行います。

半年後に迫ってきた京都縦貫道の全線開通に合わせ、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点事業の周辺整備事業も、いよいよ構造物の本格的な工事着工となり、開設時期に無事完了し、町民の多くの期待に応えるよう切望するところであります。

今回提案されました平成２６年度道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約については、既に入札結果も公表されており、工事概要は施設建物を除く周辺の駐車場、広場、周辺道路、散策路、通路などを施工するとされているので、請負金額については、条件付一般競争入札において、予定価格１億８，５７６万円に対し、落札価格１億６，４２６万８，０００円、いずれも税込みで率８８．４％となっています。これは施設全体の事業費の１８億２，５００万円の中に含まれたもので、既に平成２６年度当初予算で承認されております。

施工業者については、町内に本社、支店、営業所の所在があり、入札に関しては適正に行われております。

この周辺諸工事が実施され、完成することにより、今後、公園整備や町道曾根深シノ線整備などの計画が順調に進展することあわせ、一体的な地域拠点施設となって事業の完成をすることを願って賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第 67 号を採決します。

議案第 67 号 平成 26 年度道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 6、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第 6、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

お諮りいたします。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号は、原案の推薦者を適任とし、答申することにいたします。

《日程第 7、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第 7、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

お諮りいたします。

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申することにいたします。

《日程第8、議案第55号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第8、議案第55号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

坂本君。

○6番(坂本美智代君) 京丹波町放課後児童健全育成事業と、これは国によって基準条例を定めるとしておられますが、その中で、職員、今現在、本町は6年生まで町独自で学童保育を実施されております。大変、お母さん方の運動もありまして、実施されまして喜ばれておりますが、職員という中で、支援員の資格といいますか、こういったものを、資格を要するというものが何点かありますが、本町では、こういった資格を要する以外の方がおられると、現在おられるのかどうかということと、国の基準によって、今、町ではどういったところが変わってくるのか、その点をお伺いしたいのと、また、このことによって本町は将来民営化の参入というんですか、そういったことにも考えようとされるのか、今の時点での考えをお伺いしたいと思います。

○議長(野口久之君) 中尾教育次長。

○教育次長(中尾裕之君) 現在の指導員でございますが、それぞれの児童クラブに小学、中学、そして幼稚園と保育所の資格を持った者が1名ずつおります。

また、支援員の資格につきましては、第10条の3項の第9条に「2年以上放課後児童育成事業に従事する者であつて、町が適当と認めたもの」という資格がありますので、その方が2年以上勤めている方がほとんどですので、京丹波町においては、クリアしているところでございます。

また、この条例ができることによって、町はどのように変わるかということにつきましては、やはり、避難訓練とか、これまで余り正式にきちっとできていないものは、きちっとできるようにしなくてはならない点と、それと指導員の研修をさらに深めていく必要があると考えております。

また、3点目の民営化については、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけど、今、支援員についてでございますけども、現在、京丹波町は学童保育を実施しておりますので、2年以上支援員として仕事をしていただいておりますけども、当然、世代交代を含めて、新たな方にお世話にならんなんと、こういう場合が当然出てくると思うんですけども、その場合の考え方、非常に大事な部分でございますので、そういう基準を設けて、一定水準の方を確保していくということが、非常に大事だと思うんですけども、その点についての考え方、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 議員がおっしゃるとおり大変重要な事業だと考えております。

また、指導員につきましては、時間帯が、子どもが学校を終了してから2時半か3時頃からということとなります。また、2時半3時頃から6時頃、そして休日は8時過ぎから6時ということとなっております。その中で、資格を持った人を正式に持った人を、これからも考えていきたいと考えております。

ただ、なかなかそういう条件のもとで働いていただくこともありまして、町のほうで何回か募集をするのですが、なかなか募集をしても人が集まらないというのが現状でございます。そういうことも踏まえまして、今後、さらにどうして指導員を確保していくかということも、適切に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 今答弁をいただいたわけでございますけども、非常に確保が難しいということは現状だと思うんですけども、やはり保育士や先生のOBなどの協力を得るということも、非常に大事だと思いますので、そういう方にも協力していただく、また、資格を持った方を正職員で確保して当たるとか、そういうこともしっかり考えていかなければ、水準を下げていくということは絶対しないという、そういう決意をもって進めていくべきだと思うんですが、その点について、もう一度見解だけ伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） この条例は、最低基準を定めたものでございまして、さらに指導員の力というのは大事と考えております。今後とも努力しまして、近隣の方法も勘案しまして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 済みません、受け入れの児童の人数というのは、今、どのような状態になっているのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 登録されている人数は、40名以上いるところもありますが、実際に毎日来ていただいている人数というのは、1組で三十七、八人、2組で三十六、七人、3組で24人というのが、月平均になっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

議案第55号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第56号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第56号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 今回、提案になっております家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の制定と、次の５７号とも関連するものでございますが、国が定めました子ども・子育て支援法に基づいて、市町村が条例をつくるということになっておるわけでございますけども、一番の目的は、民間の事業者でありますか、民間活力の導入と申しますか、民間が保育事業、そういう事業にも進出できるということが大きな中心点でございますけども、非常に、見ておりますと制度が複雑になってきておるというように思うんですけども、その点については、対象とされる方を含めて、どのように内容について啓発や知らせていくのか、伺っておきたいと思ひます。いわゆる、自らが保育所を選ぶと、保育園を選ぶと、こういうことに基本的な国の考え方はなっておりますので、その点について伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 利用者の方への説明につきましては、内閣府からパンフレットも出ておりますので、視覚的にもわかりやすくパンフレットも活用しながら、ご説明をし、ご理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○１４番（山田 均君） どのように、そういう関係する方を含めて徹底をされると申しますか、来た方を対象にされるということではなしに、保育を必要とされる、そういう方々を対象、また、次の世代を担う子どもたちでございますので、対象を広く持って説明や理解を求めていくということが大事だと思うんですけども、その点については、どのような考え方なのか、伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 今後、広報等、またホームページ等でもお知らせをし、また、子育て支援センター等で、来ておられる保護者の皆様にも直接お話しをし、ご説明ができるようにしていきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○６番（坂本美智代君） 私も、読ませていただいていたんですけど、大変多くのことが書かれておりまして、なかなか理解がしにくいんで教えていただきたいんですけど、少子化に対して、国のほうからこういった子育ての支援を強化するということで出されたものであるんですけども、これまで府とかの関連で社協に委託して、今行われていますファミリーサポート事業というのがありますが、それとの違いというのがどうなのか、もう少しこれとファミリーサポートとの違いが、どんな点が違うのか、お伺いしたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） ファミリーサポート事業に関しましては、相互援助活動ということで、子どもさんの保育に関して、また一時的にお預かりをしようとされる方へのサービスの提供ということになります。

また、小規模の保育事業に対しましては、地域の過疎化が進む地域でのお子さんへの保育、それから待機児童解消のためのゼロ歳から2歳児さんに対する保育で、保育をしていただく方は、家庭的な保育の従事者として、保育の研修を受けた方というふうになっております。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第56号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、あわせて第57号とあわせて反対の立場から討論を行いたいと思います。

今回提案されています条例案は、平成24年8月に子ども・子育て支援法が国会で成立をし、平成27年4月から、この法律に基づいて新制度が実施されるために、実施主体であります各市町村でも条例を制定する必要があるということから制定するものであります。

これまで、保育所の運営は、公的保育を基本としてきましたが、都市部を中心に待機児童の問題が大きくなり、それを受けて今回の支援法が制定されたものですが、この新制度の実施のために、消費税が10%に引き上げをされた際に、増税分から7,000億円程度を充てるとされており、消費税の10%引き上げを前提にした財源となっています。ここにも大きな問題があります。制度をつくっても財源の裏づけがないということでもあります。

子ども・子育て支援法は、これまでの公的保育を基本とする立場から、安倍内閣が進める民間企業参入に大きく道を開くものです。新制度では、対象となる施設、事業の種類が大幅に増えること。これまで施設に出されていた補助金が、利用料の補助として保護者に給付される、そういう仕組みとなり、利用者補助となります。

また、直接契約の仕組みが基本となるなど、制度の内容や仕組みは複雑で、保護者など関係者への周知も不十分であります。入所した施設によって、受ける保育に格差が生まれることや、保育者の資格者以外も保育ができる基準となっています。

京丹波町では、待機児童はいませんし、これまでのところ、民間が参入してくる動きもありませんが、条例を制定することは、民間の事業者の参入を前提に考えるべきであります。

条例は、国が示すものに基づいて制定をしたとのことでありますが、全ての子どもに平等で豊かな乳幼児期を保障するために、全ての施設、事業に町が責任を持つべきです。

また、制度の内容を大きく変える場合には、パブリックコメントなど十分な意見や声を聞くべきですが、本町では設置をしております子ども・子育て審議会が、パブリックコメントの役割を果たしているとの見解ですが、制度の内容を具体的に示し、保護者はもちろん関係者や子育てにかかわる人たちなど、多くの声を聞くべきと考えます。

大事なことは、本町として、これまでの保育水準を引き下げないことなどを明確にすべきです。こうした問題点を指摘し、子ども・子育て支援法に基づく国基準による二つの条例案の反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第５６号を採決します。

議案第５６号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第５６号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１０、議案第５７号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第１０、議案第５７号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

東君。

○１１番（東まさ子君） これは、幼稚園、保育所、それから認定こども園ということで、定めるものだと思っておりますが、保育料、幼稚園の利用料などは、今までとはどのように変わってくるのか、それと、認定を受けなくてはいけないということで、これまでと制度が変わるということで、町が行っている保育所については、今までと同じように、園に直接行って契約みたいな形にはしなくてもいいということで、手間が今までと同様になるというふう

に思っておりますが、具体的に、幼稚園、保育所、もし認定こども園ができるとしたら、年齢はどういうふうになるのか、利用できる年齢層、それぞれの施設の。それと利用料、それから認定がされることによる手間というか、ですね、その点についてお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 年齢につきましては、ゼロ歳児から５歳児ということで、幼稚園のほうは満３歳から５歳です。保育所のほうは、１０カ月のお子さんから、今就学前の５歳児さんまでお預かりしておりますので、何ら変わることはございません。

それから、利用料の関係ですが、保育料のことだと思うのですが、まだ詳しくは、公定価格のほう为国のほうから出ていない状態です。このことに関しましては、現在の保育料と、高くならないように利用者の方にご負担をかけないようにというふうに考えております。

現在のところ、子ども・子育て支援新制度につきましては、詳細はまだ利用料のほうが決まっておらないところもございますので、国に対しては、速やかに制度の詳細を示していただくように京都府を通じて要望しているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第５７号を採決します。

議案第５７号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

《日程第１１、議案第５８号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第１１、議案第５８号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

坂本君。

○６番（坂本美智代君） 今回出されております特別職の職員で常勤のものの給与の条例の制定であります、町長、そして副町長の減給なんです、これは職員の不祥事によりまして、責任をとるとして出されてきました。

しかし、これまでも言うておりますように、明らかにこれは私的に流用しているということで、公金横領ということでもあります。やはり、町長が責任をとるというのであれば、町民に対しては、やはり告訴、告発、そういったことをすることは、責任ということになるんじゃないかと思いますが、その点、改めてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 停職６カ月を処分しました。私は、任命権者として、やっぱり管理監督責任を負うべきだということで、提案させていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○１１番（東まさ子君） 私も、１点お聞きしておきたいと思います。

今回は、町長、副町長の処分についてということで、町長においては１００分の５０、副町長については１００分の２０ということで、１カ月の減給ということではありますが、今回の特別職の処分ということと、それから元職員さんの処分についてでありますけれども、町長が懲戒免職を停職６カ月にされたということで、退職金の権利があるということになりました。

こういうことについては、本当に身内に甘いというか、そういう声が今、大変厳しい状況の中で、みんなの暮らしの中でお聞きをしているところでありますが、町長の減給についての根拠について、何を根拠にされたのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、職員さんの場合、退職金が出るとして、あと、法的に退職金を出さなくてもよいというか、そういうことができるのかどうか、２点お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町職員懲戒分限審査委員会の答申を受けまして、これ、一定の指針ということです。そこで総合的に判断して停職６カ月という懲戒処分をしたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 退職しました職員に対します退職金の支給でございますけれども、現在につきましては、保留という形で退職手当組合に対しまして、支払いを停止いただいている状況でございます。

法的に支払われない場合といいますのは、元職員が告訴、あるいは告発をされまして、法の手続きが加わった場合に限りまして、支払いができないということになってまいります。

また、現行の退職手当組合の条例等に基づきまして、支払いの差し止めというものもございまして、その差し止めに関しましても、現在、退職手当組合と調整をさせていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 総合的に判断したということでありますが、町民から集めた大切なお金が横領されたということでありますが、私的に使って返済をすれば罪にならないというような、そういう感じに町長の答弁からすれば理解できるんです。私的に流用というのは、横領罪でありますので、横領となれば懲戒免職ということで、そういうふうにはしなくては行けないのではないかなというふうに思います。そういう点で、町長は公金に対する重みというか、それがどうなのか、1点お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 恐縮ですが、そういう諮問委員会から諮問をいただいて、そして総合的に判断する立場にありまして、総合的に判断した結果が、停職6カ月という懲戒処分であったということです。その他事務的なことは、今、総務課長が詳細に答弁していますとおり、退職手当組合が最終的には支給するかしないかも判断されます。

あるいは、仮に支給しておっても、この事案に関して、その人が禁錮以上の刑を受けた場合は、返還せんなんとかいうことになっていきますので、あくまで法律的に処理されていくものという認識であります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけど、今回、提案になっております町長、副町長の減給でございますが、100分の50なり、100分の20の1カ月ということでございますが、この基準を全国的な事例を見ておっても、いろいろ何カ月という場合もあるわけでございますけども、1カ月ということにされた根拠というのは、どこに

あるのかどうか、非常に住民からすれば、公金を横領して、そして、いわゆる免職にならずに、依願退職ということで、一応退職金をもらえる権利を持っておるという、そういうことへの批判も非常に強いわけでございますが、その辺について、どういう見解があるのかどうかということと、やはり、処分の問題が一番大きいわけで、町長も横領と正式に議会でも認めておられるわけでございますが、そういう点からすれば、平成20年ではありますが、人事院の事務総長が初ということで、懲戒処分が一層厳正に行われるようにということで、通達も出されております。それを見ておっても、全国的にそういう事例が出てきておるということで、処分裁量を決定するに当たって、しっかりやってくれということの通達が出されておるわけでございますが、明確に公金を横領したという職員は免職とするということが、その通達でも示されておるわけでございますけれども、そういうものに基づいて、しっかりと判断をすべきであったし、そういう点からすれば、今回提案されておる100分の50、1カ月というのは、非常に少ないと、もっと責任を感じざるべきやないかと、こう思うんですけども、その点についてあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私自身の処分については、いろいろなことで総合的に、これも判断しているんで、私だけがぱっとすると、次の方が迷惑するとかいうようなこともありまして、とにかく今までの歴史とか経過というものも勘案して、今後の方のことも勘案して、私が最終的にそう判断したということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 今後のことも考えて判断したということでございますけれども、やはり、そういうことを考えれば、公金を横領した職員は、きっちり処分をすると、免職とするというのは、今後に及ぼす影響も踏まえて、当然だというように私は思うわけでございます。あわせて、町長が管理監督の責任を感じておられるということでございますし、当然、土地改良区の責任者でございますので、そうあるわけでございますけれども、一応、これで幕引きになってしまうということも考えられるわけでございますけれども、町長として、そして土地改良区の責任者として、町民へのおわびの文書を出すとか、そういう考えはないのかどうか。やはり、これほど大きな町民に与えた影響といたしますか、そして対外的にも大きな京丹波町の名前を汚したといたしますか、落としたというか、そういうことになっておるわけございまして、そういうことを含めて、そういう考えはないのかどうか、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当に不名誉なことになりまして、申しわけなくおわび申し上げます。

文書を出すか出さんとかということについては、それもちよっとよく検討させてもらって、そうすべきであるということであれば、そうしたらよいなど、私自身がそういうものを出さんほうがよいとか、出したほうがよいとか、今のところそういう判断を持ち合わせていませんので、そのように答弁しておきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 文書を出すことについて、判断持ち合わせてないということなんですけど、出すか出さないかということは、どういう形で判断をされるのかという点、いろいろな方の意見を聞くということなのか、内部で、今後のことも、それこそあるということで、判断をされるということなのか、どういう考えなのか伺っておきたいと思います。

全国の例を見ておりましたが、やはり職員の公金横領などの問題について、しっかり町民へのおわびの文書を出したりして、二度とそういうことを繰り返さないと、公務員としての倫理をしっかり確立させていくと、そして責任者、町長が自らそういう姿勢を示すということが、非常に大事やと、私は思うわけでございますので、その点、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、この町議会が町の最高議決機関ということもあって、最高の権威だと思っておるんですね。そこでおわびを正式に申し上げました。今もまた申し上げたんですね。そうしたことで、その上、ということは議事録に残りますので、改めて文書を出すのが適当なのか、適当でないのか、十分考えたいということを表明させていただきました。

なお、幾度も申し上げますけれど、この事案は、旧丹波町の土地改良区、あるいは瑞穂の土地改良区、そして和知の土地改良区、丹波町の谷山土地改良区、そして丹波町の下山新田の土地改良区と、5改良区の皆さん、それぞれ理事長さんがいらっしゃって、そこでもきちっと支部長としておわびを申し上げて、善後策、いろいろご協議いただいて、そして数字・決算等についてもご承認いただいて、そして告訴する必要なしという一つの判断を示していただいております。そうしたこと総合的に、その場でも、土地改良区のほうでもおわびをきちっと申し上げて、議事録に残っているというようなことで、改めて文書を出すのは、適当なのか適当でないのかということ判断させてほしいという意味でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○ 13 番（村山良夫君） この議案というのは、職員の不祥事件が全て解決したというか、終局した状態で審議されるべき議案だと思うんです。そういう意味で、全部が本当に済んでいるのかどうか、二、三、問題に思うことがあります。

まず最初に、退職金は宙に浮いたままになっていて、どういう結論も出ていない。そんな状態であるということ。

それから、何回か全員協議会等でも質問したんですが、現金が何で生じるのか、何で現金で保管せないかんのか、元へ戻しておけばええことでないか。それから出納簿はちゃんとあるということを後で聞きました。それなら、4月1日からあの間にいつあったかわからんけども、三十幾らか使っていると、こういう回答では、当然ちゃんとした探求がされていないというように思います。

また、そういう不正に使ったというサイト系の使用料に払ったと、こういうことなのですが、そのサイト系の履歴とかを照合するという作業はできてなくて、本人の言ったままを、そのまましているというのは、普通こういう事件が起きたときに、本人の言いわけだけで裏づけ調査をしないというようなことは信じられないというふうに思います。

それから、もう1点、これも私、質問して回答がなかったんですが、公金というのは、町民の血税です。定期預金を中途解約をしていることによりまして、損害金が生じているということはおっしゃいました。その分が既に弁済がされているのかどうか、その答弁もありません。

それから、あとの資料としていただきました丹波支部協議会の7月22日に行われました臨時役員会の議事録を読んでいますと、非常に疑問に思うことが二、三あります。5名の役員の中で、監査委員という方が二人おられるんですが、その中の一人がこういう発言をされています。事務局を私たちは監視できない。自分の土地改良区に目を光らすのが精いっぱい、偽りで出費されたり、領収書でも見抜くことができないと、発言されています。

また一方の方は、私たちがその都度、通帳、帳簿を見せろとは言えない。課内で整理してほしい。ということ。

それから、支部長というのは、多分町長のことやと思うんですが、理事者の方、監査委員、今申し上げた二人も含めて、その責任がないと、このようにおっしゃっています。指導監督する立場にもない。こうおっしゃっています。こういう状態で、丹波支部及び協議会の監査が、なぜ、こういう状態で、本当に信頼のできる、信用してもいい監査ができるのかどうかという点でも、というふうに思います。

以上のようなことで、こういう議案を終局もまだしていないのに、することについては、

どのようにお考えなのか、先ほど申し上げたことも含めてご回答をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう議会でご意見があったことを、改良区の理事長さんにちゃんとお伝えします。

そういうことでご了解をいただきたいと思います。それ以上のことについては、私のほうからいろいろお答えできませんので、私は責任を負うべきという部分で、今回提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） そうしたら、議事録の支部長としての発言ですね、理事長の方、監査委員も含めて責任はない。指導監督する立場ではない。こういうことを町長は思っておられるのかどうかをお聞きしたいと思います。もしもそうなら、監査委員の役も責務ということもないということですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） どういう議事録か、ちょっと今手持ちしてないんですが、いずれにしても、ここでいろいろご意見をいただいたことは、最初から改良区に持っていきまして、こういうご意見がありましたということで、審議をいただきました。そのようにご理解いただけたらうれしいです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今のことは、私が質問していることを回答していただいたと思えないと思うんです。議事録には、支部長として、理事長の方、これは全部だと思うんですが、責任がない。指導監督する立場ではない。こういう発言をされているということが、されていると思います。町長はわからないなら、担当課長、どうですか、そういう記録はないんですか。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまの村山議員のご指摘のところでございますが、私ども、今手元に議事録持ってきておりませんので、定かではないんですけども、そのときの議事録ですけども、恐らく、その責任において、今回の事案の責任において、それぞれの理事長さんが、私どもにも責任があるということでおっしゃっておられるんですけども、この事案については、それぞれの理事長さんに責任をとっていただくことはないという意味合いで

の発言やったというように記憶をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今回、提出されております特別職の給与の一部改正でございますが、これは先ほどからも出ていますように、町職員の公金横領事件の責任を明確にするために、町長、副町長の給与を減額する条例改正を提出をされているわけでありますが、町民の誰もが、公金を横領した職員に、退職金が支払われるということにつきましては、やはり納得できないと、許せないという声が上がっております。民間でありましたら、金品を着服、横領した場合は、即刻首で、退職金を支払ったなどとの例は聞いたことがございません。

本横領事件につきましては、やはり町民の皆様の理解を得るためには、京都市町村職員退職手当組合に提出しています退職金支給申請を取り下げる以外にはないというふうに思っています。

よって、この町職員の公金横領事件は、全て解決したとは言えず、全て終結してから給与の減額と期間を定められるべきでありまして、本条例の制定の条例につきましては、取り下げをされることを提案いたします。

○議長（野口久之君） 提案だけで、よろしいか。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 提案した議案について、今、取り下げる意思はございません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、議案第58号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

次の点について指摘するものであります。一つは、元職員の公金流用が6月3日に発覚していたにもかかわらず、議会への報告は一月以上経過した7月22日であります。この間、6月定例会も開催されていましたが、報告がされていませんでした。これは公金横領の隠蔽ととれると同時に、議会軽視でもあります。

二つに、平成24年、平成25年と、土地改良区の総会が開かれていません。どんな団体

であっても、総会を開かないといったことがあり得ないのであります。まして、土地改良区の連合会京丹波支部と連絡協議会は、公的団体であります。どのような理由であれ、こうしたなれ合いの体質を許してきた執行部とその責任者である町長の責任は重大であります。

三つに、元職員に対する処分は、町懲戒分限審査委員会の懲戒免職が妥当とした答申に対し、町長の恣意的な判断で停職６カ月の処分としたことによって、退職金を受ける権利が生じました。返済はしたものの、これは私的流用であり、着服であります。明らかに公金横領であります。

町長は常々、町民目線だと言われておりますが、町民から見ても理解はできるものではありません。今回、町長は１００分の５０、副町長は１００分の２０と、それぞれ減額を提案されておりますが、減給処分はもちろんです、告訴、告発をするべきであります。町民への説明も不十分であり、行政不信を広げるものであります。町長自ら町民に対し、納得できる処分をするべきであることを指摘いたしまして、反対いたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

村山君。

○１３番（村山良夫君） 私は、議案第５８号について、次の理由によって反対討論をいたします。

まず、最初は、手持ち現金の発生とか、手持ち現金の管理状況、手持ち現金の着服状況、その全てにおいて、納得のできる明快な事実が証明されていないということが一つ。

それから、二つ目は、着服したお金ですね、そのものについて、本人の証言を聞いて裏づけ調査が全くされていない。こういうことで事件の内容が全部解明されたとは思われない。

それから、先ほど申し上げていましたように、丹波支部協議会の監査も、７月２２日の臨時役員会も、議事録を見ますと、本当にちゃんとした監査がされたのかどうか、ちょっと信じがたい点があります。

それから、もう一つは、退職金の処理について、最終結論が出ていない。こういう状態の中で、責任だけ先に追及するというのは、まさに時期尚早でありまして、今回は、この案件を取り下げるべきであるということを申し上げて、反対討論いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第５８号を採決します。

議案第５８号、京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第５８号は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。１１時１０分まで。

休憩 午前１０時５４分

再開 午前１１時１０分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

《日程第１２、議案第５９号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第１２、議案第５９号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第５９号を採決します。

議案第５９号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第５９号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 13、議案第 60 号 平成 26 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）》

○議長（野口久之君） 日程第 13、議案第 60 号 平成 26 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

篠塚君。

○10 番（篠塚信太郎君） 動議を提出いたします。

本定例会の会期を 10 月 30 日まで延長し、ただいま上程になりました議案第 60 号 平成 26 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）は、所管の常任委員会に付託することを提案します。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12 番（山崎裕二君） ただいまの提案に賛成いたします。

○議長（野口久之君） ただいま、篠塚君から本定例会の会期を 10 月 30 日まで延長することの動議が提出されました。この動議は、1 人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

お諮りいたします。

この動議を、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

したがって、この動議を直ちに議題とすることに決定しました。

これより、会期延長の動議を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（少数 起立）

○議長（野口久之君） 起立少数であります。

したがって、本定例会の会期を 10 月 30 日まで延長することの動議は否決とされました。

これより、議案第 60 号 平成 26 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。

梅原君。

○4 番（梅原好範君） 本補正予算で商工業振興事業として提案されております土地購入費及び商業集積施設安定化補助金について質問いたします。

これにつきましては、丹波マーケスの運用母体であります丹波地域開発株式会社に向けた予算執行を提案されているものですが、丹波マーケスの存在については、周知しているもの

の、その設立時の経過やその後の運用状況については知らされていない部分が多くあります。

特に、瑞穂地区及び和知地区にお住まいの方からは、今回唐突に提案されました本議案に対しまして、多くの皆様が疑問を持たれております。

私自身も、不可解なものが多くありましたので、議案が提出されて以来、丹波地域開発株式会社の設立経過や会社概要など、同社を取り巻く状況について調査いたしました。

その中で、この計画につきましては、平成４年に当時の船井・北桑田地区土地開発公社が建設予定地の先行取得を行い、翌５年５月に旧丹波町において、丹波町特定商業集積整備基本構想が立案完成されて、同年１２月に、当時の議会においても商業集積の整備促進に関する決議が可決されました。

平成９年２月には、土地開発公社からの土地買戻しに続き、同年４月に同施設が営業を開始した経過から、この事業につきましては、旧丹波町が立案した商業集積整備基本構想に基づき、町民の皆さんの日常生活や地域経済の活性化を図るため、行政、または議会が一体となって建設推進に努められたものと判断いたします。

先行取得用地の買戻しに関しては、相当額の費用が生じており、平成９年度から平成２８年度まで２０年間を償還期限とする商店街整備等を支援資金を用いて１２億３，８００万円が借り入れられ、最後の償還計画を踏まえた上での運用は開始されました。その責務の償還状況を精査しますと、運用開始後５年間の据置期間を経過後。

○１４番（山田 均君） 議長、討論やないんやから質疑にしてください。

○４番（梅原好範君） 平成１４年に第１回目の償還のみは計画どおり実行されたものの、２回目となる翌平成１５年には、早くも償還計画に破綻が生じ、融資先との条件変更を行いながら計画の半額のみ償還に充当するという事態が発生しております。その後も、毎年条件変更を繰り返しながら、現在に至るといふ、まことに不可解な運用状況を確認いたしました。

この調査を踏まえて、ただいま私が申し上げました事業の立ち上げ経過に相違はないのか、町長にお聞きします。

また、まことにずさんとも受け取られる借り入れの償還計画と運用については、当時行政が一体となって進められた経過の中で、土地購入にかかわる債務については、第三セクターで設立した会社である以上、当時の関係者の判断がどういうものであったのか、また、償還計画の破綻という重大な誤りの所在はどこにあったのか、関係者としての町長の見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今ご質問をいただいたとおりであります。平成４年に、そういう会社

をつくりたいんでということで、私のほうにも、平成４年１１月、持ち回りでしたけれど、発起人になってほしいというような話はございました。そのことで、府道側にサンダイコー株式会社が土地を持っています、今の丹波マークス事業全体を生かしていくということになると、当時のサンダイコー北側の用地を借りるなり買うなり、そういうことをせんなんということで、協力を求められたんだということが、最近よくわかってきました。そうしたことで協力を求められて発起人の一人になってくれという要請を受けて、発起人にも名を連ねたところです。大体、当時の会社発足した会社は、社長が町長さんでした。平成５年に本格的に事業が進捗したんだなというふうに、まず認識しています。平成５年におっしゃったように、商業集積整備基本構想というものが策定されまして、そしてそれに基づいて平成５年の１２月に議会も商業集積の整備推進に関する決議ということで、可決、決議されております。

そうした生い立ちで丹波地域開発株式会社というものが動き出したわけですが、平成６年に、私は本格的にこの事業にかかわったという認識でおります。当時は、代表取締役会長が町長さんでした。そして、私が代表取締役社長に、平成６年に同時に就任したと思います。二人で大方、責任の分担というか、仕事の分担をしたんですが、私は、どちらか申しますと、建物を建てて、そして営業をするという職務を分担しました。当時の代表取締役会長であった町長さんは、用地、土地についての仕事をするというふうなことになったと思います。ちょっと私も、振り返って知ったんですが、オープンしたのは、私は、できるだけ早くオープンせんと、創業費がかさむということで、ちょっと開業を急いでおった節はあります。

そうしたときに、平成９年４月にオープンしているんですけど、土地について平成９年３月に譲渡されています。譲渡を受けました。私の今の立場でいうと、譲渡してやったと、譲ってやったということです。

そして、この土地を平成９年２月に町は、船井・北桑田地区土地開発公社から買戻しています。非常に効率がよいんですね。２月に買戻して３月に会社に売ることですから、大株主である丹波町、行政としては非常に効率がよいことをされているなということです。そのまた問題に今なるのは、譲渡価格ですね。土地取引価格が８億５，６５３万４，８５５円ということになっていまして、これは当時から言うても、大体その後試算したんですけど、評価額の倍ぐらいの価格です。それで売買契約が結ばれていると。

私は責任を感じていますというのは、片割れの、私は買う側の代表取締役社長として、会社の社長として、買い受け側にハンコをついていると。

ただし、今言いましたとおり、平成９年の４月にオープンしようと思ったら、何ぼ無理を

しても6カ月前ぐらいからは工事せんなんのですね。そのときに、船井・北桑田地区土地開発公社の名前のまま工事ができるとかいうのは、やっぱり民間の私の技ではできません。多分、町長であって、船井・北桑田地区土地開発公社の理事もなさっておったから、信用のもとに、そのままの名義で工事が進められたんだなというふうに、私は推察をしました。

ちょっとそういうことで、資料を振り返りますと、取締役会、代表取締役会長、その下に私の代表取締役社長ということが書いてありました。大方こういう構図だったんだろうなというふうに推測します。そうした代表取締役会長の意思というものは、非常に強いということで、こういう契約が成立したんだと、今では思っております。そのことの土地にかかわることの今回解決のための議案だというふうに認識してもらったらうれしいです。

以上でございます。

○4番（梅原好範君） 償還状況に相違ないですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もちろん大株主ですから、旧丹波町は、もちろん総会に当たって事前審査がありますし、もう一つの大株主である中小企業、その当時は事業団でした。今は中小機構という表現をこれからしますけど、中小機構の事前審査も受けて総会に諮ってしていますので、最初は約定どおり返せて、2年目から約定違反になる四千何がしの償還になったということ、これは証拠書類的にどなたも認められてこういう運営経営が進んだということ、間違いございません。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 町長の答弁では、開設当初の平成15年から既に計画どおりの返済ができないことになっており、当時の関係者による経過には重大な疑問を禁じ得ません。平成17年10月の新町発足に向け立ち上げられました法定合併協議会では、旧町それぞれの課題を出し合い調整が図られる中で、言うまでもなく保有財産を含め債務に関しても詳細に明らかにした上で、真剣な議論がなされました。

例えば、各地域における各種公共料金の納金方法がまちまちの現状の中で、どの方法を採用することが収納率の向上につながるのか、また、個人情報保護するためにはどうしたらよいのか、旧町それぞれが経過を持つ中で、詳細にわたり議論が繰り返されました。

商業集積地設立の経過さえ知らされていない瑞穂地域、和知地域の住民の皆様は、合併後9年が経過した今、なぜ突然に債務問題が出てきたのか、合併協ではどのような調整をして京丹波町に移行したのか、さまざまなご意見を伺います。

しかし、この問題については、協議のテーブルに上げられた事実はなく、情報さえ提供さ

れておりません。

資料によりますと、当時町長は、会社役員の立場であったと理解しますが、償還計画に破綻が生じる中で、その現状は合併協には意図的に伏せられたものなのか、また、当時会社側から町に対し何らかの要請をされた経過はなかったのかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、合併協議会でこのことが協議されなかったということについては、本当に私自身、今町長をしておいて申しわけないなという気持ちであります。

ただ、当時、第三者委員とかいうて、後で知ったんですが、私も街づくり会社の社長を引き受けている以上、そういう協議の場に出してもらっておいたらよかったなという思いは当時からありました。このことが協議の議題になっていなかったという事実であります。

それと、平成15年以降、約定どおり返せてへんねやさかいに、大株主、旧丹波町に対して要請をしておったんかというお尋ねですけど、文書等でそういうことを改めて要請した事実はありません。ただ、毎年決算組んで報告しているんで、できたらこういうことの約定違反にならんようにしたいという意味は、かなり強く表明しております。ということは、土地を8億5,000万円というような多額の土地代なんで、何とか丹波町と大株主さんと一緒になって解決したいという意思表示です。

こういう意思が働いたことを、皆さんに申し上げておきます。8億5,000万円で買うと、金額余り正確に覚えていないんですけど、実を申しますと、高度化資金ですね、高度化資金の中でも特定高度化というて無利子で12億3,800万円借りたんです。当時、8億5,000万円の土地を丹波町が持っておたら、私、当時の金利、知らんですけど、3%以上かかっておったと思うんですね。そうしたことから、ぱっぱっと商売人的に計算して、8億5,000万円、3%というとならば2,550万円ぐらい金利を払らわはることになると。たまたま町の協力を得て三セクということで丹波地域開発は無利子で12億3,800万円借りたと。運転資金が続く限り会社が土地を持っておる方が、1万人ほどの旧丹波町民全体にとってはプラスになるというような判断をしたことは事実です。

そうしたことで、丹波町行政も助かったし、会社もそのときは、何ら支障はなかったと。今、会社が運転資金的に支障があると、何とか原因であるその土地を京丹波町に、できたら丹波町に買い戻してもろたらうれしいというようなことから、役場の中でいろいろ協議をしまして、今回の議案になったということでございます。

合併協議会の委員になっていなかったということで、このことを協議しなかったということと、当時の合併協議会の会長さんは忙しかって、こういうことはあんまり気になさってい

なかったんだろうなというぐらいの思いです。悪意はなかったと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 議案提出に伴い、提供されました資料の精査に加え、これまでの質疑のもとで丹波マーケスの運営を担う丹波地域開発株式会社は、当時の町民の皆様の期待を受け、町の基本構想に基づき設立され、議会の議決を得ながら、町を挙げその運用を開始した、まさに第三セクターであるとの認識を持ちました。

同時に、周辺部にお住まいの交通弱者の方からは、丹波マーケスをより安易に利用できるよう、町営バスの利便性向上を訴える要望もいただく中で、もはや住民生活に欠かすことのできない商業施設であるとの認識も持ち合わせております。

私の質問は、これで限度となりますので、私自身が賛否の判断をするに当たり、一番に重要視すべき町民の皆様が抱いておられる深刻な疑問を町長にお聞きします。

まず、今回の税金投入は、町長の親族企業に向けられるものではないのか。

次に、公的資金の投入は、今後においてどのように住民サービスにつながっていくのか、以上の2点につきまして、町長として最大限の責任ある答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一定、親族企業を救済する目的が含まれているのではないかというご質問、受けております。あるいはそういう疑義を持たれているということですが、今申しましたとおり、私の力でとても及ぶような会社ではありませんでした、最初から。呼びかけをいただいて、確かにそういう発起人等に名を連ねましたけれど、平成5年の5月にこういう事業計画が策定されたとかいうことも、あんまり詳しく知りませんでした。12月に推進決議をされたというのは、新聞等で多分知ったのか、センセーショナルに町内の世論が沸騰して私の耳にも届きました。この熱い期待に何としても応えなんという思いを持ったことを、まず答弁しておきます。

そもそも親族企業でありますサンダイコー株式会社、確かに、私創業しているんですが、これに加わって当時の町長が、とにかく公平というのが水平なんですよ、とにかく。300万円ずつ出資してくれという案内でした。サンダイコーに対しても、300万円以上は困るというはっきりした意思が示されました。立ち上がった4,500万円、多分資本金、民間は出資していると思いますけれど、そのときはサンダイコーも300万円で出発しているわけですね。とにかく水平ですから。ただ、事業はどんどん進むうちに、ご承知だと思いますけれど、旧丹波町が3億円、それと同じく国が3億円、そして足らずまいの12億3,80

0万円を、京都府からお借りするという、大方の構図で出発したんですけれど、役員さんは、当時の町長を筆頭に商工会長さんとか農協の組合長さんとか、そういうお歴々が名を連ねていらっしゃるわけで、私を社長に推薦してくれはった人の弁ですけれど、おまえしか店つくったもんおらんねんと、せやからおまえを社長に推薦したというて、言うていただきました。ああそうやったんかな。事実そうだろうなということで、進んできたわけなんですけれど、今申しましたとおり、300万円から出発して、いよいよ進みますと不安を覚えられたのか、歯抜けになって、出店意思表示を撤回しはる人がおる。そこで、300万円の資本金がどこに譲渡するか、もちろん取締役会で譲渡制限をかけた株式です。はっきり譲渡制限。取締役会の承認がないと株も動かんという、そういう会社なんですね。

そこで、ずっと募集するんですが、どなたも応募に応えられないということで、私も責任を感じて、300万円、300万円と、結果として買い増しをしたことになります。そういうことはありますけれど、どこまでも一出店者としての、あるいは経営責任を負いながらも、そういう立場であったことは間違いありません。

会社には、日本でいうたら憲法みたいな、定款というものがあるんですね、その定款に、「町長は、代表取締役会長に推戴する」という言葉もあります。推し戴くという意味です。そういうふうにして、当時の町長に会社の代表取締役会長に就任してもらっていたということも事実です。

そうしたことで、私は、土地取引の会社側の代表になっているんで、本当に今責任を感じているんですけれど、そのときには、そういう丹波町が持ってはった塩漬け土地を活用せんと事業が進捗しないという判断をしていました。

先ほど申しましたとき、平成5年12月には、世論は沸騰して、この町、商業施設、いわゆる共同店舗いうんですけれど、店が欲しいという世論が沸騰しておったもので、私は、何とかそれに応えんなん、そしたら、社長に押し上げてくれはった人が、後で述懐してます。そのときに言わはったけど、平成6年の9月か10月の京都市内でのホテルでの取締役会です。推薦してくれはったもので、後で変な話ですけど、一応、形どおり、ありがとうございましたとその人に言うたら、いや、おまえしかおらんやないか店つくるのは、というような推薦の弁でした。

そういうことでは、土地を買う側の責任者ですので、今も責任を感じて、私が何とか町長の間に、このことは解決しておきたいという思いで提案をさせてもらった次第でございます。

大体皆さんおわかりだと思いうんですけれど、12億3,800万円をお借りして、このたび6億700万円、とにかく耳そろえて返したいというてるわけですね。ということは、6

億3,100万円、既に返しているんですね。これは経営者であった私とか、代表取締役会長であった人が、経営能力が高かったということではなし、それだけ高く町民の皆さんに買っていただいたと、町民の皆さんが、お返しになったんだという、私は認識しております。

そうしたことで、まず言えることは、6億700万円、耳をそろえて返しますと、新しい役員さんは借金の証文にハンコをつかんでよいようになりますので、多分能力のある人が就任して下さると思います。そういう面だけでも、経営改善が図れるという認識しております。

細かいことは、担当課長から答弁させます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） お尋ねの住民サービスのどのように向上につながるのかという点でございます。何点かございまして、まず一つには、先ほど議員の質問にもありましたように、まず、町民の、特に買い物弱者の方の買い物の場をしっかりと守っていくということが、一つあるというふうに思っております。

それから、二つ目には、これまで20億円という商業施設ということでもありますので、なかなか京丹波町内にそういう施設はございません。そういった部分では、地域経済を引っ張っていく、これからも引っ張っていく原動力になるというふうに思っております。

それから、三つ目には、170人から200人近い方々が、丹波マーケスの中に勤務をされておられます。したがって、地域の雇用の創出とか、また、それに加わります納税効果というの、当然出てくるのかなというふうに思っております。

一番大事なことは、地域にとって欠かすことのできないという施設であります。町長からもありましたように、まちづくり会社ということでもございましたので、やはり住民のサービスの向上という点からいたしますと、この施設を住民の大切な施設、三セクということで、この施設を継続して守っていくということが、最大のサービスというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 9番の鈴木でございます。

何点か町長さんにご質問いたします。今日もたくさんの傍聴の方もお見えになっております中で、明確な答弁を特に求める次第でございます。

まず第1点は、今回提案されております議案第60号、何で今なのか、何で補正予算なのか、もっと皆さんに開示して、皆さんの合意をいただくような手段たるはなかったのか。私は、疑問に思っております。ついては、もう一度、重ねて申し上げますけれども、なぜ今なのか、

なぜ補正予算なのか、明確に、率直に町長のご意見をお聞かせいただきたく存じます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私も、できたら平成26年度の当初予算がよいなと思っておりまして。ところが、いろいろ協議しますと、事務方も時間がないということで、いろいろな資料が必要になってくるということで、できたら9月補正のほうが、ある種明確になるし、このことだけが主な議案審議になるし、その点でも9月補正のほうがいいんじゃないかという提案をしてくれました。

準備としては、産業振興課を農林振興課と商工観光課に分けて、そして商工観光課が9月補正に向けていろいろな議案とか基礎資料、裏づけを収集して今回の提案になったということです。大体平成26年度予算で、先頃の議員さんとの質疑でもあったんですが、非常に財政が比較的安定していると、庁舎もそういうことで、この際、計画を具体的にしたらどうだというご提案をいただいたように、私も、平成26年度予算を提案する時点から、財政的に一番安定しているということでした。まず1番、それです。

そして、なぜ9月になったかということ、事務、これだけの議案をきちっと提案するには、新しい課をつくるとかいうような意味も含めて6カ月ぐらい要したということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 担当課から頂戴いたしております役員の状況につきまして見ますと、これはテナントに入っている皆さん方が、多くの役員として就任をいただいております。こんなおかしいことはない、私はないと思います。ご案内のとおり、丹波地域開発株式会社は、京丹波町筆頭株主で第三セクターであります。我が瑞穂にもグリーンランド瑞穂がございまして、副町長が社長で、あと部外の人も入っていただいて、そして第三セクターらしい役員体制を敷いていただいております。

過去の議事録を見ていると、時の町長さんは、町主導でこの事業を進めたことは認めるけども、経営には参加せんと、こういう答弁が議事録の中にありました。私は、それは無責任きわまるん違うかと、やっぱり、筆頭株主として役員に入って、そしてガバナンスを効いてしっかりと経営をしていくということが、これは当たり前のことなんです。そのことが大きく欠落をしておる。これはまことに残念で、第三セクターらしい会社をつくるということが、まずまず求められるというふうに思います。

ついては、町長は、どのように本件についてお考えなのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現役員さん、ご苦勞になっている人たちに、協議をさせてもらわんかなと思いますけれど、人事は刷新できると思います。というのは、6億700万円さえ返したら、借金の証文に各役員さん、役員に就任してもらうに当たって、ハンコをついてもらわんでよい、連帯保証人になってもらわんでよいようになるんです。そのことが、今日のちょっと変わった役員構成になっております。私は、平成17年に町長選に出ました。そして惨敗をしました。そのとき、11月20日に初代町長が就任されて、12月の少なくとも6日か7日以内に、初代町長にお祝いを申し上げて、丹波地域開発という街づくり会社です、これは。三セクとも申します。街づくり会社の中の三セク会社です。この経営をお引き受けしているんで、いろいろとご指導をいただきたいという挨拶をしました。そのときに携帯電話をお互いに交換しまして、そして何かあれば、やっぱり町長として、大株主として丹波地域開発街づくり会社に、いろいろ指導をしてくださいという挨拶をしました。そのように進んだと思います。

人事のことにつきましては、具体的には、毎年6月に定時株主総会があるんで、役員に就任を依頼しました。役員に就任依頼するということは、何でやいうたら、事業団にきちっと早く1カ月以上前から議案審議をいただかんなんので、そこに役員候補者として名簿に登載せんなんということで、当時の町長さんにご相談を申し上げました。一旦は、二人来ているんで、よく事務方が覚えているんですが、お引き受けいただいたんですけど、その後、多分いろいろなことを調査されて、何も関係ないのに連帯保証人に名を連ねんなんというように、躊躇されたんじゃないかと、これは推測ですよ。ではないかと思います。その他の方も、全部辞めていかれた人は連帯保証人に名を連ねておるのがかなんということが、決定的な状況でした。今回は、6億700万円、見事、高度化資金100%返済しますと、その連帯保証人になってくださいという足かせがなくなるんで、能力に応じてみんな参加してもらえんじゃないかという、そういう判断をしているということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 重ねて質問いたします。多々ありますけれども、3回ということでございまして、今日まで筆頭株主ながら40.51%しか保有していないために、50%を超えていないので、議会にも報告をされてこなかったという経緯は、率直に反省すべきやと思います。その中で、今も町長からお話しいただきましたように、第三セクターらしい執行体制を構築するということで、私、失礼な言い方しましたが、現役員の皆様方は、ある面ご苦勞やったと思うんです。町が逃げてしもうて、あんたたちに任ずって、こんな無責任な

ことってあらへん、許されない行為であろうと思います。

ついては、今後、町長さんか副町長さんが、トップが社長として陣頭指揮をとるということ、私は重ねてお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先走って答弁したりしているかも知れませんが、12億3,800万円だけやなしに、代表権を持ってはったら必ず個人保証を借入れする場合は入れんなわけ。そういうことで、ずんずんいわゆる代表権を持って経営にタッチしていると、そういう借金の証文にハンコつかんなんということが、よく身にしみてわからはったんや思います。そのあたりから、こういう表現よくないかも知らんけど、口出ししはることがちょっと引けてきたということだと思います。

再度、申しますけれど、とにかくそういう心配がなくなったら、そういう足かせ、借金の証文にハンコつかんでよいようになったら、誰でも就任してもらえんと思います。常識的に。

今回、そういうことも含んで改善したいという思いで提案させてもらっているんで、議会側からもやっぱり、取締役さんもよし、監査役さんもよしと、あるいは、私の構想の中では、不特定多数、町民の皆さんの会社だという認識でありますので、消費者代表的なそういう取締役さんもよいなとか、いろいろ考えているところです。

議会報告しなかったことについては、これから株だけじゃなしに、それだけ公的資金を投入するということから、当然、新役員さんに議会に報告してもらいたいと、してもらおうような一つの制度をつくってもらおうと思っています。今までは、意外と京都府なんかでも使ってますけど、単に運転資金が枯渇しておるだけでも経営不振やとか、経営不安やとかいう表現をするもんで、やっぱり、そういう運転資金。よく言われたんが、借金が多い、借金が多いという表現でした。そういうことに対して、そういうことだけがひとり歩きすると、本当の経営不安に陥りますので、そういう点で、私、町長になって2年目か3年目ぐらいから報告義務がないんなら報告しないということを議会に答弁させてもらいました。非常に不本意であっても、そうせざるを得なかった。これからは、別に資本金だけじゃなしに、それだけの公的資金が投入された会社として、当然、議会に報告する、そういう制度を確立したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩をいたします。

質疑中でございますけれども、13時15分まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

質疑を続けたいと思います。

山下君。

○5番（山下靖夫君） 私も、商工費、公有財産購入費及び負担金補助及び交付金についての質問をいたします。

午前中にも質問がございまして、幾分重なる点もございしますが、質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず第1に、9月議会になぜ高額の補正予算として丹波マーケスの地域開発株式会社の経営支援が出てきたのか、これは一部町長が昼までお答えになりましたが、それで議案に提出するまでに、もっと早い段階で議会に説明して理解を求めるべきではなかったか、9月の補正提案では、なかなか十分な審議ができないというふうに思うんですが、町長はどういう思いであったのか、お尋ねいたします。

それから、高度化資金の償還期限がまだ2年余りございますのに、なぜ、6億700万円の残金を、急いで返済されるのか、この点もお尋ねいたします。

当初予算に提出しなかったということも、今日も出ておりましたが、今までも聞いたことがございます。支援はテナントを助けるためではない、買い物弱者に6億700万円を負担していただくのは、大変気の毒だとも言われてきました。

しかし、そうじゃなかったんですね。今年の5月30日に、丹波マーケステナントの会の理事、監査役から、丹波地域開発株式会社社長宛てに、売り上げが減少傾向になり、賃料の負担が経営を圧迫している状況がありますと、テナント会の各店舗の活性化、お客様の満足度向上のために、賃料の値下げを要望しますという要望書が出ていたんですね。これが5月30日。それから6月20日に、丹波地域開発社長から町長宛てに、テナント会から昨今の厳しい経済状況により、賃料の値下げについて要請を受けております。創業時の地代としてこれが主になっています。これが解消できれば、資金計画が安定し、賃料の値下げ、ひいてはお客様への還元という好循環を生み出していけると考えておりますので、経営支援として簿価で土地の買い戻しを要望するものだというふうな要望書が出たんですね。これが6月20日、5月30日から6月20日に向けて、そういう要望書が出て、それを受けて町長は出られたのではないだろうかという、こういう写しを見せてもらいまして、思ったわけです。

もちろん、今まで町長は、それまでに府のほうから催促ぎみな言葉を聞いておられたと思うんですけども、正式にはこれが出たのが、5月と6月だというふうに思っております。

この点について、一つお尋ねいたします。

次に、高度化資金の借り入れ、土地貸付金ですが、資料をいただいたのを見ますと、１２億３，８００万円のうち、土地の貸付額として６億１，２００万円というのが算定されていますね。現在残っているのが６億７００万円、これに５００万円少ないんですけども、それ相当、ちょうど土地代の借入金分が残ったというふうな数字の形になっております。

これは一体どういうものが、今まで一生懸命返済されておりますが、しかし、経営内容で見ましては、テナントさんの中には賃料を払わずに出ていかれたという人も聞いております。その辺の会計がしっかりしておれば、もっと改善してたんではないだろうかという気がするんですが、いかがでしょうか。

それから、その６億７００万円という数字ですが、これは、そのうちの２億８，１７１万円は土地代として、あと残り３億２，５２９万円を運用資金ということで、出ているんですけども、これは合わせて６億７００万円の土地代としても、地域開発としては何ら問題なかったんではないだろうかと思うんです。そうすれば、町としても賃料が６億７００万円に対して入ってくるわけです。このままですと、２億８，１７１万円の賃料しか入ってないです。３億２，５２９万円の賃料は、これは入ってこない。町には一千何百万円が収入がなくなるというものであります。地域開発にすれば、どちらにしても同じだと思うんです。土地はそのまま使えますし、借地権が強いので、いけると思うんです。そういうことを思いますと、全部これは町に買い取ってもらおうとかしてもらったほうがよかったんではないかというような、私が思いをしております。そういう点も、一つご返答願ったらうれしく思います。

以上、質問といたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと山下議員さん、済みません。午前中、答弁漏れがあったんで、先に答弁させてください。

鈴木議員さんからのご質問で、大株主としての責任、そのことで経営陣に加わって経営責任もとるべきではないかというようなご質問をいただきました。

その際、答弁が漏れていましたので、人事刷新する中で、行政として大株主として副町長を中心に経営陣として送りたいと思います。参事、あるいは町長を含んで、そういう経営責任をしっかりとるためにそういう派遣をしたいと思っておりますので、よろしく願います。

山下議員さんにお答えしていきます。高度化の一括返金ですね、今回６億７００万円は、これ、そもそも、ずっと午前中もご指摘いただいたように、平成１５年以降、約定違反をず

っと繰り返してきたということで、何とか早く返してもらいたいという一つの意思表示がありました。そんなことにしっかりと応えたいということと、今までだましだまし運転資金的には会社の営業損益でもって返済が5,000万円、4,000万円できておったんですが、いよいよ日本政策銀行から返済のための資金借入れをしていますね、せざるを得んようにもなっておったわけですね。5,000万円有利子負債に乗りかえるということになります。今までせっかく無利子で資金運営、資金繰りですね、資金計画を今日まで保てておったんですけど、いよいよ有利子負債で返していくということになりますと、たこが自分の足を食っていると同じような状況に陥っていくということで、経営が悪循環するということです。そうしたことで、この機会に、根拠は確かに土地取引があるんですけど、経営支援して6億700万円高度化資金を返したいということです。

要望書等についての日付ですけれど、また出店者への経営支援になるんじゃないかというご指摘です。もちろん、よく言う話、商売人的によく言う話ですが、お客さんはA商店の商店主にご飯をようけ食べさせてやろうとか、あるいは晩酌を1合を2合にさせてやろうということで、お買い物に来てもらうわけではないんですね。そういう話を常々商人としてしているわけですが、さて、丹波地域開発、丹波が運営経営しています丹波マーケスにそれを置きかえますと、もともとと言うてるように、3億円出資して、そして国からも3億円の出資をしてもらったと、資金が12億3,800万円足らんということで、京都府からお借りしたという発足ですね。これで発足してるんですけど、出店者は、そういうことに関係なく商売を今日までしてきはったんです。

これは、いつに、企業になんで支援するんだという論と全く一緒で、会社はテナントさんから家賃とか共益費をもらって、そして経営をしていくわけですが、どうしても土地代、いつも言うてるんですけど、土地建物を土地というようなものは、普通私らの感覚で言いますと、最低30年、40年、50年ぐらいかかって購入が成り立つこと、建物については、減価償却等するんで、どちらか言いますとそれを利用している人の責任が主に大きいわけですが、さすがに土地まで20年間の返済計画、償還計画で全て返済するというものについては、もともと私は無理があったというふうに思っています。

その責任は重く受け止めなんということ、お認めした上、今回いよいよ平成28年が最終になるわけですが、できたら約1年何カ月前倒しになるかもわかりませんが、今日まで約定違反を繰り返してきた丹波地域開発としては、その大株主である京丹波町としては、この際、しっかりと最後ぐらいは帳じりを合わせたい、きれいにしたいという思いで1年何カ月、多分繰り上げ償還になると思うんですけど、繰り上げ償還をして、今日まで約

定違反を繰り返しておったことを帳消しにしたいと、そんな思いであります。そのことが、結果として、テナントさんの家賃にいい影響を与えると、そういう意味の多分、テナントさんからは会社に対しての要望書に、よく見てないですけどなっているんじゃないかと思えます。

そのことを受けて、以前から口頭、あるいは総会等に出席して、何とか早く土地をもとの丹波町、京丹波町に買い戻して、そのことで運転資金を潤沢にしたい、きちっと運転資金として活用して、高度化資金の返済に充てたいという要望はずっとありました。あったけれど、私の判断として、町長になってからの判断として、ある程度財政が安定したときやないと、何ぼよいことを言うておっても、財源がきちっと整わんののに、そういう提案することは無責任だという判断で、平成21年就任から約5年後に、こういう提案をさせてもらったということです。そのことは、テナントさんとの関係で言いますと、家賃の引き下げということになります。テナントさんの商業の部分での支援でも何でもない、とにかく家賃を引き下げてほしいという強い要望、その家賃の中から6億3,100万円の返済を会社としてはできたということなんで、直接テナントさんの営業を支援するものでも何でもないという判断を、一応しております。

もう一つ、今何で簿価で平成9年に取引したのに、今日、時価にするんだという、時価にするさかいに、経営支援ということも出てくるということなんですけれど、これからは、時価会計で町は全て時価会計で問題解決というんか、時価会計でやっていきたいというふうに思っています。このことだけやなしに、いつもご質問も受けていましたいろいろなことで時価どれぐらいだという、それで今回も時価土地価格で、いわゆる土地鑑定士の鑑定を入れて、これぐらいが妥当だという2億8,900万円ぐらいですね、そういう時価鑑定をいただいたということで、このことだけ時価会計にしてるんやなしに、ほかのことも時価鑑定をして貸したり、今まで大倉のヒヨ谷でも一緒です。時価鑑定を受けて貸し出しをしている。

もちろん、高原荘については、無償ということになってはいますが、一応時価鑑定をしてやってきたということで、今回もそういう一環として時価取引をまずするというところでございます。このことだけじゃなしに。

もちろん、皆さんご承知だと思いますけれど、民間企業経営でも、バブルがはじけてからは、時価会計にしたほうがよいというのが当たり前のことなんです。バブル以前ですと、含み益というものがあって、土地はどんどん上がっているけれど、簿価といって、帳簿上の値段できたわけですね。

これは節税対策になったさかいそうしとったんで、ところが、バブルがはじけてからは、

資産デフレが起きて土地代がどんどん下がっていくと。そやから、丹波地域開発の場合を言いますと、それを時価にしますと、京都府から借り入れています 12 億 3,800 万円なんかでも、条件変更どころやなしに、担保価値がないんなら、そしたら一括返済を求められるということです。

そういう一括返済を求められても、対応する能力が、その当時、丹波町、あるいは京丹波町に財政的に余力があったかどうかということなんですけど、私、その辺まではちょっとわからんですが、少なくとも、丹波地域開発に限って申しますと、時価会計にすることによって、繰り上げ償還等の責務が起きて、それが不可能だということで、多分みんなが暗黙のうちに簿価会計で今日まで経営が成り立っていたということでご理解をいただきたい。今後は、全て、丹波地域開発の問題だけじゃなしに、京丹波町として土地については時価の会計で全てを解決していきたい、そんな思いであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5 番（山下靖夫君） ありがとうございます。今、時価会計というのを、私たち商売人、小さいものは、土地というものは評価替えしないのが基本だと思うんです。今おっしゃいましたように、そういう時代になっているとおっしゃるんですけど、そうしますと、商売では利益を相殺できますので、そんなことが認められるんでしょうか、税務署として。私はそういう気がしたんですけども、町長がそうおっしゃっているんで、できるかもしれません。

それで、もう 1 点、6 億 700 万円の土地代と補助金ですか、分かれておらんですが、先ほど言いましたように一本にして町に買い取ってもらえば、町に 6 億 700 万円に対しての賃貸料が入ってくるんです。分けてしまえば、2 億 8,000 万円しか入らないですね、半分以下で、その辺もどちらに向いてされているのかなという気がするんですね。我々商売人は、本当に苦しい中でも買った以上、何とか目安つけてやった以上は、これは最後までやり切って、あかなんだら倒産と、現在もマークスができて、本当によかった点と、中には商店街は大変苦しくて、閉店しなくてはならんというのも出ています。170 人か 200 人の雇用があると、創出できるとおっしゃいますけども、中にはそうなってやめていった人もあるということ。そういうことも心の隅に置いてもらって、運営してもらったらうれしいと思いますので、一応、希望と、もう一つそれだけ、6 億 700 万円を分けてされることはどうなのかということでお尋ねします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回の議案、確かに土地を買って、そしてそれを丹波地域開発に渡す

ということと、もう一つは、経営支援のほうで3億2,500万円という提案をさせてもらっています。根拠は、もう一度申しますけれど、これから時価会計で全て処理するということで、今回も同じように土地の時価会計で処理させてもらったということです。

もう1点、確かに丹波マーケスが開業することによって、廃業に追い込まれた方もいらっしゃるかも知れません。いらっしゃるかも知れません。丹波地域開発が運営しています丹波マーケスが、平成9年4月オープンしたわけですが、これオープンしていなかったら、いろいろな面で、今みたいに京丹波町の姿は想像できないわけですね。そうした点では、それぞれ当時、私は主にそういう役割はしていませんでしたけれど、広く出店者を募集しました。

実を申しますと、本当に出店者がなくて困っておったという現実だけは事実です。何とか300万円さえ出資してもらったら、ひとしく出店をお受けするんで来てほしいということで、本当に、私は直接してないですけど、事務方が苦労しておったことだけは事実です。

そういう中で出発しまして、マーケスが開店することによって、廃業に追い込まれた方がいらっしゃるとしたら、本当に残念なことで、全てのことでそういうことが起きないほうがよいという認識ではおります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 撤退された業者も今まで何社かありますわね。その方々が、賃貸料を踏み倒して出たというふうな話も聞いたことあるんですけど、そういう点は、どうなったんでしょうか。それによって、もう少し経営も、全部入っていたらよかったんじゃないかと思うんですけど、そんなことなかったんでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当にどろどろとした話、ありました。開業して1年もたたないうちから、未納が起きるんですね。これも言いたくないですけど、私たち地元の商業者が、誰々さんに入ってくださいとか、この人は困るとかいうような判定基準を全く持っていないですね。大方事業団とか、京都府とか、いわゆる、そういう専門家と言われる人が、ヒアリングとか何とか言うて繰り返して、そして大方出店者はこういう方ですと決めてくれるんですよ。それを取締役会で後追い追認するだけなんですね。これにとにかく文句言うたところで、地元としての意見は通らない。結局、最初から未収が起きて、言いました、社長としては、当時社長として、こんなこと誰が責任持つんやと、ずばりいうて、あんたらがみんな選ばはった人やないかと。こちらは、取締役会と言うたって、追認しただけで、何にもそんなこと関

与していないと、そのときからこういうふう選ばれた出店者、選ばれた人たち、この人たちについては、皆さんが責任持ってくれはるんですねというて、取締役会の議長として質問すると、いや、そうやないんですと、これは取締役会の責任になりますと、はっきり言うんですよ。そんなん押し問答しておったって開店できひんのですね。せやから、産業21とか、何々研究室とかいうんですね、行ったら研究室長なんです、先生なんです。こういう五、六人の室員がおって、研究所みたいなのこなんですね、そういう人が出てきて、ここでやったこともあります。そういう雰囲気金だけ出してもらったやなしに、物すごく口を出してくるわけですね。せやから、私は言うておったんですが、経営の名に値せんと、こんなことは。公が、私から言うたら、私、民間人でしたから、全部取り仕切って、そして最後地元が責任持つんやというような状況ですね。せやから、ご承知だと思ふんですけど、共同店舗丹波マーケスの場合は共同店舗というんですね。商店街整備等支援、これは何やというたら、箱の中に入った商店街、この経営支援をしてくれるわけですけど、全国に大体700から800建設されました。そういうふうに、私、報告受けてます。私が事業にかかわったときは、その中で今も営業しているのは、450から500ぐらいあると。全国共同店舗連盟の大会を開きますと、大体200から300ぐらい集まります。そこでいろいろやるわけやね。そういう様子だったんですが、とりわけ、その中で株式会社で発足したというのは、丹波地域開発が51か52ぐらいです、全国の。58ぐらいまで三セクという形で、ああいう共同店舗をつくったんですね。それ以外は、全部、商業協同組合、組合式なんですね。組合式で全部やっている。京都府内は、非常に共同店舗活動があまり活発やなくて、加悦谷のウィルさんと、丹波マーケスだけなんです。二つしかないんです。せやから、京都府においても組合金融支援室という名前なんです。変わった名前、組合なんです。組合を支援する。

ところが、扱いは全く組合と一緒に、全部指導を受けると。その他についても、全部監査とか検査とか指導を受けています。細かく、見てみると本当に細かく指導を受けていると、それに基づいて、私は、雇われマダムみたいに経営に携わっておったということで、抜けていかはった人、最初のうちはまだ全部資金とか預かっておったもんで、比較的損せんと会社が退店してもろうたんですね。2年目、3年目ぐらいになると、預かっておった金よりも、家賃の踏み倒しのほうが多くなって、けんか別れみたいにして出ていってもらいました。そやなしに、まだ厚かましい人やったら、家賃も納めんとって、居座ろうとしはるわけですね。そういう人も含んで来てもらってるもんやさかい、最初の3年ぐらい、5年ぐらいは、そういう意味でいうたら大変というんか、せやけど、一応円満に退店してもろたと。

また、行政なんかは、どういうことを言わはるかというたら、土地とか不動産はあるんで

すけど、もちろん銀行に抑えられているし、退店するような人ですから、せやのに、抵当権設定せいと言わはる。抵当権設定しても何にも入ってきいひんのもわかつとるのに、私は、会社経営としては、そんな経費はほんま使いたくないということで、一人、二人は抵当権設定しませんでした。せやけど、お叱りは受けました。何でせえへんのやということで。みんなの前で言いました。とても抵当権を設定したとしても、回収余力が全くないと。せやのに差し押さえさえしとけば、自分の責任、こう言うたらいかんけど、責任が果たせとるというような感覚ですね。それが三セク会社を充満しておるわけですよ。初めて私が入らせてもろて、せやけど、私が入らなんたら、そういう常識でやれとったんやと思うんですね。せやけど、私が入って、おかしいな、それで家賃も物すごく高いんです、最初から。家賃もやっぱり、フードコートと言われる側ですね。あの全部の広いところを、みな家賃として回収せんなんという考え方ですね。私は、あれは半分以上公の公共スペースや思っておったわけですね。ところが、その辺の意見についても対立して、賃料が物すごく高いと。

せやから、一番最初、雪崩を打つように三、四人が、気の毒なことに退店に追い込まれたと。その後、退店しはってようやく次に来てもらうためには、ある一定の賃料いうもんが、おのずから出てくるんですね。それで出てきて、落ちついてどう言わはったいうたら、こんなやつたら最初から退店、気の毒に、最初からこういうふうにしとったらよかったなといって、ぼろっと漏らさはるんやわ。私ら、最初からこんな高い賃料ではやっていけませんよと、出店者の責任やなしに、やっぱり丹波地域開発という会社の管理運営のまずさやと、そういうふうなこと、最初いろいろ感じました。せやけれど、そういうこといろいろ行政と民間的我々の考えが衝突しながらも5年、6年と落ちつきを取り戻したということで、踏み倒しに遭った部分もあります。せやなしに、良心的に最後まで支払って出ていかれた人もあります。あるいは、けんか寸前みたいな退店者もありました。非常に暴力的な人で恐ろしいいうて話ようせんかったこともあったりしたぐらいです。そんな様子で丹波マーケスが少しずつ安定して17年を迎えたということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 先般の全員協議会の席上でもお尋ねをしたこともあるんですが、今回の提案につきまして、特に商工振興費の中の丹波地域開発の問題に限定して町長に質問をしていきたいというふうに思っておりますので、簡潔に、町長、ご答弁をしていただけたらというふうに思っております。

第1点目には、平成5年に地域経済の活性化と、それから雇用の拡大を図るために、第三

セクターとして丹波マーケスが誕生してきたということなのですが、ここで平成５年から丹波地域開発が設立されて、丹波マーケスがオープンしたまでの経緯につきましては、先ほど梅原議員のほうからも質問がありましたんでなんですが、その間におきまして、旧の丹波町議会においても決議がされて、町民、多くの好評のもとにこの事業がスタートしていったというようなことで聞いておるんですが、改めてここで、本事業、商業集積事業の目的につきまして、お尋ねをしておきたいというふうに思いますのと、素朴な質問になるというふうに思います。それが１点と、もう一つは、町長は、丹波地域開発は事業的には黒字経営をしておるというような答弁を、先般の全協の席上でも言っておられるわけなんですが、その根拠、それから経営収支についての詳細についてのことをお尋ねをしたいというふうに思いますのと、もう１点は、黒字経営と言われるならば、なぜ今回、６億７００万円もの多額の支援をしなければならないのか、その点につきまして、簡潔にご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、事業を進捗する側に回った根拠ですけれど、まず、お客さんに喜んでもらえるということです。もちろん、そのお客様の中には、出荷者も含んでです。供給する側ですね。お百姓さんを含んで、あるいは豆腐を製造される方を含んで、買い物に来てくださる方と、それを供給されるお客さんにとにかく喜んでもらえる。

二つ目が、働く場としても非常に重要だという認識でございました。

それと、もう一つは、率直に言うて出店者の中小零細企業者の経営基盤の確立に資するということも考えておりました。

それと、これからも非常に大事になるということで、地方消費税が比重が高まって、こういう商業施設がない町と、商業施設がある町では自主財源の確保に相当な影響が出るということ。当時、そういうことを考えて、社長に就任したときに、そういう挨拶をした覚えがあります。

もう１点、黒字経営、決算書を見てもらってもわかるように、何ぼ黒字経営をしておっても、運転資金的に、倒産することがあるというてどこかに書いているように、仮に１００万円黒字経営でもうかったと。せやけど、土地代を２００万円返さんなんという問題なんですね。毎年、１００万円、１００万円もうけとっても、土地代を２００万円ずっと返さんなんとする、１０年もたてば最後には運転資金的に黒字倒産するということです。今も黒字経営しています。私は、創業のときもそういう状況を知っておったんですが、みんな集まってもらった中で、全国のまちづくりの第三セクターが、全部赤字になったとしても、この丹波

地域開発だけは黒字にする自信がありますと言うてます。そのとおり、大方今日まで進んできた。

ところが、さすがに土地代までを20年の中で返すということは、やっぱり無理です。こんなことができたなら、三セクつくらんと民間の人、みんなやらはります。繰り返して申しわけないですけど、やっぱり土地代は、別途返済していかんと、非常に経営的に無理だと。今も黒字経営、平成26年、見させてもらったんですけど、黒字経営になっています。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、土地代の話が出ておるんですが、平成9年の丹波マーケスの建設に当たって、当時の丹波町から建設用地として平成9年3月に宅地1万3,145平方メートルを7億6,843万8,000円で購入をされておるんですね。

また、平成12年の3月には、雑種地を1,147平方メートルを8,809万6,855円で町から購入をされておるということになるんですが、これ、単純に計算いたしますと、皆さんにわかるように言いますと、1反当たりにしたら、平成9年分が約5,800万円、また平成12年の購入分が、約7,600万円ということになるんですね、1反当たり。地価の評価から考えても、これらの金額というのが、常識では考えられないような高額な金額で売買をされておるというふうに考えるわけなんですけど、当時の経営者として妥当な金額と認識されていたのかどうか。

また、現在の地価評価額としたら幾らになるのかどうか、その点につきまして、お尋ねをしておきたいというふうに思いますのと、もう1点、平成9年に、土地購入費を含めて12億3,800万円を、京都府の高度化資金を借りられておるんですが、償還の見込みはどうであったのか、今も少し答弁もいただきましたが、改めて償還の見込みはどうであったのか、お尋ねをいたします。

あわせて、償還計画どおり返済できたのが、決算を見ておりますと、最初の1年だけで、その後は、償還ができておらんということになるんですね、計画どおり。当然、これらの経営状況は、当時の町長をはじめ、役員の方は知っておられたというふうに思うんですが、なぜ今まで放置をされてきたのか、その点につきましても、明快な答弁をいただきたいというふうに思いますのと、いろいろ言いますが、もう1点、現在の償還状況を見ておりますと、昨年までに約6億3,000万円ほど償還を、返済をされておるんですね。そういうことから言いますと、平成9年時に当時の評価額で土地を購入しておれば、おればの話ですが、既に償還は済んでおるというふうに考えるものでありまして、今回のような支援はしなくても

済んだんではないかというふうに思っておりますが、その点についての見解もお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 簡略にという前置きがありましたので、簡略に申し上げますと、当時から、ここにも控えているんですが、こういう土地売買契約書、こういうもんにごつついハンコぼんとつくんやったら、かなり抵抗があるんですけど、今の役場がやっているみたいに決裁で回ってくるんですね。これに決裁ください。それで、私は、ハンコ、当時からつく癖がなかったもので、サインしてと思います。土地売買契約書にハンコについてもよいという。

ただ、このときには、土地代を安いとか高いとかいうて正直あんまり考えるほど余裕はありませんでした。要は、とにかく出店者がいないわけで、一人でも多く出店者に来てもらわんと、やっていけへんわけですよ。なぜやっていけへんかという、小売商業振興法に基づく認定を受けたいわけですね。商振法の認定を受ける。そのための方策として、4軒が小売業者で1軒が大規模企業経営者であっても、大体小売商業振興法の認定は受けられるんです。ところが、これは金利がかかります。私が、こういう事業に入るまでは、10軒ぐらいが寄って8人が中小企業で、そして2人が大企業、一番よいのは11人、そうすると、高度化資金が無利子になるという話があったんですが、実際、この事業に携わってわかったことは、20社以上でないと、無利子にならないということがわかりました。そんなことで、どうしても多くの出店者に来てほしいということで、いろいろ、そっちのほうに頭がいっぱいです。大方は、小売商業振興法に基づく事業認定を受けたいというようなことに注力していました。

それで、土地について、本当に申しわけないです、甲、買い受け側の社長として、今言わはったような多額のむちゃくちゃな、ある面でいうたら、このときから高いのはわかっていました。私流にいうと坪単価が19万2,913.5円ですから、どう考えても高いなと思いつつ、ハンコをつきました。

後の、平成12年3月31日の土地取引については、かなり落ちついていましたので、本当に高いということを知っていました。

当時の町長は、私は解説を受けたんですけど、信用保証協会の保証を得て、これを買取りたいと思ってはったらしいです。ところが、信用保証協会の保証が得られないということで困ってはるという話を、商工課長、そしてうちの事務方のトップを通じ、伝わってくるわけですね。それで、どっちにしてもこれは会社に売るべしでやってはるんですけど、お手伝いしましょうかということで、お手伝いを、これもさせてもらいました。その結果が、こ

れも日本政策銀行から、当時は中小企業金融公庫ですけど、金を借りたんですが、中小公庫もさすがに渋りました。社長、こんな高い土地大丈夫なんか。その高い土地、25万3,475円です。取締役会でも紛糾しました。こんな高い土地をって、みんな言わはったんやけど、町長、代表取締役会長が、依頼してはるということで、どうしても買わんなんということで、みんな賛成した記憶があります。

そのようにして、土地取引については、最初から幾らか疑問に思いつつ、私、先ほど申しましたとおり、高度化資金なるものが無利子なんで、丹波町が親ですね、大株主さんがそれほど困ってはるなら、ある時期所有権を移転して、そして無利子の金で少しでも助けられたらよいなという判断をしていたことも事実でございます。償還が最初からできてないということについても、責任を感じています。私は、普通で言いますと、6年目は普通に返したのかな、6年目、7年目、予定どおり返せない場合、普通ですとどうするかというたら、仮に100万円返すのが50万円しか返せなんだ、その50万円を最終に持って行って、そして、最後に貯めて、最後の年に協議して何年で返すかというような返済計画を立てるんですけど、この高度化資金というのは、そういう制度がなくて、仮に100万円返すのが、50万円しか返せなんだら、翌年の50万円に足して返すという計画書にせんなんのです。そんなこと、今年返せへんのに何で来年返せるんやという問答をしました。せやけど、どうしてもそうしてもらわんと、条件変更ができないということなんですね。これも、そう言われたら仕方がないんですよ。そんなもん、今年100万円返すのが50万円しか返せなんだのに、来年150万円返しますという、そういう約定書をつくるということは、本当に考えられんようなことなんやけど、そうでないと条件変更ができないということで、ある面でいうたら経営というより、なれ合いかもわかりません。そういうふうにお叱りを受けても甘んじて受けんなんと思います。そういう状態で償還ができないこと、周知の事実で経営が進んできたということです。もちろん、毎年、何回も言いますが、株主総会、そして条件変更のときには全部の検査を受けるわけですね。そういうことで認められてきたということであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ちょっと答弁漏れがありますんで、再度お尋ねするんですが、現在、地価の評価額したら何ぼになるのかということをお聞きいたしますのと、それから、もう一つ答弁漏れなんですけど、経営状況ですね、今日までの。今も町長からありましたように、当初から苦しかったんやということなんですけど、そうであれば、当時の町長はじめ役員はそういう状況というのはわかっておったわけなんですんで、なぜ今まで放置されておったかと、

その点につきましても、答弁漏れておりましたんで、お尋ねをしたいというふうに思っておりますのと、あと、今までに6億5,000万円、3,000万円ほど返還されておりますので、土地購入、そない多額の土地を購入していなければ、既に償還は済んでおったというふうに、結果論ですけど、思っておるんですけども、そこら辺の認識ですね、改めてその3点をお聞きしたいというふうに思っておりますのと、あともう1点、最後ですが、丹波マーケスですね、開業以来今日まで、経過でもありましたように、町の肝いりで進められてきた、商業集積事業であるわけなんですけど、町に対して今日まで、どのような貢献をされてきたのか、また、どのような効果があったのか、これは具体的に来店者数やとか雇用の面やとか、また納税面についても、お尋ねをしておきたいというふうに思いますので、ご答弁をよろしくをお願いします。

それと、もう一つは、今回の経営支援によりまして、町民へのサービスが向上するというふうに言われておるんですが、具体的な改善計画をお聞きしておきたいというふうに思っておりますのと、今後、人口減少というようなことがずっと言われておりまして、現実人口が減少傾向にあるんですが、あわせて近隣の大型店やとか、コンビニ等の進出によりまして、経営環境というのが大変厳しくなってくるというふうに考えておるんですが、今後の経営方針と町としての指導はどのようにされるのか、その点につきまして、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 土地の評価については、公式に2億8,900万円ぐらいが出ているんだと思います。土地鑑定士による。ただ、税務課なんかから取り寄せた資料によりまして、半額ぐらい、8億5,653万4,000円という丹波地域開発の簿価の半額ぐらいではなかろうかという話です。

したがって、4億2,800万円ぐらいだとすると、既に高度化資金に返済している分で十分賄えたということに結果としてはなると思います。そうなっていないことは非常に残念だということです。

経営の黒字の点、再度確認いただいているんですが、まず決算書を見てもらったらわかりますけれど、営業損益で黒字を出しています。あと、経常損益はあんまり金利がかさんでないんで、それも結果として黒字になっているということです。何度でも申しますが、運転資金だけが足らんです。さすがにこれだけの利益を上げよう、一般の会社ですと、8億5,000万円借金返そうと思ったら、少なくとも17億円ぐらい稼いで、そして半額の8億5,000万円ぐらい税金を納めて、そして8億5,000万円借金返すということなんで

すが、丹波地域開発はそういう形にはなっていません。償却等を含んでそれを運転資金に充てていますので、今日まで6億3,100万円返せたということでございます。

当時から、先ほども申しましたとおり、当時から返済が滞るような運転資金計画になっていたと。せやけど、お互い三者ですね、事業団にしても、京都府にしても、丹波町にしても、それを形骸化させないというんか、それが一番よい方法だというような感じで経営がなされておったということです。

これを、何回も申しますけど、土地9億3,000万円ぐらい上げているわけですけど、これが実際は4億円しかない、5億円しかないということであれば、本当に繰り上げ償還求められるしということで、一気に経営破綻しておると、いわゆる運転資金的に破綻しておることになって、お互いに協力しておる、国やったら協力しておるつもりでおらはったと思います。京都府もそういうことを求めんということは、協力しておるという感覚でいらっしやっただと思います。地元もそれに甘えて先延ばししてきたということです。

それが一番顕著な例は、創業当時ですと町長さん、あるいは助役さんが役員にこぞって就任してくださっておったんですが、それ以外の方は、とにかく就任してもらえんということが起きたと。これが本当は就任してもらって、できたら課題として解決、この時期土地を買い戻そうやないかとか、議会もそういうふうにして賛成してもらっているわけですから、8億5,000万円で丹波地域開発に売ることについて、せやから思い切って当時の町長さんが提案されたとしたら、まだ議員さんも多く、売るときに賛成された方、買い戻してやれやという話になったかもわかりません。

そういうことで、ちょっと横道それているかも知れませんが、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 特にマーケスが地域にどのような役割を果たし、貢献してきたかということでございます。一つには住民生活を支える商店街という位置づけの中で、この商業施設として住民の日々の生活、暮らしを支えていたことにあるというふうに思っております。

二つ目には、地域経済の活性化という意味では、牽引をしてきたということでありまして、これまで平成9年の開業以来、全テナントの売り上げの累計額で言いますと、実に459億2,900万円余りの売り上げでありますし、来店者の累計で言いますと3,026万人を上回っているということでございます。

こういう数字からも、地域経済を牽引してきたということでございます。

それから、三つ目には、雇用の創出という部分では、納税等による町財政に貢献してきたということで、固定資産税では1億8,900万円余り、それから法人税でも1,800万円、それから消費税の貢献ということになっております。

また、雇用のほうでも、現在170名から200名程度のお近くの方々が雇用の場としておられるということで、こういうことが特に貢献をしてきているということでございます。

以上でございます。

○15番（山内武夫君） 改善計画と町の指導。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 改善計画については、山森課長から今、定まっている分、説明させますが、改善計画を策定するに当たっては、この6億700万円を高度化資金に返済しますと、何回も申しますけれど、借金の証文にハンコつかんでよいということで、能力ある人が役員に就任してもらえるということで、新役員に刷新した後、本格的な新事業計画については策定したいと、そんな思いです。今定まっていることについては、担当課長から答弁させます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 基本的には、先ほど町長が申しましたように、新しい体制のもとで決まっていくというふうに思っておりますけれども、現在思っておりますのは、6億700万円を一括して返すことによりまして、まずテナントさんに対する賃料が下がることが見込まれると思っております。

それから、そのことによりまして、今各テナントさんにおきましてはなかなか厳しい状況があります。そこが改善をされることによりまして、経営的には弾力性のある経営が望まれるということですし、そのことがひいてはいろんなテナントの商業に活性化を生み、そのことがまた来店される町民の方々にも還元されると思っております。

また、人口の減少に伴うことでございますけれども、縦貫道の関係もでございます。若干、そういう点では人口の減少、それから縦貫道の開通、こういうものに対しては全く影響がないとは言い切れないと思っております。ただ、丹波マーケスの性格上、地域の方々が利用される商業施設ということですので、現在の来店されるお客様の、レジの人数ですけれども、特に日常生活に必要なものを買いに来られる方がおおよそ8割ぐらいになっております。したがって、縦貫の通過をする方々の来店者は現在のところは余り影響はないのではないかと見込んでいるところであります。

以上のようなことで、これからいろんな形での新しい体制のもとで具体的なことは決まっていくと思っております。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 私も、24ページの商工振興費にかかわります部分で、重複をする部分があるかも知れませんがよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、土地購入費と補助金に分割をされておひまして、この部分が一住民に対する大きな今回のポイントになるんだというように私は思ひます。提案説明の中等々で説明を聞かせていただきましたので、再確認をさせていただきたいと思ひます。

それは、二つに分かれておひますが、補助金も土地購入費も一括して6億700万円を返済金に充てるということでもいいのかということが1点、それから、出資金にかかわりまして、今日午前中にもありましたけれども、現在町が占めておひます40.51%ということで、このことによって議会報告云々という問題もありましたけれども、こういった数字を創設当時になんという形で資金の按分率を決定されたのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高度化資金の返済に6億700万円全てを充てるわけですが、そのうち土地の時価評価額2億8,171万円です。まず買い戻すということと、それと残る部分の3億2,529万円は経営支援とするという二つに立て分けての支援策になっておひます。

出資金ですけど、なんという根拠で3億円というのが決まったかは定かではないんです。5億円ぐらいという話も聞いたりしたんですが、結果は丹波町3億円、丹波町が3億円しますと、制度上、国いわゆる中小企業事業団も同じように3億円出資するということが決まてました。それで、6億円まず決まったと。後は、300万円ずつ多分4,500万円だしたら15口応募があつたんだと思ひます。それは、主に出店者からだと思ひます。出店者は、300万円出資することによって、出店の権利全てを得るという特典がありました。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 第三セクターとはいふものの、現時点では役員体制等の説明もありましたように、住民の多くの方々は、一企業というやうな位置づけをとつておられまして、今回多額の税金を投入するといふあたりに、これまた大きな問題があるんじゃないかなと私は思つておひます。

そこで、会社の今日までの経営努力と、また今後それを生かしてなんというふうに住民にPRをしていくのかといふあたりをお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一企業、あるいは一会社でもいいんですけど、なんというところに何

で公金を投入するんだという疑問があるようです。これは、先ほど申しましたとおり、実を言うと目的がもうはっきりしていたわけです、商業集積をつくるという。そのための会社設立であったと思います。私も、設立趣意書とか読まずに発起人のところに住所と名前と書いて、ハンコついております。役場が言われることだしということです。お上が言われるまでは思いませんでしたけど、役場が言われることやし、悪いことではないだろうということです。

この会社、何回も申しますけれど、町民の熱狂的な世論のもとに事業は進むわけですけど、その際町が3億円出資する。そして、国が3億円出資する。民間からは4,500万円出資あったようです。プラス足らずは12億3,800万円、京都府から借りる。さらに足りない場合は、はっきり書いてあるんですね、市中の金融機関から借れいうて。それで、借り入れも起きてます。せやけど、わかりやすく言ってるんで、3億円町が出資されて、国が3億円出資されて、京都府が12億3,800万円貸してくださいましたと。そこから出発したわけです。これは、全て法律に基づいての作業になります。先ほど申しましたとおり、三セク会社として議会の承認を得たりしながらできたんだと思います。あるいは、事業認定も受けてるということです。全部公の一つの事業として認定を受けて、今日まで進んできたと。

ところが、言ってもらったとおり、何で大株主であって、最初経営に携わっていた人が、皆抜けていって、あと入っていないんだということについては、私も、1人残った私としては、一方的な見方になることをお断りしてですが、やっぱり誰でも嫌だと思うんですね。私でも、このようなことだったら入りません。せやけど、最初から携わってるもので仕方ないさかいにもう借金の連帯保証人をさせてもらってるということが現実だと思います。

新しい町長さんに頼むのも非常に頼みにくかったし、酷な話だなとは思ってました。ただ、入ってもらったら、これはもう自分も嫌なんやさかいに解除せなあかんということに気づいてもらったとは思うんですね。せやけども、入らなったら内容も、株主総会に来てもらうぐらいでは、なかなかかわかってもらえへん面もあるし、こんな正直いって難しい問題、私提案させてもらいましたけど、最初から世論は逆風になるということはもうある程度想像してました。そやけれど、私、創業に携わった1人、土地を買う側ですので、責任を物すごく強く感じているので、私が町長のときに、やっぱり解決しておかんと後の経営、誰も入ってこないと思います。そういうことで、今回提案させてもらったということでご理解いただいたらうれしいです。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 丹波マーケスの駐車場として借地をされておるということを承っております。8,000平方メートルの部分があるということで、特に算定しますと年間1,

５００万円になるということも承りました。

それで、特に土地購入の場合に、その部分について、会社のものとされなかったという理由がもしわかれば説明をいただきたいと。以前から、サンダイコーさんの土地であったのかというあたりについてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この議案提案して、古い丹波町の職員さんなどにも接触する機会ができました。まず、そういう例えば事業にかかわった人の感想ですけれど、私に向かって、今は町長ですので、町長、丹波町から売ってくれとか、貸してくれとかいう話、あったやろっという話、ありました。そういうことは記憶してないんですが、事業に協力してくれという要請はありました、二代の町長にわたって。

ということは、今言ってもらったとおり、府道に面してあそこだけが実を言うと入り口やったんです。あの府道というのは、ご承知のとおり産業道路である国道と面してます、交差してます。そして、さらに進みますと旧国道ですけど、須知商店街と交差してる。そして、桧山へ出るわけですね。それで、桧山までの間に多くの町民さんがいらっしゃるわけです。旧瑞穂町の方もいらっしゃるし、多くの方が。そこから、出てきて非常に入りやすい場所だったんですね。京都銀行がまずありますね。京都銀行みたいに来店数が非常に少ないところはああいう交差したところでもいいんですけど、スーパーマーケットみたいに不特定多数の方が多く来られるところは、やっぱりそういう産業道路からちょっと引き込んで、そして駐車場に出入りするということが安全だということで、そういう場所を入手したんですね。私は、１軒ずつ回ってお願いして、当時サンダイコーの社長としてお願いして、あの場所を確保したということですね。そういうことで、そのサンダイコーが所有してるその場所を一緒に使わないと丹波マーケス事業は進まないということで、ご挨拶を受けました。協力してくれという言葉でした。それで、協力させてもらいますということで、協力してきたということで、簡単に言うと。売る、売らないの話は出ませんでした。

今おっしゃった１，５００万円ぐらいの土地代ですけど、今町長にとってわかるのは、大体０．０４％ぐらいで借りてもらうとかいうような話になってます。それを当時１９万２，０００円ぐらいで買い付けした単価に、２，４００何坪あるんですけど、それを掛けますと丹波マーケス事業にかかわっての一つの評価額が出ます。その評価額に０．０４ではなしに０．３５ぐらい掛けるとその数字になるんだなということ、私も最近知りました。

この賃料については、その後、会計検査院と一緒に来た事業団の監察室等も監査も皆受けて、そしていろんな指導を受けてこの賃料設定がなされてるということは報告しておきます。

決して、身内同士でやったんじゃないしに、もちろん町の商工課の係の人、それで会社の事務方、そして当時事業団から推薦を受けて来ていらっしゃった松本さんという経営診断士等が入って、原案はつくられたと思います。そして、助役さんとか町長さんの決裁を得て、ああいう金額になったんですけど、後に平成13年ぐらいに、会計検査院の検査を受けてるんですね、全体に。そのときに、事業団も監察室というものを持っていたらっしゃって、そして見えました。それで、強烈的な監査というか指導を受けてます。その指導に基づいて、また賃料が多少変わってます。そういう経緯も、やっぱりこういうものあるんやなとって言うんですけど、そういうふうにして、1年に1回は丹波地域開発の決算については、監査や検査を受けて、今日に至っているということだけお答えしておきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） それでは、先ほどから質問されてる方と重なるかも知れませんが、大きくは三つ分けて17項目について質問をしたいとこのように思います。

まず最初は、予算編成についてでございますが、一番目このような支援が必要だということを感じかれたのはいつ頃からかということをお聞きします。二つ目は、今まで町長の答弁を聞いてますと、少なくとも平成26年度の当初予算で編成することができたと思うし、それをされるのが常識だと思うんですが、それがなぜできなかったのか具体的な理由をお願いします。時間がなかったとおっしゃってましたけど、そんなことは理由にはならないと思います。

それから、三つ目、平成26年の6月の定例会の補正に、なぜ議案を提出されなかったのか。これも具体的をお願いします。それから、なぜ平成26年の9月の定例会に補正予算として議案提出をされたのか。このことをお聞きします。このことには、特に今回の補正には、約1億2,000万円の災害復旧予算が入ってます。これは、偏った考え方かも知れませんが、議会としては災害復旧資金を無視するわけにはいきません。そのことが十分わかった上でこのような予算補正をされたのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、次に土地購入ということで支援をするわけですが、先ほどから出てますように鑑定をしていただいたということなんですが、2億8,200万円というのは土地のみの鑑定であるのかということをお聞きします。それから、一般的に不動産を買う場合、土地と建物がある場合、一体で購入するのが常識だと思うんです。にもかかわらず、なぜ土地だけを先に買うのかということをお聞きします。

それから、その次に土地の面積ですが、配付していただいた資料によりますと、Aが、

Aというのは一つの分が1万4, 112.55平米です。もう一つ、Bが179.45平米です。このAの大きいほうの土地の上に、床面積6,884.53平米の建物が建ってます。こういう状態であるということを確認したいのですがこれでいいのかどうかということです。

それで、この建物は購入するAの土地に保存登記がされてます。当然だと思います。謄本も添付資料の中にありました。それで、大体土地の49%を占めてます。この土地の建蔽率は多分80か60かどうかだと思います。60としたらもうほとんど建つ余地はないということですし、80でももう限られた分しかない。そういうことは、こういう地上権があって、こういう状態であるということの底地の価格というのは、本当に2億8,200万円、価値があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、その次に、町民の血税をこのような形で土地購入に投入しても、本当に町民の人は納得してくれはるかかどうかというのは、今も申し上げたとおり地上権を認めないと仕方ない、底地を購入して、それで認めてもらえるかどうか。認めてもらえると思ってこういう案件を出してこられたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、次に平成26年3月の同社の貸借対照表で見ますと、土地の簿価は9億3,400万円ということになってます。今回、この申請どおり2億8,200万円で売却をされたということにしますと、売却損が6億5,200万円となると、このように思うんですがこれでいいのかどうかということをお聞きします。

それから、三つ目に商業集積地施設経営安定化補助金ということで、3億2,500万円を支援することになるんですけども、支援というよりは援助することになるんですが、これは経営に行き詰った丹波地域開発株式会社への援助資金かということをお聞きします。それから、先ほどから何回も出てるんですが、例え町が出資している企業といえども、これはれっきとした株式会社です。それで、こういう援助とか支援を受ける前に、株主なり、役員としてすべき点があったと思うんです。その辺のことについて、町は何の指導もしておられないのかと。言ってきたのを、そのまま受け取っておられたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、その次に町が2億8,200万円で購入すると、先ほど申し上げましたとおり6億5,200万円の売却損が生じます。この金額は、総資本金7億3,600万円、これ会社ですけども、88.6%になるんです。ほぼ90%になるわけですね。ということは、今の資本金は10%に減資をしないと成り立たない状態にあるというようなことをわかった上で、どのような指導をしてこられたのかお聞きをします。

それから、これも重なったようなことですけど、今申し上げたとおり既に総資本金が9

0%以上欠落しているわけですから、丹波地域開発をこのままの状態でも支援しても本当は難しいんじゃないか。本当は、根本的な財務整理をした上で支援をすべきであるというように思うんですけども、町としてどんな指導をしてこられたのかどうかお聞きをしたいと思います。それで、もしもこの状態でできるということをおっしゃるのなら、今申し上げたように、根本的な財務整理をせずに再建が立つめどはどこにあるのか、お聞きをしたいと思います。

以上、ちょっと重なった部分は省略しましたので、多分13か15しかないと思うんですが、ご回答をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年度当初予算で本来計上できたらよかったんですが、いろんな意味で、いろんな意味というのは会社というものをしっかり勉強をして、そして提案しないと質疑に応じられないということで、平成26年度予算編成時から平成26年の9月補正になったということであります。具体的には、4月1日から商工観光課等設置しまして、このことに当たることができたということです。

6月補正にもうわかってたのにしたらよかったのではないかと質問ですけど、これについてももうとても時間がなかったということでご理解をいただきたいと思います。平成26年9月補正が、災害の1億2,000万円余りと絡ましたのと違うかというようなお話をいただきましたけれど、そういう意図は全くございません。

また、もう1点、土地購入ですね、鑑定、私は一々実を言うと打ち合わせしてないんですけど、2億8,900万円ぐらい出てきたときに、当然職員は土地鑑定士を入れますので、土地鑑定士入れての評価だというふうに答弁をしております。間違いないと思います。

なぜ、土地だけ今回提案しているんだというご質問ですけど、さすがに建物も一括でこういう買い取ってくれとか、経営支援してくれとかいうことは非常に無理があるとまず判断しました。それで、わかりやすいのが土地だけは旧丹波町から買っているということでお願いがしやすいだろうというような事実要望書にもなっておりますし、私の、何回も申し上げますけれど、土地を買った側の責任者としてやっぱりそういうふうに思いました。それで、土地代からまず解決したら、高度化資金6億700万円返済したら、新しい人事刷新ができますので、その新しい経営陣のもとにいろんな建物も含む経営再建策を策定してもらいたいと、それを最大限、今は町長として尊重していきたいと思っているところでございます。

土地の上に建物が建ってるんですね。本来、そうなんです、会社も底地だけは持っていたほうが合理性があるというような考えでした。したがって、今回京丹波町が買い求めます土

地の上には建物が建っております。しかし、私もこの三セク会社と京丹波町がそんな緊張状態にあるわけではないし、あるいはすぐ丹波地域開発という会社が倒産したらえらいことなんで、大株主としてそれこそ責任をきちっと果たす決意しておりますのでね。地上に建っているからかえって町民に損害を与えるんじゃないかと、そんなふうには認識してないということとは申し上げておきます。

土地以外は、9億3,400万円ほど簿価、確かに上げてますね。これが、2億8,900万円までしますと6億円何がし、特別損失上げることになります。特別損失上げるわけですけど、また3億円何がし支援しますので、特別利益になって実質2億円ぐらい、多分2億円何がしかの特別損失が発生すると思います。それには耐える経営体力があるという判断しております。

株主責任も、そうしたことからこのぐらいのことであれば、一々の株主責任があるというふうには言わなくても乗り切れるという判断してますので、もちろん新役員を送り込んででも、このことが将来にわたってこの時点での経営不安で経営責任があるということであれば、当然株主の責任がその時点で発生するものだと思ってます。それまでは、とにかくこの運転資金的な難局、6億700万円をとにかく返済することによって、新しい経営が発足するわけですから、そこでしっかりと最大株主、大株主としての責任を果たしていきたいというのが、今回の提案でございます。売却損による減資ということも含んでです。

できるめど、そういうようなのも役員の人事刷新を図って、新役員体制でできないのならできないという結論が出てくるだろうし、いや土地の売却によって、6億700万円、経営支援も含めてですけど、町から支援を受けたら、しっかりと経営の再建ができますという結論に、新経営陣がそういう結論を出してくれたらそのとおり経営を大株主として支援していきたいという思いでおります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） もう一遍念を押して聞きたいのは、底地だけ購入して価値があるのかどうか。特に、今も申し上げましたとおり、建蔽率の回答はなかったんですけど、例えば60%としたら、1万4,000円の60%の分に6,884.53平米の建物が建ってるということは、使う余地は全くないということなんですね。そんな底地を買って、何も値打ちがないのではないかとはいえ、町長はこの会社と町の間にはそんな緊張関係がないからこれでいいのとおっしゃってますけども、そういう物の考え方そのものが、町長にまことに失礼ですけど、創業されたときに土地代が高かったからこういう結果になったとこう言える姿

勢だと思うんです。やっぱり、例えどんな関係でも、まして売買というのは法律に基づいてすることですから、後でそんなつもりではなかったとか、そんな約束ではなかったというようなことが通用しないというように考えて、経営者とすれば、また町の責任者とすれば、町民の血税を使っていただくということが非常に大事なことでないかと、このように思います。

それから、ほかにもたくさん言いたいことがあるんですが、時間もなんですので、1つだけ町長が非常に正直に答えられて、これは何だと思ったのが、先ほど申し上げてました売却損が6億5,200万円になりますけども、それは支援金、援助金の3億5,500万円で薄められるので半分ぐらいになると、こうおっしゃると、何でそんな会社に町民の税金を使わないとあかんのか、それなら先に株主が減資をして、もう一遍改めて必要な部分を増資をして対応するのが当たり前のことでね。町長は非常に正直な方ですので、思いをぱっと言ってしまったんだと思うけども、こんなことを思っておられるんだったら町民は到底納得できないと思いますよ。売却損が出たら、その分を支援金で補填するんだというようなことは、理屈に通らないと思います。

そういう点、正直に言われたところを揚げ足を取るようで恐縮ですけども、私はそういうことで、町民の方が血税を支払うことを納得してもらえというようにお考えなのかどうか、この2点についてだけお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 正直をモットーにしていますが。午前中も言ってますでしょ、小売商業振興法に基づいて高度化資金が無利子やったと。それを、丹波町民からいったら一緒なんです、行政も、この丹波地域開発も。それで、使っててもらってたらいいわという思いがあったということですね。そうでないと、8億5,000万円塩漬け土地で丹波町がずっと持って、切り払っていたら最低2,500万円以上払わないと。それを、会社として今は無利子の金があるから使ってくださいという気持ちを持ったとして、何も悪いことないと思いますよ。私は、まず、今もそういうふうに信じてます。これは、町民のために役立ててきたことだと思っています。

また、減資も、減資したって本来返す、本来は返すとか、今おっしゃってることは損に充たしなさいということですけど、金出てきませんのでね。そのことを言ってるんですよ。運転資金が苦しいといってるのに、減資や何やいって技術的なことを言われても、お金が出てこないと根本的な解決にならないんです。この際、高度化資金を一旦どんな形ででも、私はいいんです。一旦返済すれば、新しい経営陣に刷新することができるという主張の議案だと理解してもらったらうれしいです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今おっしゃってたように、町が困った塩漬け土地を購入したから町民のために役に立った。そのとおりだと思います。しかし、それでやり遂げてもらったら役に立ったんですよ。途中でそれができなくなったから、6億700万円支援をしなさいということですね。そうすると、ほんとに役に立ったのかなということ。それでも役に立ったとおっしゃるのかどうかということがお聞きしたいと思います。

それから、このことをすれば、役員が保証したりしなくてもいいので経営が刷新してうまくいくとおっしゃいますけど、企業経営って町長は立派な企業をつくってこられたんで、そんな甘い考え方で企業経営ができること、ないでしょ。やっぱり企業をちゃんと経営していると思ったら、ある意味では保証してるとかしてない関係なしに、経営者、トップとして命をかけてやってもらうぐらいしなかったら、現在の経済情勢の中で企業がちゃんと成り立つということとはあり得ないとこのように思います。そういう点、もう一度お聞きします。

1点は、町長が言われるように、町民のためを思ってやったことやおっしゃるなら、支援なしに最後までやり遂げてください。それなら、そのことはごもっともで、私は尊敬をします。

それともう一つは、新しい経営者になって、保証人もしなくていいので十分やっていけるとおっしゃるのは、そんな甘い考え方で会社経営ができることはないと思います。やっぱり社長がサンダイコー、あそこまでされたときには、やっぱり極端にいったら寝られなかった日もあったろうと思いますし、非常にどうしたらええのか迷われたこともあったと思います。それぐらいの状態じゃなかったら会社経営なんて到底できないと思うんですが、その2点、どう思われるかお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 村山議員がおっしゃるとおり、それはやり通せたとしたらこんなこと、恥さらしません。たちまち、言ってるように、正確に調べたらわかりますよ。かなり高金利だったんですよ、塩漬け土地。平成5年から平成9年、売買するまで。それをある程度知ってるもので、無利子で借りてる会社の金を充当したらいいじゃないかということで今日まで来ました。かなり、京丹波町の財政に、私は今も寄与してきたと思いますよ。今、できなかったことについては、本当に残念です、今恥さらしてるわけですから。それは理解してもらわないと。私、尊敬してもらう必要ないですけど、精いっぱい頑張ってきているんですよ。

そのことと経営者について、そうですが一般的な表現をしているわけです、実際そうです

よ。借金の証文にハンコをつくのが嫌なので出ていかれたし、その後就任してもらえないという現実です。それは、そのことを解決したら、そこに能力ある人が来てくれはると、その反対を言ってるわけですね。経営というのは厳しいと思います。

私は、経営者の名に値しない男かも知れませんが、私流の公的な物の考え方をしてきました。こうしたら、京丹波町民、当時は丹波町民のために必ず役立つと信じて、いろんな決断をしてきたということだけ、弁解させていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） そしたら、もう大方出尽くしたんですが、ちょっとまた重複するかもしれないので、申しわけないですけど。

私、旧丹波町さんが、公社より先行取得した土地、金額が先ほど山内副議長からもありましたけども、これを今回第三セクター丹波地域開発と売買契約をして、会社に持たしたんですけども、今回計上されているのは、これをまた買い戻すということになると思うんですけども、何で当初に会社に持たしたのかなと。何で、町がそのまま持っておれば、こういう会社経営にもこんな問題も発生しなかったでしょうし、波及しなかったんじゃないかということになるんじゃないかと思うんですけども、会社に持たせなければならなかった理由というのは何かあったのかというのが1点と、それから、本来第三セクターとしては、これは鈴木議員からもありましたけども、土地建物を町が保有して、その経営管理を会社に任せるというのが一般的だということ、私のほうは思っておるんですけども、第三セクターのあり方についての町長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、京都府の高度化資金、12億3,800万円ですか、これ返済計画、約定の中での履行は償還当初の1年だけということであります。約定変更で償還額も減額を継続をし、府もこれを認めてきたという経過があるんですけども、これに対する京都府の対応はどのように推移をしてきたのかお伺いしたいのと、今回、税を投入してこの償還に充てることに対して、府はどのように受けとめているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特に、会社に持たすとかそういう特別の意識はなかったかも知れませんが、当時多くの塩漬け土地を持っていた丹波町の町長としては、少しでも処分したいという気持ちはあったと思います。そのことで、実を言うと協力したんだという言質もありました。私はそうやったんかぐらいしか思ってなかったんですが、特に不良債権化することも含んで会社に譲渡したという意味ではないと思います。これほど長く資産デフレ、不動

産デフレが続くという予想も、当時の町長もされていなかったと思います。結果がそうなったということで、会社に持たしたらよいわと、それで一件落着だというような短絡的な考えと、当時の大株主さんである町長とか、代表取締役会長の意思だったと思っております。

三セク事業ですけど、特にこの会社は、街づくり会社いいです。街づくり会社の三セク会社でして、目的は何だといったら商店街整備等支援をする会社なんですね。その形がああいう道路を挟んで両方に商店が並ぶというそういう商店街もあるし、こういう一つの建物の中に小売業者が入る商店街もあるという認識で丹波マーケスはあるわけですが、あの形態を共同店舗というふうにして、その建設が目的で街づくり会社、三セク会社が設立されたということです。

建設には物すごく深く関与していただきました。というのは、具体的に申しますと、入札とかそんなこと全然私ら民間人は知りませんので、全部そういうことは役場が仕切ってくださいました。

そういうことと、もう1点、高度化資金について、これもたびたびお答えしてるわけですが、事業団も総会の議案の事前審査で今年は5,000万円しかよう返せないなということ承知で承認をしてくださって、株主総会来られても賛成で手を挙げてくださったということで、高度化資金の約定違反がずっと続くということは、事業団も認めてくださってたし、京都府はもちろんいろいろ審査して、そして条件変更に応じてくださったと。その条件変更の内容については、私は民間人としては非常に批判的に見てるんですが、そうだけれど、何にしても今まで約定違反の丹波地域開発を条件変更という名のもとに、温かく応じてくださったということは感謝しないといけないというふうに思っているところでございます。

高度化資金、高度化資金といってるのは、京都府の。

○7番（岩田恵一君）・・・。

○町長（寺尾豊爾君） あっ、それは、文書でも何でもありません。ずっと約定違反を繰り返している中で、やっぱり最後ぐらいはきちっと、1年数カ月早く繰り上げ償還することによって、今まで迷惑かけてきた分も幾らかお返しできるかなという判断です。物すごく厳しいですよ、取り立ては。まさに、裁判の被告席みたいなところに、町長になってでも座られます。厳しく早く返せという指導を受けます。そういう状況であります。

ただし、それは返せさえしたら何も問題ないわけだし、この問題は別に京丹波町の三セク会社の丹波地域開発だけの問題じゃなしに、全部こういう枠組みで解決してるということです。そういう本もあります。そういう、全国同じような一つのパターン、パターンという言葉よくないかもわかりませんが、パターンでこういう解決をしてると。私は、いつ、こうい

う提案をするのが一番認めてもらいやすいかということで、平成26年を選択したと。そういう責任は自分にあります。京都府からは、文書ではありません。ただ、早く返してくれという話はもうずっとありました。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 町長も、もうこの地域開発の初代社長として経営に携われてこられて、また自ら京丹波町長として、この第三セクターの筆頭株主ということで来られたとこでございますし、この会社の経営実態というかこれまでの経過も十分ご承知の上で今回提案されているというふうに思うんですけども、こういう状況に至るということはもうかねがね多分承知をなさっていたんだろうという思いの中で、これまで私もこの4年間、前期を含めまして、議員さんからの質問についても一定答弁があって、そう私個人としては心配をしていなかったというようなことだったんですけども、今回こうやって提案されたというようなことで、なぜこれまでこういうような状況に至るというようなことについての説明がなかったというのが残念かなという思いがしてるんですけど、なぜそういうことで議会にも報告されなかったのか、改めてお伺いしたいと思います。

それから、今回全てを高度化資金を返済すれば、抵当権も抹消されるということで町有地として戻ってくるということになるんですけども、そうすれば、地域開発に使っていただかんなんということになるんですけども、これ町と会社との間で賃貸借契約を結んで、町に地代が入るということになるのかどうかという2点についてお伺いしたいというように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 素朴なご意見だと思います。なぜ経営者としてもっと説明をしなかったんだということですけど、経営者なるがゆえの立場だったと思います。これ、ずっと出ていたんですね、私が町長になって借金が多いらしいとか、苦しいらしいとか言うてくださる。非常にありがたいんですけど、やっぱり抜本的な解決策を示さないと、単に運転資金が苦しいんです、何でやいうたら土地がどうのって中途半端に言っていたら、本当に経営不振というのか経営不安につながっていたと思います。頑として、やっぱり改善の具体策を示す中で、この公的資金もお願いしますと言わないと、そして一気にこれ解決しないと、これ流れたりしたら、必ず他地域からもできたらあそこに店出したいとかいうて思っておられる人、いっぱいあると思うんですね。

そうしたら、町民の皆さんは、ああ、それやったら来てもらったらよいやんという論があ

ります、必ず。せやけど、これだけ多額の税金を使ったところがばーになって、そうしたら、どこか次が安いからという話ではないんですよ。とにかく、このことをそこそこ解決してから、来たいのなら来てもらったらいというふうに、私は考えておったわけなんですね。せやから、こうして提案するときには、もうきちっと6億700万円さえ公的資金を土地代であろうが、経営支援であろうが投入してもらって、高度化資金さえ返せたら、何回も言いますけれど、新しい経営陣で経営刷新が図れるんですから、そこからはみんなが、別に私とやかく言う必要がない、みんなが入っていけるわけなので、みんなから丹波地域開発株式会社の経営状況が把握してもらえるとということになるということで、今まで確かに報告しませんといったのは、資本金が50%超えてなかったら報告義務がないということのを盾にしました。

私、役場の中ではどういうふうに表現したといたら、報告義務がないのに報告するということは、消極的に報告義務違反だというふうに認識しているという表現しました。報告義務がないのに報告するというのは、求められてないのに言うというのは、私からいったら消極的ですけど報告義務違反だという認識でございました。とりわけ、これ物すごく大事な案件なので、やっぱり町民の皆さんはそういうふうに今は表現してくだらない方もいらっしゃると思いますが、ほんとに大事な町民の財産です。紛れもなく、今マイナスであろうがプラスであろうが、丹波地域開発株式会社が持って、そして運営管理している丹波マークスは、町民の、私は財産だというふうに思っております。

2点目の、新会社の役員が刷新されたとしても、当然町が買うので、今度貸すことになるので賃料はもらえるんやろなという話ですが、賃料は当然、私は今度大株主の京丹波町町長として、求めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 総括して、今回のケースは、一部新聞にもぼんと出てまして、公私混同という誤解を与えて、世論の認識が大変厳しいというふうに思っております。要するに、6億700万円という多額の税金投入の妥当性というか、この支援の妥当性について町民は疑問を持ってるというふうに思うんです。まず、これもうとにかく今回は正しいんだということを、端的に町長の口から町民に向かって発信していただきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしましても、創業をともにしました当時の町長と町長室で、

よく握手をしました。その都度、握手した記憶があります、一緒にやっ払いこうということ
で。

そういう会社ですから、今問題になってるのが、何回も言いますけれど、どっかAとかB
とかいう不動産屋から会社が勝手に購入したんであればこんな話はある得ません。当時、丹
波町が持って困っていらっしやったその土地を、所有権を一時ある面でいったら会社にする
ことによって、無利子の金でこの14、5年、15年間ぐらいはほれたわけですから、この
時期買い取ったからといって損はないと思います。かなりの金利分、多分2,500万円以
上17年かけてもらったら、それぐらい丹波町行政は財政的に助かったんですよ。せやから
せやさかい言うて恩に着せてるのと違いますよ。恩に着せてるんではないけど、質問しても
らうから説明させてもらうんですが、今度は丹波地域開発が運転資金的に苦しいので、町に、
済みませんけど応援してもらえませんかという議案です。

そのように理解いただいて、何とか原案どおり6億700万円、土地代と経営支援という
ことでご承認いただいたら非常にうれしいということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君）　ここで、暫時休憩をいたします。3時20分まで。

休憩　午後　3時05分

再開　午後　3時20分

○議長（野口久之君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を続けたいと思います。

質問をよろしく願いいたします。

その前に、ちょっとお願いを申し上げておきます。できるだけ、重複質問は避けていただ
きますようによろしく願いをいたします。

では、質問よろしく願いします。

坂本君。

○6番（坂本美智代君）　午前中から続きまして、ずっと皆さんがおっしゃっているのとでき
るだけ重複しないようにということで、今までずっと町長の答弁を聞く中で、私なりに思い
ますのは、町長の答弁を聞きますと、当初から無理な事業であったというようなこともおっ
しゃっております。

これまで、町長は一企業の経営者としてこの丹波地域開発の中で社長として入られまし
たが、やはりそういったもともと最初からの難しい、厳しい経営であることを承知で入られる
というのは、私なかなかベテランの商売人さんて、そこまでわかってて経営を引き受けられ
たということ、ずっと聞いておりましたら、私ちょっと厳しい言い方で言えば、言いわけば

っかり、私は聞こえてくるんです。これまでのいきさつも、もう一つ、初めて今回の支援の議題を出されたきたことでわかったんですけれども。

1点は、そういった町長のベテランである経営者として、最初から無理な事業になぜかかわって、何かがあっただかかわってきたんだと思うんですけれども、ただ温情だけというか、頑張っこの地域、丹波を活性化したいという思いでかかわってこられたというのであれば、やはり、先ほどもずっと思っておるんですけれど、これまで一企業として、それぞれの株主があるわけですから、まず株主が責任をとるべきじゃないかと思うんですね。それをのけておいて、町民にこういった6億700万円というものを、みんなの施設やからいうことで血税を投入するというのが、もう一つ私は理解ができないんです。

それと、もう一つ、これ6億700万円投入して、それで改善するんやとお聞きする中で、テナント料、まず30%引き下げれば、お店の中の運営も成り立って、それがお客さんに還元できると言われますけど、それが本当に果たして保証できるのかどうかと。その点も私は心配します。

そして、このテナント料で、この丹波地域開発は運営が主にテナント料なわけですから、テナント料を下げるということでますます運営資金というものが下がるのではないかと、私の考えの中では、それがなぜ地域開発のこれからの発展になるのかなという疑問も一つあるんです。そして、1回テナント料を下げてしまったら、いざ上げようと思ったときに上げられるものなのかどうか。その点も疑問なので、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非常に困難な会社経営になるということにもかかわらず、そこへ入っていくというのは言いわけをしてるんだらうということです。言いわけをさせてもらっております。

家賃を下げるということ、家賃を下げたら出店者が多分元気になるんだと思います。そのことによって、利用者が潤うという論理であります。

何にしましても、これ今までも申しましたとおり、6億3,100万円返してるわけで、これ以上利用者から返してもらう余力があるかないかという判断で、議案の提案をさせてもらったということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 私、今、1点株主の責任というものをどうとられるのかということなんです。まず、町民にこういった負担を強いるのではなくして、やはりそういった一企業

でずっと株主に何人かなられておりますが、そういった方の責任もあると思うんです。その点はどのように考えておられるのか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 株主ということは、300万円ずつ出された方という意味ですか。

○6番（坂本美智代君） ……。

○町長（寺尾豊爾君） そうですと、大株主としての今こそ責任を果たすべきだということで、こういう提案をさせてもらってるということです。

以上です

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 商工業の振興事業、6億700万円にかかわって担当課長にお聞きします。

先ほど、テナントの賃料を値下げすることによって弾力性が生まれて、テナントが活性化することによって町民へ波及していくというような話があったんですが、これは作文としては零点やないかなと思います。何の関連性もないところが、言葉でつながってるだけで、そこをつなぐ具体的なものが何もないような状態で言われているように思うんですが、それに伴って大体150万人ぐらいの来場者があるということで、そのうちネバフードショッピングセンターとして、京都縦貫道路ができた場合に8割ぐらいはネバフードショッピングセンターの機能で来られている方やろうということでしたが、それならば2割はまず来られないようになるというような認識で語られているのか、まずそれ1点と、その2割といった場合、30万人ぐらいに相当するわけですが、その30万人を相手に商売をされてる例えばフードコートの方とか、レストランの方とか、ファストフードの方とかは、主にそっちのほうのことで2割ぐらい言われたんじゃないかなと思うんですが、その方はテナントとしてやっていけるという認識で言われているのかどうか。テナントとしてやっていけないのであれば、当然撤退という判断になった場合に、今言われているような効果が町民の皆さんに波及するかどうかというようなところもお聞かせいただきたい。まず、そこお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 先ほどお答えさせていただきましたのは、一つそういう効果があるということでございます。これは、あくまでもこれまでの実績に基づいて、いわゆる丹波マーケスの今の状況が、大まかに言いますとショッピング街とレストランということに分かれております。その中で、大体のお客さんの数がショッピング街が8割程度を占めているということで、議員さんおっしゃるとおりです。したがって、8割がショッピング街

ということは、ショッピング街だけで済むことではなしにレストランのほうも利用される方も総合的にあると思いますし、そういうことからすると地域の方々が利用されているだろうというふうに推測をしております。したがって、余り同じような形で利用が確保できるのではないかと考えております。

後は、テナント料の関係から申しますと、撤退のこともありますけれども、現在はそれぞれのテナントさん、ほんとに厳しい状況と伺っております。それは賃料が圧迫をしているということでございますので、そのところを回避するような手だてをすることで、やっぱりもう少し元気のあるテナントさんが各店何とか元気になるようなことになっていくというふうに、なってほしいということも、必ずしなければならないとも思っておりますけれども、そういう意味で申し上げたということでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 現在もテナントが、賃料を払うのが苦しいということで言われてましたけれど、その苦しい状態を、例えば今10万円払うのに苦勞してると。それが5万円下がりました、10万円下がりましたといった状態になったときに、10万円丸々今払うのが苦しいと言われている状態で10万円下がったとして、そのテナントの賃料を払う分がなくなったとして、それが結局その分がなくなったことによってテナントが元気になると言われたわけですけど、その元気になったことは利用者から見たらどういうふうに感じられる元気なんですか。

それと、あと8割のうちの2割と言われた部分でもう一度なんですが、2割は影響を受けるだろうと言われた場合に、それは来店者で影響を受けると言われているのか、それとも売り上げで影響を受けると言われているのか、それともそのどちらでも影響を受けると言われているのかということと、仮に来店者で2割の影響を受けたとしたら、30万人下がると。目標では、150万人今あるところを波及効果のメリットといったところで示してもらったところでは、5%テナントの経営補助、6億700万円投入することによって効果が得られるというようなくだりがありましたが、155万人にするためには、150万人から30万人減って、120万人になった状態を155万人まで持っていこうと思ったら、35万人結局プラスしないといけないと。そうなると思うんですが、35万人といたら、1日365日でいたら1日当たり1,780人といたところになると思います。そういったところで、そんなことが可能なのかなと、経営再建として可能なのかなと思ったりするところですが、それに対しても見解をお聞かせください。

そして、結局目に見える形ではあらわれないかもしれないということ、前回の全員協議会

でも言ってもらいましたが、それでは根拠がなく、展望に納得できないというようなことで私はコメントさせてもらったかと思うんですが、一つの参考資料として見ていただければ、作成が難しかったということでしたが、この参考資料はもう今回、一昨日ぐらいにまた持って来られた分の中にはそういったものがなかったんで、結局それ以上のものはできなかったということであるのか、それとも最悪のシナリオ、もっとまずくなった場合のシナリオを持たれているのか、もっとよかった場合のシナリオを持たれているのか、そういったところも踏まえて教えていただきたいのと、そして、テナントの賃料が2,000万円下げられるということで、価格としては大体平均したら、価格だけに特化して見た場合、何%ぐらい下げることが余力として生まれると想定されているのか教えてください。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、一つ目のどのように元気が感じられるのかということでございます。これは、正直申しまして我々は、まずテナントさんが元気を出していただくということでございます。テナントさんもそれぞれの業種がありますので、また経営のやり方もいろいろあると思います。したがって、例えばの例でいいますと、値引きをされるとか、商品の価格を下げるとか、また違ったサービスで提供する、いろんな形があると思いますので、それはこちらのほうから一概に一律にこれということは、なかなか申し上げられにくいと思います。したがって、それぞれはそれぞれのテナントさんで今の状況をよく理解をしていただいて、そしてできれば来店者の方々に還元をしていただくような、これまで以上の努力をやっぱり求めていくべきだと思っております。

それから、2割の関係ですけれども、これは双方の形で、ショッピングセンターも来られる方もありますし、レストランのほうも来られる方もありますので、どちらもということで解釈いただけたらと思っております。

それから、シナリオをいい、悪いも含めて持っているのかということですが、今のところは、全協のときにも申し上げましたようなシナリオということしか持ち合わせておりません。ただし、これは数字で申し上げるようなことではないんですけれども、これは客観的な部分ということでご理解をいただきたいと思うんですが、やはり町内での買い物や交通の拠点ということにもなっておりますので、そういうことからいたしますとまちの玄関口としての機能をやっぱり守っていくということが一つあると思います。

それから、もしこれがなくなるということになれば、活力の減退とか、喪失感がやっぱり町民の中に出てくるんじゃないかという心配もしております。二つ目には、交通弱者と言われるお年寄りの買い物場所がなくなるということにもなりますし、それから、野菜市などの農

家の方々が今頑張って商品を出していただいておりますので、そういう方からすれば、高齢者の生きがいとか、活躍の場、また所得向上の場が失われることも心配をされるということだと思っております。

30%の分については、断言はできませんけれども、想定としては議員さんおっしゃっているようなことかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 6億700万円を返還すれば、後は身が軽くなるということですが、この府の6億700万円を返還すれば、あとその会社としては、負債というか、それは何が残っているのかということと、それから決算のときに、この丹波地域開発株式会社のオープンからの決算書はありますかと聞いたときに、ありますということでした。その後、そしたらその決算書、見せていただけないかということで行きましたところ、見せられないということでありました。

いろいろと町長の今日の答弁を聞いていると、こういう支援を求めるときじゃなければそんな経営が大変厳しいというようなことは言えないんだということでありましたけれども、この6億700万円という本当に多額のお金を、みんな大変厳しい中でいろいろと営業もされている方もあるし、生活もされている中でつぎ込むというときに、持っている資料を全て出して、支援をというべきではないかということが2点目です。

それから、いろんな方が言われておりますけれども、人口も減少するし、新たに来年度は縦貫道が開通するし、また消費税も10%ということで大変見通し的には厳しい状況が見通せますけれども、それでもマーケスのほうが、今度新しく味夢の里の道の駅もできますけれども、あちらのほうへマーケスが行ってもいいんだというふうな考えもお聞きしたことがあるんですが、マーケスのほうが日常生活用品を置いておられるので、経営的にはまだマーケスのほうが地元の住民も通っていくので経営的には楽なのではないかなと思いますが、その点はどうか。

それから、朝市にも貢献しているんだということで、今課長のほうからありましたけれども、朝市についてはほんとに何ていうか、販売促進費というかそういう負担もされて、そういうものもやめてほしいんだというような要望も聞いておられると思うんですが、そういう片一方では6億700万円の支援をする、一方ではそういう販売促進費という名前の負担金を徴収するというようなこともあるし、そういう点ではもっと全体的なそういうまちづくりというか、共同店舗というか、そういうふうなことに繋がっていかなくたっていいの

と違うかなというふうに思います。

4点ほど言いましたけど、お願いします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 決算書の資料でございますけれども、以前に議員のほうから、いわゆる6億700万円の財源がどういうふうに捻出をされるのかというような活用のもとに資料がないのか、というお問い合わせをいただいたところであります。もちろん、資料はあるわけですが、そういう部分ではお聞きになりたい点についてはご説明をさせていただきましたので、それでご理解をいただけたものと思ったところでございます。

それから、縦貫道の分の大変見通しが厳しいとかいうお話がございましたけれども、先ほど山崎議員にもお答えをさせていただきましたが、丹波マーケスのお客さんの関係上、地域の方々のご利用されているということですので、全く影響はないと言い切りませんが、何とかいけるんじゃないかなと思っているところであります。

それから、朝市のご関係でございますが、そうしたご意見があるというふうには思いますけれども、片や一方、なかなか朝市の団体の経営的なことで使用料の減免要請というのも町にも毎年いただいております、町もその減免をさせていただいて、グループの運営に支援を一方ではしているということですので、ご理解をいただけたらと思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） それと、先ほど町長の答弁で、償却費含め運転資金としているということでありましたが、これは具体的には今償却費というのはどういう状況になっているのかお聞きをしたいのと、それからこの6億700万円を返還すれば、心配事がなくなって、よい経営陣が来るんだということですが、今地域開発の代表取締役は寺尾純社長でありますし、また、今度新しくできるルーフゲートも寺尾純氏が中心になって仕事をしていくということですが、こんな大変な状況にあるわけですが、いろいろ要望書は出させていただいておりますけれども、そういう代表取締役社長は、どういうふうに考えておられるのか。

また、府もいろいろと厳しい指導があるんだということでもありますけれども、もう平成9年の4月開店した後、もう何カ月後にはもうテナント料が払えないというようなお店もあったというふうなことも聞いていて、早くからそういう大変な厳しい状況を寺尾町長は創業からかわっていると今でもおっしゃっておりますけれども、やってこられた中で、もっとそういうときに経営改善ということがもっと中心の話にならなかったのか、株主総会は、株主さんはまた別な話かわかりませんが、取締役の役員の皆さんの中で、もっとそういう

早い段階での経営改善策がもっと真剣にされてこなかったのか。

また、土地の問題ですけど、町から土地を買ったということで、無利子で会社のお金を使ってもらったんだということでありますが、あの土地につきましては、町長もずっとかつて言っておられたように、最初の町長の出発したときに失敗があって、いろいろと問題もあったということで、あの土地が商業集積施設のマークスの真ん中であって、町有地として真ん中にあったということも現実的にはあって、それを買うということについては、会社のほうも納得済みであったのではないかなと思っておりませんが、その点についてお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 朝から認めてますとおり、土地取引について代表取締役として譲渡を受ける側のハンコをついてます。そのことの責任は今も背負っております。

その他については、ご質問の趣旨がもうひとつよくわからないのですが、はっきりしているのは、最初からこの枠組みで経営危機感を持たれなかったのか、その当時の経営者が。多分持ってはらなかったと思います。何もそんなの感じてはらないと思います。ようは、こうして出発したらよいと。で、こういう枠組みならお金も３億円国からも来るし、１２億３，８００万円も来るしということぐらいの認識であったというふうに理解しています。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 償却は先の議会でご質問を受けて詳しく答弁したと思うんですけど、平成２６年の今ちょっと持っているんで見ますと、８３万５，７９２円減価償却しているのかな、資料あるか、そしたら。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 平成２５年度決算によります償却資産の累計でございますが、７億３，３００万円ということになっています。

○議長（野口久之君） 山田君。

○１４番（山田 均君） 私もちっと何点かお尋ねをしたいと思いますのですが、初めにテナント料の関係で６億７００万円を支援することによって、実質的にテナントの方の支援になるわけで、テナント料が下がるということは、そうしますとですね、テナントに加わっておられる方はそれぞれ町内の方含めてですね、そこで営業されとる方なんですけれども、買い物弱者の場所確保で、そういうテナントへの支援、それが商品の売価にも反映するとういうようなことを言われるんですけれども、その行政として考えた場合に、もちろん買い物弱者というのは町内周辺にもたくさんおられまして、京丹波町全体を見た場合の買い物弱者

の対策をどうするかという基本があって、その中でほんならマークスに来はる人はどうしようとか、そういうようにいかんとやね、今の説明聞いとったら、とりあえずマークスに買い物弱者の場所がなくなるんだということこ一辺倒なんですね。それは行政の、京丹波町全体をやっぱし運営していく立場からすれば、周辺部本当に旧瑞穂や旧和知でもね、マークスに来られない、そしてまた人口が減って店が閉まるとそういう状況の中で、そういう人たちがほなどうするんやと、そういうものも合わせて示すということではなければ、これは片手落ちじゃないかと思うのですけれど、担当としてその辺はまずどう考えておられるのか。そういうのをしっかり、示していくということが行政としての責任だと、買い物弱者対策を示すのであれば、その点一つまず伺っておきたいというように思います。

それから、町長にお尋ねしておきたいんですけど、町長は民間の経営者としてですね、企業感覚で町政を運営すると、こういう立場で町長になられましたし、町民もそういう点では期待を持ってですね、町長になられたわけですが、そういうその立場からしてですよ、この間のいろいろな話を聞いておきますと、当時忙しくてチェックをしなかったとか、そういうような発言をされたりですね、十分意識をしていなかったとか、そういうような発言をされておるわけなんですから、非常にこれはね、経営者として自認される町長としてはね、やっぱりそれは全く詭弁であると言わざるを得ませんし、無責任だと、まずその問題点からですね、一番の問題を隠そうと言いますか、目をそらしておられると、そこに踏み込まないとかいうことになっておるわけですし。やはりどんなことであろうと、やはり判をついたりしておれば、それはもう明らかに責任はあるし、とるべきだというのがまず基本だと思うんです。まして会社経営をされておったことからすればですね、そらもうその責任は感じておるということやなしに、どういう責任を果たされるのかと、今町長が責任を果たされようとしとるのは、6億700万円の税金を投入してですね、丹波マークスの再建をしようという、これが責任を果たすことだということなんです、それはもうあくまでも町長という立場なんで、やはり寺尾豊爾という株式会社の取締役なり、連帯保証人というそういう責任者のものは、どういうように役割というか責任を果たされるのか、その点も一つ伺っておきたいというように思います。

それから、土地の問題を言われて、高い土地を買ったと言われるわけですが、当時はですね、山崎、そのときの町長が土地ころがしをして逮捕されるという重大事件が発生したわけで、結局その土地ころがしで高くなった土地を、まあ引き取ったということになっというように思うんですけれど、しかし町長はこれまで、当時中小企業の方が、その場に来てですね、「土地は借りたほうがええ」とかいうように言われたけれども、会社として土地を

持つということが必要なんだと、職員の例えば会社が倒産した場合でも、土地があれば退職金を払えと、こういうことで主張してですね、会社が土地をちゃんと持ったんだということをこの議会でも説明もされましたし、答弁もされとるわけですね、全くそういう答弁と矛盾した今、答弁をされとるわけで、やはりどんなことがあろうときちっと答弁をされたその責任をしっかり持っていただきたいし、全くそれが違ったということであれば、ちゃんと変更すべきであるし、やはり責任があるということだと思うんですね。

もともとその無理な計画で出発したということが、いよいよこの明らかになつとるわけですね。出店者が集まらへんと、会社の役員がなかなか奔走するということも言われましたけれど、もともとそういうことから出発しとるわけですから、やはりその責任というのは重大だということに思うわけなんです。

それから、いただいとるいろいろな資料を見ますとですね、この丹波地域開発の目的を町長は、いわゆる商店街の整備の会社だと、丹波地域開発をこういうように言われますが、この経営改善計画、街づくり会社というようなやつを見ますとですね、丹波地域開発は事業内容ということでちゃんと書いてあります。業種、不動産賃貸業ということで、ショッピングセンターの店舗の貸し付け、会場を貸したりするというのが事業の目的なんですね、地域開発の。だから、テナント料をいただいて運営するというのが、もうこれ明らかにされとる資料を見ましてもですね、いろいろ言われますけれど、結局はこの丹波地域開発というのは、不動産業で賃貸の借り貸しをしとると、建物やら中をね、ということを明確にされとるわけですし、まあ商業謄本を見ましてもそういうことが記載をされとるわけで、明らかにやっぱりそういう会社だということなんですね。

ですから、そのテナント料で運営しとるのを見ますと、８５％がテナント料なんですね。だから、そういう会社が人事を一新して、経営を一新してもですね、やれる範囲というのはテナントの管理運営なんで、いわゆるほかの経営をどうするかということではなしに、テナント料をいただいてそれで運営するというのが、明らかにこの会社なんでね、ということが一新してできるんだと、結局まあ言えば、６億７００万円も投入してですね、今重しになつとるその借金を返済すると、その保証人になっておる町長始めですね、関係者のその重みをとるということが、最終的な目的としか言えないと思うんです。

まして、このいろいろな計画を見ましてもですね、実際に今の状況を、この書かれとるのを見ても、当初計画を達成できない原因ということで、いろいろ書かれておりますが、やはりこれを見ましてもですね、未収金のところを見ても、この丹波地域開発の監査役をされとる方がこれ未収をされとると、こんな監査委員が未収をしてチェックができるのかと、そうい

うような今の経営実態ですわね、役員も含めて。だからやっぱりそういう実態の中で経営支援を求めて税金投入というのは、全く筋が通らないというように思うのですが、ちょっとその点ですね、まず伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 民間企業経営者として、この丹波地域開発の経営に参画したんですけど、民間経営事業経営者としての感覚を主張すると、多分開店できてなかったと思います。そのことは認めます。

今おっしゃった、私が使った午前中の言葉、忙しかったとかあるいは意識していなかったと、これはですね、相手が大株主さんで代表取締役会長で町長がこういうことをされてるんで、別にやっと意識せんでもよかったと、あるいは忙しかってお任せしとったと、そのことについてはもう当時の代表取締役会長で大株主さんで、町長がその土地、用地について責任を持ってやってくださっていたんで、そういう言葉を使ったものです。ただ、ご指摘のとおり、土地を買った相手方なんで、そのことについては責任を感じておると言うて最初から認めてます。責任があります。そのことで解決したいということが、その6億700万円、何で公金でするんだと、あるいは連帯保証人の救済だけやないかとおっしゃるんですが、そういう見方もありますけれど、連帯保証人、大概町長とかその助役さんとかはそういう方です。そういう方、私も含めてですけど、私みたいにこうして提案しようと思ったらね、公金を投入してこういう連帯保証を外すということについて、相反取引になるんじゃないかという懸念もあるわけですけど、事業そのものが公共性、公益性がある、それを個人保証しているだけで、別に個人、連帯保証人が自分が、寺尾が入っておっても問題ないということで、議案提案をさせてもらっております。残余があれば、担当課長から答弁させたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 最初の買い物弱者のご質問でございますけれど、これまでから議会でもたびたびご指摘をいただいているところであります。全体的にこの大きな課題をどうするかというのは、当然全体を見回した形で施策を考えていかなければならないというのは、当然のことだというふうに思っております。

しかしながら、現在、丹波マークスを利用されている方々の利用の確保をするというのは、これ緊急の課題というふうにも思っておりますので、そういう意味で申し上げたということでございます。それぞれ、丹波マークスだけではなしに、「和」にしても、「さらびき」にしてもそうですけれど、まずは現状利用されている人の方々の確保をすると、その上に立つ

て今後、町として全体としてさらに、どう充実をさせていくのかということも考えていく、平行して考えていくべきだというふうに思っているところであります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 買い物弱者の問題はね、今ほんならいうて全て結果、結論が出る問題ではありませんけれど、結局はそういう考え方で経営支援をするということになれば、町の考え方としてですね、周辺部に店がないと、そこら辺も必要であれば、例えば移動の販売車を走らす場合、そういうのにも経営支援をするとか、そういうことにつながると思うんですね。やはり今のその社会の、この資本主義社会の中で、会社それぞれ経営されとる方は、それぞれ努力をされている判断をされて、もちろんやめられる方もあるわけですし、いろいろなものを使って努力されとる方もあるわけなんです。そういう今のこの経済社会の中ですね、会社としてそしてそれぞれの個人の経営者としてやるべきこと、役割、責任、当然これあるわけなんです。そして、行政は行政としての役割と支援の方法があると、その一線を越えるとですね、何もかも公的な資金でやらなきゃならんという、そういうことにこれなると思うんですね。だから、そこをしっかりとこの一線を引いて、ここまでの支援、ここはそれぞれで努力をしていただくというそういうことでなければ、そんなもん個人の経営も関係なしにですね、なっていくと、そういうことでは今のこの地方自治体の役割、責任を逸脱していくというように思うんですけれど、その辺についてはまずどうなのか、1点伺っておきたいというように思います。

それから先ほど土地を今回購入して、当然借地料をいただくということでございましたけれど、その今サンダイコーの所有の土地に借地料を払っておるわけでございますけれど、その単価で計算すると、およそ2,600万円になるということなんですけれど、非常にまあ大きな金額になるわけなんですけれど、実際経営の状況を見とってもですね、黒字であるとかいろいろ言われるわけなんですけれど、実際はこのテナント料が85%を占めとる経営ですので、経営の努力というようなことは、そこに荷をかけなければ収入は増えないわけでございますし、何が経営の努力をされると、もちろんイベントをやるとかそういうこともありますけれど、それは人を集めるということで、その商店が収入が増えるというそういうことがあったとしても、丹波地域開発が収入を増やすということは、何もその大きな収入のもとはないわけでございますし、会社が掲げておられるように、会社は不動産の賃貸業をやっておるんだということを明確にこれ示しておられるわけですので、やはりそこをしっかりと踏まえてやるべきでありますし、本当にその今の状況からすればですね、やはり丹波地域開発を一旦倒産といいますか、ちゃんと整理をすると、そして会社更生法に基づく出発をすると、そ

うすればそれぞれの責任をしっかりとっていただくということをしなければ、今のままいけばそういったこれまでの会社の経営の失敗を何もとらずにいくということに、私はなと思うんですね。

第三セクターだからということをよく言われますが、法律で50%以上は報告しなければならないということに、これなっとるわけですけど、市町村によっては30%でも報告しとるところもあるわけなんですね。これは全国で、第三セクターが今本当に破綻をして大きな住民負担になるということで、国が一定そういう基準を示しているだけであって、それはそれぞれの市町村が判断をしてですね、必要であればやっぱり報告するというのが、私は前提だと思うんですね。そういう考え方でいけば、瑞穂農林というのはこれ41%の出資割合を持つとるんですが、ここは100人近くの従業員を抱えとるわけなんでね、例えばそこがつぶれたら経営支援をするのかと、同じような考え方なんですね。丹波マーケスの場合は、今京丹波の中にある道の駅なんかの第三セクターとは、もともとその出発や考え方が違うわけなんで、それぞれの旧町で出発しとるわけですから、やはりそこを踏まえて一律に私は考えるべきではないと思うんですね。

当時の平成8年の丹波町の広報を見ますと、商業集積地の進行状況ということで一部載っております。ここを見ますと、京都縦貫自動車道の開通の新たな歴史的な年に、この機を捉えて本町の将来に向けたまちづくりの中で、地域中小企業の協同化による小売店の振興を図るというようなことになっとるんですけど、これを見とってもその地域、京都縦貫自動車道が走ってくるんで、それを引き込むというか、そういうことですね、ここでは位置づけられとるんですね。それが当時の丹波町のこの集積地をつくる一定の目的でもあったわけなんですね。今は、京丹波町はそうではなしに、新たに味夢の里という道の駅をつくって、そこに縦貫道の人はその集めようという方向を示されとるんで、当時の議会が議決をしたとか、町が決めたとかいうことからいっても、相当方向が変わってきとるわけですね。そういうことで、責任やそういうことだけを、責任があるとか、議会の責任だということだけを強調するのではなしに、実際当時の計画から大きく変わっているのと、京丹波町になって道の駅を新たにつくって、そこに通過の町にさせないということで、今はしとるわけなんですね。そこらへんをしっかりと見るべきであるし、当時は商業集積で縦貫道をマーケスに引っ張るといようなそういう話まであったわけですから、やっぱりそれも今となってはそういう計画はもうないわけでありまして、当時の流れの中ではいろいろなそういう動きもあったわけでありまして、やっぱりそういうことを踏まえて、今の状況で判断をしなければやっぱり問題があると。ハイウェイオアシス構想ですね、当時そういうことも議会で旧の丹波町の

中では出されておりました。そういうものもですね、ほんならどうなるんだということになるんですね。よいとこどりではなしに、やはり問題は問題、改めてちゃんと線を引いて見直すべきは見直さなければ、それは大きく変わってきておるわけでございますし、そういう責任だけあるんだというような形で、この6億700万円の投入の根拠にするのは、これは大きな間違いだということも申し上げておきたいと思いますので、見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お話をずっと聞いておりました。一つ考え方が違うなと思ったのは、3町合併したとはいえ類似施設等、できるだけ同じような方向で管理、指定管理とか管理に関与したいと、大株主としてそういう考え方でおります。皆さんからも土地だけやなしに最後建物もと言ってもらっているのが、そういう意味だというふうに認識しております。そういうことは、どうもならんというようなお考えのようです。方向が変わってきたら、やっぱり方向も変えんなんと違うかと、まさにそうでした、その一律にするというのがですね、類似施設と同じような扱いにしたいというのが方向が変わってきたさかいに、同じ指定管理とかそういう賃貸とかいう形にしたほうが、町民の皆さんによく見えるということで、この提案させてもらっているということです。

買い物弱者の買い物をですね、ますます丹波マークスに誘導するのではないかというようなご懸念もあるんですが、それらはまあこれからね、いろいろな人のご意見を聞いて今後決まっていくことなんで、私から積極的に答弁すべきではないと思っていますが、「和」の買い物バスの時は、反対されたんですか。してる。まあ、そういうふうにしてね、それぞれ要望出たところに対しての支援はさせてもらっているんですね。まあグリーンランド瑞穂だって、道の駅さらびきだって、野菜売り場もつくりたい言うてくれはったらつくってもらったし、「和」も同じように支援させてもらってます。ずっと、本当に朝市の方も、支援を求められたら行政の判断でできることは支援してきています。その一環として、何回も申します。誰かよそのAさん、Bさんから、あるいは町外のAさんからBさんから買った土地なら、こんな話はありません。何せ大株主で最大の株主さんで、当時代表取締役会長を推戴をさせていただいておりました会社の社長としては、こういう土地の取引について、ある程度自主的にナンバー2として、同意してはんこをつかざるを得なかった立場である、そのことが経営責任になるとおっしゃっているわけで、本当に経営責任は重いというふうに認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 幾ら経営責任が重いと言っても、町民は納得できないん

で、重いということはほなどういふことでその役割を、責任を果たせるかと、こういうことになるわけなんで、改めて伺っておきたいと思いますし、たまたま今ね、寺尾豊爾さんが町長ということで、その権限と権力を使って今やろうとされとるんですけど、本来その立場になれば、これなかなかできないということも裏返しとして言えるわけなんですね。だから、いろいろまあ言われますが、理由をつけて言われますが、結局は丹波地域、丹波マークスにですね、いわゆる丹波地域開発が運営する丹波マークスに支援をすると、公的支援をすると、そこにテナントとして入る一番の中心はサンダイコーでございますし、まあ住民からみれば、丹波マークスイコールサンダイコーというように強いわけでございますけれど、やはり親族がそこを経営しておる、中心にやっている、また丹波地域開発の代表であるということからすれば、やはり身内に対してですね、親族に対して支援ということはこれはもう明確な事実だと思うんです。そういうことを本当にこの町長の権限と権力を使ってやるということは、住民の不信を招くし、私どもへも、もうこんなことやったら税金も払えへんという声すらね、出てきとるんです。やっぱりそこをしっかりと踏まえて、やっぱり判断をしなければ、非常にやっぱりこの問題は大きな問題を引き起こし、汚点を残すということを申し上げておきたいというように思うんですね。

本当にそういう面では、必要だという前提に立てば、会社の資料も出していただいておりますけれど、専門の方に聞きますと、出されておるいろいろな会社の決算書を見ても、本来はそれに収支内訳書のような附則がみなついて、例えば未収金であれば、例えば3年間ぐらい見てですね、同じような金額があれば焦げつきがあるかどうかということも、収支内訳書のような附則の資料を見てチェックをすると。銀行が金を貸す場合には、当然そういうことを全部集めてチェックをするんだということも聞きました。議会にはですね、何もそういうようなものは出されていないんですね。だから、経営実態、口ではいろいろ言われるけれど、実際にわからない。そやけども、大変なんだと、税金投入だと、こういう論理ですんでね。やはり議会が認めるということになれば、そういう内容全てがやっぱり出されて、そして判断をするということになればですね、そういう資料を出せと言え、これはもう企業の秘密事項なんだということでストップをされると、それは株式会社であれば当たり前なんですね。だけど、第三セクターやから支援だと、全くこれ矛盾しとるんですね。会社であって、秘密事項があって当たり前だと。だから、会社は会社としてちゃんと責任を持つと、とるというのがこれ大前提なんですね。だから、そこは隠しておいて、町民には知らせないと、しかし必要な公的支援がと、こういうようなやり方では納得もできませんし、住民の合意も得られないというように思うんですけど、改めてもう一度見解伺っておきたいと思

ます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 午前中にも答弁させてもらったとおりね、最初とにかく出発時は民間人は３００万円ずつの出資を要請されました。それに、サンダイコーという会社も応えたと思います。そこで、いろいろ経緯があって、サンダイコーが幾らか資本金が増えてきたという事実、私は知っております。そのことを、井上記者、今日も来てますけれど、主要な株主という表現、そして創業者は、サンダイコーの創業者は寺尾豊爾町長だと、そして経営は今、息子の寺尾純だという報道がありました。当たっている部分もありますし、主要株主というほどだったかどうかわかりませんが、３００万円が退店というか、撤退を決意された人からどなたも引き受け手がいないので引き受けた事実はございます。そうしたことですけれど、あとのことについては私も繰り返します。これがですね、第三者、もう全く関係ないところから８億５，０００何がしで土地を買うとったんなら、私の全責任です。そやけれど、相手がですね、何回も申しますけれど、大株主であって丹波町の人で、それで代表取締役会長がですね、用地についてはいろいろお世話いただいたということです。そのことが、この土地代が返せないんで何とか助けてくれということであれば、公私混同でも何でもありません、町長としてこの問題の解決をしようという決意に至りました。当然、世論は逆風で、今おっしゃっているようなことですね、まあ火の粉も被るということを覚悟の上で、この解決に議案提案したいということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○１０番（篠塚信太郎君） 私も何点かお聞きをしたいと思います。先に質問された方とは重複をしない、またその答弁によって次の質問をさせていただくということでよろしく願いいたします。

まず補正予算２４ページの経営支援で、丹波地域開発の経営支援でございますが、一昨日の２２日ですね、昨日、一昨日ですね、またまた２８ページという膨大な、再追加資料を配付をされました。これ、３回目なんですね。まあ目を通す間もなく、これこの本会議最終日迎えておるわけでございます、こら説明もないということで、資料の検討もできてません。これにつきましては、やはり説明を求めたいというふうに思っております。それが第１点ですね。

次が、今もちょっと土地の買い戻しの件で、詳しく町長からも答弁ございまして、大分明らかになってきたのですが、丹波地域開発が創業するときに高い土地を町から買わされたと、

町の肩がわりをしたと、無利子の借金で土地を買って旧丹波町を助けたんだと、そのことが経営を圧迫しているから今回買い戻すんだと、こういう理由ではなかったかなと思うんです。その土地代が経営を圧迫しているということでありますので、この当時のことは、もう今、町長かもしくはその当時の代表権を持った会長さんでないとわからないというふうに思うんですが、この中でですね、将来的にまあ町がこの土地を買い戻すというようなことが話し合われたのか、確約をされていたのかということについて、2点目お聞きをいたします。

3点目はですね、今回のこの土地を買うわけですが、まあはっきり言うて丹波マーケスでしか使えない土地でございますので、やはり将来的に丹波マーケスの安定した運営、経営方針が定められていないと、本当に町としては利用価値のないですね、まあ借金返せるさかいいえやないかというような、先ほどの議論もあるんですけどね、この土地を購入することについてだけ見れば、そういう議論になってきますので、やはりこれは町長運営方針を安定した、これははっきり示してもらわんとだめですね。これが3点目ですね。

次、4点目です。まあこれはいろいろね、ほかの議員からも議論あったわけですが、商業集積施設として町が設立しまして、第三セクターとして当時の町長が会長に就任したと、経営権が町にあったということの説明でございますが、一時、平成18年から21年の秋頃までは、この4年間は町に経営権がなくて、それ以後、寺尾町長が町長に就任されまして、その当時社長でございましたので、これは経営権があったというふうに認識しておるんですが、またまた25年からは経営権がなくなりまして、今のこの状況を見てますと、やはり三セクの形態をなしていないというような質問もございまして、やはり、一民間企業であるそういう会社ですね、借金返済の補填をするということの、この責任と言いますかね、どのようなものがあるのか、まあ土地問題が出てくるのじゃないかと思うんですけど、これだけ見ますとちょっとね責任がどういう町に責任があるのかということをね、やはり明確にしていきたいなというふうに思います。

次がですね、これは全協か常任委員会で聞いたような記憶があるのですが、これ今回土地を町が買う、買い取ると、買い戻すということで、これ丹波地域開発の本社事務所と丹波マーケス店舗の兼用の敷地でありますので、これを売却するということは、これは将来にわたって長く事業運営をする意思がないというふうに私は判断しておりますが、そのようなことはないのかということですね。これが何点目や忘れましたが、まあ。

次に、今回の借入金補填によりまして、丹波地域開発の経営が安定する保証はあるのかということですね。これはまあ何人かに答えられておりますが、再度お聞きをいたします。

それからですね、丹波マーケスのテナント面積の合計と、そこにサンダイコーグループの

テナント面積が占める、サンダイコーグループのテナントの面積ですね、それで全体を占める割合は幾らなのかということですね。これを教えていただきたいというふうに思います。

それから、追加資料をいただいております、2回目の分ですね、57ページの経営改善計画により、経営改善が図れるということを見込んでおられるのかということですね。見込んでおられるなら、どの部分でそれが経営改善としてされる見込みが、可能性が高いのかということね、教えていただきたいと思います。

それからですね、丹波マーケスの運営会社があります丹波地域開発ですね、この支援で今回は土地購入と経営安定化補助金で高度化資金の全額を繰り上げ償還しようとしているわけですが、この丹波地域開発の救済方法ですね、もっとほかにもあると私は思うんですね。こういう方法じゃなくて、もうちょっと理解の得られる方法があるというふうに思うんですが、それは検討された経緯はないのか、以上よろしくお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私の答弁の残余は担当課長から答弁させたいと思うのですが、土地について買い戻しあるいはというような趣旨の話し合いがもたれたことがあるかと、それはありません。具体的にはそういう話はしていません。ただずっと、最初の頃は、町長室来て報告もしますし、株主総会も機嫌よう来てくれてはって、経営に深く関与いただいております。いろいろな挨拶の中で、平成13年の土地取引等についても実施されたということでございます。そういう必要がないような間柄で、会長社長の間柄であったと思います。後半については、幾らかギクシャクしてなかなか経営困難を2人で解決するというようなことには至りませんでした。そのことは申しわけなかったなと思っております。平成18年から21年までは、代表権があったなということであったんだと思います。経営の責任を負っておりました。25年でなくなると、事実だと思います。そのようにして、丹波地域開発株式会社という会社は、民間とは全然性格違っていろいろな人が口出しするかわりに、やっとな責任を心底の民間的な経営責任を感じるような会社ではなかったことは事実です。ただもう、早く約定違反なっとなるのでお金を返せということが、物すごく厳しいもので、何とかそのことから逃れたいと、そのことを解決したいということで、問題は土地が高いんじゃないかということで、その土地を行政、大株主に買い戻してもらったら、そういうことも済むんじゃないかというような、内々の雰囲気はありました。そういう資料も送ってもらいました。全国のそういう三セク会社が公的資金を投入して全て解決しとるんやと、あんたんとこだけ何でせえへんのやというような非公式なアドバイスがあったことは事実です。

4番目にご心配いただきました。そんな土地を売るような会社は、経営を継続する意思が

ないんやないかというようなご懸念ですけれど、決してそうじゃなしに、大株主さんで一番安定している京丹波町に買い取ってもらって、そこからお借りすることは経営継続の一番の根拠になると思います。あるいは売却することによって経営が安定するという認識であります。

というようなところを、私で答弁しておきます。あとは担当課長のほうから答弁させたいと思います。以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、２２日にお配りしました資料の説明を、まずさせていただきますと思っております。

基本的には、９月９日の全協のときのいろいろご質問いただきました、その裏づけする資料ということで提出を求められたものでございます。

まず、１枚目めくっていただきまして、全体の航空写真で示しているものにつきましては、色分けで区別をするものと、それから全体的に周りの道も含んだものをもう少しわかりやすくということでしたので、つけさせていただいております。その２枚目は、その公図ということでございます。

それから、３ページにつきましては、現在の金融機関の借入金の一覧表ということで、まず＃１についての部分ですけれども、これは平成２５年に償還が終了しているものでございます。あと、＃２から５までありますけれども、これは日本政策金融公庫から借り入れているもので、現在残っているものを示しているものでございます。その右側の京信と京銀の借り入れたものを記載をしているものでございまして、太枠で囲んでいるものを４ページからその契約書等をつけさせていただいているものでございます。

まず４ページにつきましては、日本政策金融公庫から借り入れておりますいわゆる＃２、３、４の借入金の変更契約、いわゆる保証人の変更をした届の、証書というものでございます。それから、５ページについては、１億円の賃貸借契約の証書ということになっております。これは＃２の借入金でございます。それから、６ページについては、どういう使途で使ったかという一覧表になっております。７ページについては、＃３、４の借入金の１億５，０００万円の証書でございます。

それから９ページについては、５，０００万円のこれは＃５の借入金の証書ということになっております。それから、ちょっと飛びまして１１ページでございしますが、これは京都銀行から借りております証書ということになっております。

あと１３ページのほうですけれど、これは京都信用金庫からの借り入れの分でございます。

それから15ページでございますけれども、借地料をしている者の推移をとということでしたので、A者とそれから京丹波町個人、これ年度ごとに横向けにですけれど、合計のみを書かせていただいております。

それから、16ページには受入保証金いわゆる敷金と建設協力金ということでございまして、これをそれぞれの年度ごとでそれぞれの店舗ごとに書いております。詳細については、それぞれの条件もありますので、合計のみを記載をさせていただいておりますし、17ページについては、建設協力金については12年間据え置きで13年目から返すということになっておりまして、その残高を合計のみ記載をしている表ということになっております。

それから、18ページからは、旧の丹波町議会で決議をされました決議書を18、19とつけておりますのと、あとにつきましては旧丹波町の特定商業集積整備基本構想の写しをつけさせていただいているところであります。これが簡単ですけれども、配付をさせていただきました資料の説明にさせていただきます。

それから、テナント面積でサンダイコーさんの面積はということですが、現在、今手元にきちっとした資料がございませんけれども、約50%程度かなというふうに思っております。ちょっと正確な数字を、今現在持ち合わせておりませんので、お許しをいただきたいと思いますと思っております。

次に、補填により経営が安定するのかということでございますけれども、これまでからいろいろとご質問をいただいておりますけれども、まず会社的には黒字経営ということで、町長からもお話をさせていただいているところであります。ただ、当初に買いました土地の購入、これが重荷になっておりますので、それさえ取り除けば経営は安定をするということで、6億700万円を一括で償還することで、経営が安定するというふうに思っているところであります。

他の救済方法を検討したのかということでございます。今回は、土地の買い戻しの部分、それから支援の部分、この2段階での支援ということになっておりますけれども、全部町が買い戻すことも含めて、いろいろと検討はいたしました。また、町の内部の検討もそうでございますし、町の顧問弁護士にもいろいろな法律の観点からのご相談をさせていただきました。いわゆる、まず町が、旧の町が会社側に土地を売ったという経緯からすれば、もう一度それを町が買い戻すという行為をすることが、一番町の財産として町が取得をするということにもなりますので、そのことが今、一番する施策としてはベストであろうというようなご助言もいただきましたので、最終的にはこうした形の2億8,171万円の土地の購入、それからあと残りの部分を体力をつけるということで、支援ということで3億2,529万円とい

うことで、今回お願いをさせていただいているところであります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 再追加資料の説明をしていただいたのですけれど、何ページか、途中の平成5年5月に策定されました丹波町特定商業集積整備基本構想と、こういうのがありますが、これについては説明がなかったわけでありましたが、やはり今までのいろいろな議論とか答弁、質問とか聞いていますと、やはりこういうところに何かそういう答えがあるのかなというようにも思っとるんです。ですから、やはりこれは配るだけで、説明もせえへんということでは理解が深められないということなんで、やはり十分な審議をするためには、やはりこれは議長、休憩をとりですね、説明がきっちりとされることを求めています。

次に、創業当時は、私はこれはうわさか何かで聞いた話なんですけど、全国で町長もこれ800ぐらい商業集積施設があるということで答弁されておりましたが、全国で3本の指に入る優良な三セクであるということを、私は聞いたことがあるんです。確かに、1回目の償還のときには、きっちりと8,000万円返済されておりますし、いつからこの損計がね、不安定になったのかということ、これをお聞きをいたしておきます。

それと、これちょっと先ほどもほかの議員から質問がありましたが、追加資料60ページにテナント料の未納が記載されておまして、やはり2,371万1,000円あるんですね。そら6億円から比べたら、30分の1強ぐらいの話なんでございますが、やはりその未収金もやっぱり整理をして、経営支援の補助金を要請されるというのが建前ではないかなというふうに思いますので、この整理についてどのような対応をされるのか、お聞きをいたしておきます。

それから、答弁も私もあったかなかったかちょっと、丹波マーケスの今後のその土地を購入後の安定した運営方針が定まっているのかということで、やはり再度お聞きしますが、土地を購入する以上ですね、これは丹波マーケスに貸すわけでありますから、その運営方針もやはりきっちりと示していただくべきでありますので、その辺のことについてお答えをいただきたいと思います。

それからですね、この土地売却後の評価損についてですね、これ村山議員から質問ありましたが、あとの残りの評価損があと3億円、町長、2億円余りというてはった、勘定したら3億3,000万円ぐらいになるわけですね。これは、このぐらいの評価損やったら耐えられる会社やということで答弁されましたが、私はやはり今後ですね、この3億3,000万円という評価損を帳消しにするためには、やはりまた建物も町に売却してですね、その売却代金が大体まあ時価の、今の償却残で3億6,200万円ぐらいなんですね。それをまた特

別損失上げて、処理されようとしているのではないかなというふうに、ふと思ったのですが、そういうことはないわけでありませうかね。こんなことされると、また追加でこれ3億6,000万円の公的資金を投入というふうになりますと、合計9億6,700万円になると言うことになりますので、これは避ける、建物買うたらこんなことなりますので、建物を今後買うか、買わないか、その辺の考えをお聞きをいたしたいと思います。

それからですね、テナント面積の合計がわからんということですので、これ大事な質問なんでね、まあ50%ということで、ざっとの話なんで、こんなことで質問ちょっとできひんのんですけどね、はっきり言って、きっちり言ってもらわんと。こんなん大事な話ですわね、これテナント料下げるとか、どうのこうのの話なんでね、50%って言うてもええんですかね、それが数字になって出てきますので、多かったらええねんけど少なかったらちょっと問題になってきますんでね。これはきちっとやっぱり答えてもらわんとね、ちょっと次のこと言えないんですけれどね。

しかし、50%やろうという課長の答弁を信じて、次の質問に行きますが、追加資料の5ページに、今回の経営支援によりましてテナント料が2,000万円値下げされる予定やと、これあくまで予定やと思いますけどありますが、そうしますとこのサンダイコーグループのテナント料は約2,000万円で50%というのと、面積割で徴収を賃料を払っておられるということなんで、1,000万円値下げがされまして、これはやっぱりサンダイコーグループのこの経常利益ですね、確実にプラスになるかマイナスになるか、そんなことはわかりませんが、これは改善されるわけですね、1,000万円支払いが減るわけですから現状よりね、ほかの要因もありますんで簡単には言えないんですが、これだけとりますとやはり経常利益は確実によくなるというふうに私は判断しておりまして、これが町長、やはりファミリー企業への利益誘導にはならないかとそのことをお聞きをいたしておきます。

それで次が、先ほど今回のこういう土地購入等経営安定化補助金以外に、救済方法模索検討したことはないのかということでお聞きしたら、検討したということですが、民間企業の経営が悪化した場合、国がその公的資金を使って救済は今までやってきましたね、確かに。ですから、公的資金を貸し付けするということで、経営が改善すれば返済してもらうという方式で、都市銀行、メガバンクはこれ救済をね、公的資金投入しまして何兆円という資金を投入しましてね、救済したという事例がありますし、資本強化をするために公的資金を株式に転換し救済したと、多分日本航空がこの方式をとったんちゃうかなということで、まあ上場もされれば、またそれを順番に売却してその公的資金を回収していくと、こういう方法になると思うのですが、これは記憶に新しいところでありまして、これらの方法をです

ね、検討された経緯はないのかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 1年に1度、定例の株主総会の時には中小企業事業団、いわゆる中小機構から必ず2名以上、株主総会に派遣されます。株主総会終了して全国的な街づくり会社のことについて評論をいただいています。その中で中小機構からたびたび実を言うと高い評価をいただいております。これだけ運転資金が苦しくてしているのに、ばらばらになるんやなしに一致団結して経営というか運営に取り組んでいられるということは高く評価できますというような評価をいただいてまいったと思います。

また、未収ですけど、ちょっとさっきにも答弁したことであるんですが、そのもう開店して2年以内にだっと発生した未収があるんですね。今の経営者の時代ではないということなんですが、引き継いでもらって少しずつ返してもらっているんだなという、そういう一件もあります。あるいは、その決算時にたまたま未収が発生して、そして1年ぐらいで計画的にきちっと納められるというような未収もあります。そういう二通り未収がありますので、そのようにちょっとご理解いただいたら結構かと思います。

今後の経営方針ですけど、何度もいろいろな方と議論しているんですけど、今回のとにかく議案が承認可決されますと、本当の意味の経営がフレキシブル化するというのか、自由自在になります。というのは、何回も言いますが、役員を派遣することが可能になるということです。そのことによって、今後の経営が刷新されるものだというふうに私は考えていますので、新経営陣でいろいろ策定された経営方針についてはですね、最大限尊重したいと、その想定しています新経営陣は副町長、参事、私、まあ理事者側はそういう中から行くことになります。そして、公益委員的な公益的な立場で、ぜひ議員さんにも参加していただいたらうれしいし、今までと違うちょっと視点は、町民の皆さんに本当に多く利用いただいているので、町民の皆さん、消費者ですね、の代表的な人にもぜひ経営に参画してもらいたいなというふうに考えております。

もう一点、結果として親族企業が利益を得るんじゃないかというご指摘は、そのようになっています。まあこれも、新経営陣がですねどういうふうに判断なさるか、いろいろな視点で判断されることだというふうに私は考えております。

その他、買い戻す、町が町有地になるんで、土地が、賃貸料をもらうのが当然のことだと思っております。賃貸料金については新経営陣が決められることだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 議長、休憩をとって基本方針をね、基本構想を説明してほしいということを申し出たんですが、それまた後でちょっとまた、お願いできますか。

質問続けます。いろいろお聞きしたわけでありますが、やはりこのいろいろな今までの経過もあるわけでありますが、やはり経営不振で借金が返済できないということであれば、やはり今の現経営陣である役員がですね、やはり経営を立て直すためにやはり努力すべきであり、ほかの企業では私財も投じて経営を立て直しているという事例もあります、今日までどのような努力をされたのかお聞きをいたしておきます。

次に、平成25年度の決算報告の中の注記表のですね、貸借対照表に関する注記、（1）有形固定資産の減価償却累計額ございますね、7億円、これも出てましたっけ、7億3,349万6,983円ということで、これについてはですね、どのような処理が今日までされてきたのか、お聞きをいたしておきます。

それから、今回の土地売却につきまして、先ほど出てました独立行政法人中小企業基盤整備機構の了解は要らないのかということでもあります。要るのであれば、取りつけられているのかということでもあります。

次に、テナント料の引き下げの話なんです、まあ新経営陣で検討することだということで、まあ明確な答えはなかったのですが、このまま行ってしまいますとですね、やはり町長のファミリー企業への利益誘導ということになっている、今の段階やったらなっているというその答弁いただきましたので、やはり町長のファミリー企業がやっぱり利益をこの6億700万円ですね、受け得るような、得られないようなやはり方策を検討していただくことを、これは要望としてお願いをいたしておきます。

それで、あと先ほどの公的資金の貸付とか株式の転換の話をしましたが、これについては何の答弁ももらっていないのですが、やはり、そのことについてはどうなのか、そういう方式はないのか、方法はないのかということは答弁をいただきたいと思いますし、これ最後の質問になりますので、今回の経営支援の補助金については、やはり町からの貸付で対応してですね、経営状況がよくなれば返済をしてもらうというこの方式をとるべきではなかったのかということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 結果として親族企業にもこのことの利益が回るということ、それをできたら回らんようにしたほうがよいという要望をお受けさせていただきました。いずれにしても、いろいろなことがありますので、そうした要望をしっかりと新経営陣に伝えて、対

処するようにしてもらいたいと思います。

その他は、何か私が答弁することあったかいな。中小企業地了解ですね、それは得られます。予算さえ認めてもらったら、早速そういうことでこういう予算措置になったので土地を売却しますということで、了解を得られますので、そのように理解してもらったら結構です。

貸し付け等についても、十分協議というか役場の中で審議しました。そやけど、いかにもそういう貸借対照表ということは、何ぼなんでも企業経営として難しいということで、今回の原案になっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。

篠塚議員、先ほど丹波町の特定商業集積整備基本構想の説明をしてほしいということなんですけれど、この内容を説明せえということなんですか。どういうことですか。

この内容を説明せえということやね。それでは、皆さんにお諮りをいたします。

質疑が非常に長引いております。５時を回りますがご了解を、延長となることをご了解願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしということでございますので、一旦、暫時休憩をいたします。

５時１０分まで休憩します。

それから再度会議に入り、暫時休憩をして説明をいただきますので、よろしくお願ひします。

休憩 午後 ４時５４分

再開 午後 ５時１０分

○議長（野口久之君） 全員そろったようでございますので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

暫時、休憩をいたします。

丹波町特定商業集積整備基本構想の篠塚君の説明を担当のほうからさせていただきます。

山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 先ほど、篠塚議員さんから丹波町の特定商業集積整備基本構想の説明を求められましたので、さしていただきたいと思っております。

２２日にお配りしました最後のほうにつけさせていただいております、全体で２８ページに渡っておりますので、全てをとということになるとちょっと時間もありますので、本当に端折っての説明ということで、ご理解とご了承をいただきたいと思います。

まず、1枚めくっていただきますと、目次がありまして、まず一番目のP1ページからP10ページまでにつきましては、当時の京丹波町の現状をこの構想の中で述べているということでございます。

それから、大きな項目の2については、特定商業集積の果たす目標を述べております。

それから3つ目には、特定商業集積の位置とか規模、また機能に関する基本的な事項について述べております。

また4番目には、特定商業集積を構成する商業基盤施設及び商業施設の運営に関する基本的な事項を述べております。

5つ目には、特定商業集積を整備するものに関する事項ということですし、あと6番目には特定商業集積と一体的に整備される公共施設に関する基本的事項ということで、構成をしているものであります。特に4番目の商業施設ということで、20ページのところを進んでいただきたいと思います。20ページの中では商業施設の一つ目にはテナントの募集方針とか、2つ目には運営上の基本的事項ということをやっております。特に、2番目の運営上の基本事項のところでは、特に商業施設の管理運営については、街づくり会社が固有に行うべき部門と、それからテナント会社及びテナントが自主的に行う部分があり、これらを分けて混同のないようにしていきましょうということでございます。また、街づくり会社においては、施設の維持管理、収支管理、契約管理がその主な内容ということで、うたっているものであります。

めくっていただきまして21ページには、それを図解といいますか、表の中でまとめているものであります。商業施設の管理運営区分ということで、まず左側の(1)に街づくり会社を実施するもの、それからその下の(2)にはテナント会が行うものということでございます。基本的にはこの街づくり会社、テナント会社が両輪でこの商業施設を運営をしていくということになっております。街づくり会社のほうでは、一つ目には施設の維持管理、2つ目には収支の管理、3つ目には契約管理ということになっております。それからテナント会といたしましては共同促進事業、それから2つ目には共同教育事業、3つ目には共同情報事業、4つ目には共同指導事業、そして福利厚生事業ということで、それぞれがこうしたすみ分けのもとに管理運営をやっているということになっております。

それから、22ページのほうでは、それを組織的にあらわしているものでございまして、商業施設の運営協議会がありまして、その下に街づくり会社とテナント会の代表という、そのテナント会の中には、キーテナントと中小のテナント代表ということになっております。また、テナント会の組織図ということで、総会、その下には理事会、理事長、それから事務

局、副理事長、で、その下にはそれぞれの係ということで組織構成をしているということでございます。

いろいろともっと細かく説明をすべきではあると思いますけれども、以上のようなことでお許しをいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

質疑をいたします。

東君。

○11番（東まさ子君） 最後に聞いておきます。

先ほど篠塚議員が、減価償却の状況はどうなっているかということで、累積は7億円余りね、26年3月末ということでお聞きしたんですけど、その形がどういうふうに残っているのかお聞きをしたいと思います。

それから、村山議員もおっしゃっておられましたが、この予算の立て方ですが、直接的にはあれですけど予算というのは総計予算主義いうて一応わかっているものは、その当初の予算に組んでおくのが基本的な予算の組み方ではないかなと思うんです。6月にも何もなかったし、9月に突然ぼんとかんごつつい金額が出てきたということで、これはその総計予算主義という予算の立て方から見てもおかしいのではないかなというふうに思っております。

それから一番最初のときにもらった資料の9ページであります。ちょっと確認の意味でお聞きするのですが、この高度化資金の償還の状況がずっと書いてありますが、この平成12年と13年につきましては、土地が対象外となる返金とか、事務機未設置による返金とかということで、これは本来のその何ていうか運営とはイレギュラーなちょっとことがあって、こういう5年間は据え置きですので、こういうことになっているのかなというふうに思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

それから6億700万円を払った補填支援をした後のことについてであります。共益費はいろいろとその差し引きされるので、テナント料で払っていかれるものについて建設協力金が2,000万円ほどは払っていかんなんということがあります。ほかにもう借入金についても信用金庫とかいろいろありますが、この状況を見てたら限りなく借入金は少なくなっていくので、町へのその借地料と建設協力金とが主になっていくのか、負担っていうのはどのぐらいの金額になっていくのか、3点お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、減価償却のお尋ねでございますけれども、平成25年度の決算書によりますと7億3,300万円、これ累計でございますけれども、ということに

なっております。で、減価償却費は事務上は耐用年数後の次の設備投資に備えて同額を積み立てていくというのが理想ということになるかというふうに思います。ではありますけれども、丹波地域開発におきましては、設備導入の資金を借り入れでもって調達をされてきておりますので、毎年計上する減価償却は、その償還財源に充ててきたということでございます。

それから２つ目の予算の件でございますけれども、なぜ９月なのかということでございます。もともとこの経営の悪化といいますか、償還が滞っていることにつきましては、年に１回経営診断がございまして、その中でもたびたび指摘をいただいておりますし、償還についての条件変更もずっとこの間してきたところであります。町としても、その診断の中で、そろそろ三セクであります町としての役割を果たして、その場を回避するようなことができないだろうかというご指摘もいただいたところであります。したがって、そういうことも意識をしつつ、また６月にはテナント会のほうからも、支援の要請があったということでございますので、その直近の９月にお願いをさせていただいたということでございます。

それから、償還表の９ページの平成１２年度の分については、備考の欄にコメントを書いておりますけれども、事務機の未設置による償還ということで、実際には買っていなかった分に対しての返還をしたということでございます。

それから、１３年度については、全協のときにもご説明をさせていただきましたけれども、あとからの追加で土地を購入した１８番地というのがございます。これを追加購入したことによりまして、高度化資金の対象ではなくなった分の償還ということでしているものでございます。

それから他のこれからの金融機関の推移につきましては、２２日にお配りをいたしました資料の３ページのところで、日本政策銀行なり京信、それから京銀の残高なり償還の表をつけておりますので、また見ていただけたらありがたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○１０番（篠塚信太郎君） 動議を提出いたします。

議案第６０号、平成２６年度京丹波町一般会計補正予算（第２号）に対する修正動議を提出いたします。

○議長（野口久之君） 東君。

○１１番（東まさ子君） 私も、平成２６年度一般会計補正予算（第２号）について修正の動議をさせていただきます。

○議長（野口久之君） 暫時休憩をいたします。

まことに申しわけございません。これをもって質疑を終結します。ちょっとテレコになりましたので、ご了解願いたいと思います。

休憩 午後 5時13分

再開 午後 5時15分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議案第60号、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に対して、東まさ子君ほか2名と、篠塚信太郎君ほか3名から、お手元に配付のとおり2件の修正案の提出がございました。

会議規則第88条第1項及び第2項の規定により、東まさ子君ほか2名から提出された修正案を先に議題とします。

これを議題とし、発議者の説明を求めます。

東君。

○10番（篠塚信太郎君） 議長。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 議長、動議を提出いたします。

ただいま議題となっています議案第60号、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議が2件提出をされました。審議を十分に尽くすため、議案第60号、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）及び修正案2件を閉会中の継続審査とし、所管の常任委員会に付託することを望みます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 今の提案に賛成いたします。

○議長（野口久之君） ただいま篠塚信太郎君から、議案第60号については、所管の常任委員会に付託し閉会中の継続審査とすることの動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りいたします。この動議を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

したがって、この動議を直ちに議題とすることに決定いたしました。

これより議案第60号については、所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることの動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(少数 起立)

○議長（野口久之君） 起立少数であります。

したがって議案第60号については、所管の常任委員会に付託し閉会中の継続審査とすることの動議は否決とされました。

これより議題とし、発言者の説明を求めます。

東まさ子君。

○11番（東まさ子君） それでは、提案させていただく議案について、その概要を説明させていただきます。

議案第60号、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に対する修正についてであります。一つはマイナンバー制による基幹システム改修費、2つ目は商業集積施設、丹波マーケス及び本町が出資をする第三セクター丹波地域開発株式会社への経営支援費を削除し、財政調整基金へ繰り戻すことであります。

総務管理費の中でコンピュータのシステム改修費が計上されております。これは、共通番号制の導入に係る経費であります。国からは、社会保障・税番号制度システム整備補助金として国庫補助金がおりてきており、日本で暮らす全ての人に番号をつけ、所得や社会保障などの個人の情報を国に一括管理されることとなります。今は公務員法に基づき、個人の情報が守られておりますが、このマイナンバー法によって管理責任があやふやになり、情報の適切な管理ができなくなると指摘がされております。イギリスは既に廃止をし、アメリカやスウェーデンなどは、なりすましが横行し犯罪の温床になり、見直しが図られている段階です。

また、商業集積施設経営安定化補助金が計上されております。この合計6億700万円の税金を商業集積施設、丹波マーケスの運営会社である丹波地域開発株式会社に投入し、経営支援を行うという答弁が産業建設常任委員会、全員協議会、本日の定例会でも繰り返し答弁がされております。しかし、審議の中で税金投入の根拠や、見通しの甘さなど問題点が明らかになっております。さらに、このような重大な案件を、わずか20日余りの今議会で決めるのは、余りにも拙速であります。よって、この2つの補正額を削除し、財政調整基金に繰り戻すことを提案いたします。

○議長（野口久之君） これより、東まさ子君ほか2名から提出された修正案に対する質疑を行います。

北尾君。

○ 8 番（北尾 潤君） 提案者に質問いたします。

平成 9 年に丹波マークスがオープンしてから、今まで本町に果たしてきた役割、雇用や納税など経済効果をどう評価するのか、お聞きいたします。

また、公金投入を全くしないのか、また違う形で支援するのももお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 東君。

○ 1 1 番（東まさ子君） 今、北尾議員から質問がございましたマークスが果たしてきた効果、役割ということであります。税金を、今回の公金投入は地域開発株式会社、経営管理をしております地域開発株式会社の投入でございます。それぞれのテナントの皆さんは、売り上げをされて収益も得られて、その個店に応じた税金なり、お払いになっていると思います。今回、6 億 7 0 0 万円の税金を投入するということでもありますけれども、これは地域開発会社であります、今回税金を投入することによって本当にこのマークスの運営がよくなっていくという見通しがあるのであれば、私はそらそういう方法もあるかなと思いますが、今投入することが今後の見通しを見た場合、ますますお金をつぎ込んでいくそういう方向になっていく可能性が大であると思っております。したがって、今回はこの支援については削除するのが町民にとっても一番よい方法だと思っております。

また、それぞれの個店の皆さんについては、経営を努力される方に、お店についてはしっかりと経営をされていていただいたらよいし、また、もう自分とこは撤退するわというそういうお店もあるかもしれません、それぞれの個店で一生懸命将来の店舗、またまちづくりについて考えていくということが大切なのではないかと、提案をいたしたところであります。

○議長（野口久之君） 山内君。

○ 1 5 番（山内武夫君） 提出者に再度お尋ねをしておきたいというふうに思うのですが、丹波地域開発の経営支援費を今回全額削除するという修正案が出されておるんですが、このまま削除しますと先ほどの質疑の中にもありましたように、たちまち資金繰りが苦しくなって黒字倒産というようなことも考えられるというようなことなんですが、そういうことで、他方面に影響が出てくるというふうに考えるわけなんですが、今の発議者の答弁では、もう再建策は考える必要はないというような答弁だったというふうに思いますが、そういうふうに理解をされているのか、そうでなしに新たな再建策を講ずる必要があると、そういうようなことも考えられておるのかどうか、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（野口久之君） 東君。

○ 1 1 番（東まさ子君） 今回、全額を削除いたします。一度、私はこの件については清算を

されて、出資に応じた、京丹波町でありますならば3億円余り、これをなかったものにするとして、京都府もいろいろと公金を融資をしていただいたわけでありませうけれど、やはりここまでこういう状況を見送ってきたというか、お互いのそういう責任もありますので、それぞれが出資に応じた負債を抱えて一度清算をして、そしてその段階で本当にこの店でやっていきたいというそういう人たちが集まって、住民の合意で再建をしていくべきだというふうに考えておりますので、削除をするものであります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 先ほどの僕の質問で、丹波マーケスが果たしてきた役割というところで、テナントの方々が納税を一生懸命してくれているとしかなかったのですが、それ以外にはないのでしょうか。

というのと、一度清算してということなんですけど、結局、京都府から6億700万円高度化資金というので借りているんですけど、これを踏み倒すということではよろしいでしょうか。その際に、京都府に何度も何度も条件変更して待ってもらって、その挙句の果てに踏み倒して、本町に何か影響がないと考えられていますか。お願いします。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） ほかにメリットがないのかということでもあります。マーケスの果たしてきた役割、私たちの日常の買い物の場所として地域に貢献し、買い物をされている皆さんについて利便性を図ってきたということはあります。それと、そやけどもそのお金の支援とは別の問題であり、このままずるずるとお金をつぎ込むことになっていく心配のあるこの支援については、一度削除して、そしてもっと住民合意で、ほかの方法があるのかどうかも含めて考えていくべきだと思っております。京都府のを踏み倒してもいいのかということになるかと思いますが、それも含めてやはり住民合意を図ることが今、大切だと思っておりますので、拙速であるということにおいて削除をしたものであります。

返済の期限は平成28年度でありますので、その間にもっと十分に論議を尽くして、最終決断というか、考えていくべきだと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって東まさ子君ほか2名から提出された修正案に対する質疑を終結します。

篠塚君。

もとい、篠塚信太郎君ほか3名から提出された修正案を議題とし、発議者の説明を求めます。

篠塚君。

○ 10 番（篠塚信太郎君） それでは、ただいま上程になりました議案第 60 号、平成 26 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正動議の提案理由説明を申し上げます。

今回の補正予算額、9 億 5,430 万円のうち 6 億 700 万円が丹波マーケスの運営会社であります丹波地域開発株式会社の所有している土地購入に 2 億 8,171 万円、経営安定化補助金 3 億 2,529 万円が計上をされているところであります。

まず、土地購入費であります。配付されました資料によりますと、丹波地域開発株式会社取締役社長の寺尾純氏から、寺尾町長に創業時に旧丹波町から 8 億 5,653 万円で譲渡された土地を簿価での買い戻し要請があり、その売却代金は京都府から借り入れている高度化資金の返済に充てるといふものであります。そもそも創業時に将来は町が土地を買い戻すといったような全く特約もついていないわけでありまして、京丹波町が丹波マーケスの敷地を買い戻すのであれば、丹波マーケスの運営方針をきちっと示すべきであります。建物が敷地のほぼ全部に建っている土地を購入して、町は何のメリットもございません。そのような利用価値のない土地購入には反対でありますし、京都府から借り入れている高度化資金の返済を町が肩がわりすることも、全くありません。

総合的に判断しまして、土地購入費 2 億 8,171 万円は、町費で購入することは不要と判断し、今回の補正予算から全額削減するものであります。

次に、商業集積施設経営安定化補助金 3 億 2,529 万円であります。丹波地域開発株式会社取締役社長の寺尾純氏から、寺尾町長に提出された要請書には、経営支援安定化補助金については全く記載をされておりません。こんな経営安定化補助金を要請されても、まあ補助をする根拠も何もありませんし、企業に補助金を交付する場合は、例規に条例や交付要綱が制定された要件に該当する場合に補助金が交付されます。交付要綱がないのに企業に補助金が交付された事例はありません。商業集積地だから補助するのだというのであれば、交付要綱を制定してから補助金の交付をするべきであります。京都府から借り入れている高度化資金の繰上償還をするために補助金を交付するのであり、町が民間企業の借金を肩がわりするというような事例は、全国でも余り聞いたことはございません。公的資金を投入するのであれば、国や地方自治体でよく採用されております貸し付けか株式への転換を選ぶべきであります。したがって、商業集積施設経営安定化補助金 3 億 2,529 万円につきましても、支出根拠が全くないと認定し、今回の補正予算から全額削減する修正案を提出するものです。

それでは、議案第 60 号、平成 26 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正案の説明を申し上げます。

お手元にお配りいたしております修正案でございますが、今回の補正額から歳入歳出それぞれ6億700万円を減額し、歳入歳出総額を121億92万円とするものであります。歳入につきましては、地方交付税を2,971万円減額、基金繰入を5億7,729万円削減するものであります。歳出では、商工費で6億700万円削減するものであります。

次の歳入歳出予算事項別明細書で、繰入金で財政調整基金繰入金を全額削除するものであります。次のページ歳出で、商工費の商工振興費の土地購入費を全額削減、商業集積施設経営安定化補助金も全額削減するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 篠塚信太郎君ほか3名から提出された修正案に対する質疑を行います。

これをもって、篠塚信太郎君ほか3名から提出された修正案に対する質疑を終結します。

ただいまから暫時休憩をいたします。

6時まで休憩いたします。これは、修正案に対して検討をしていただきたいと思います。

なければ進めますけれど、6時まで休憩します。

休憩 午後 5時50分

再開 午後 6時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

これより討論を行います。

なお修正案2件が提出されており、原案とあわせて3件一括して討論しますとわかりにくいものとなりますので、このあと採決順に1案ごとの討論とさせていただきます。

最初に、東まさ子君ほか2名から提出された修正案に反対者の発言を許可します。

北尾君。

○8番（北尾 潤君） ただいまの修正案に反対の立場から討論します。

30分前に提案説明を聞いたんで、できてない部分もありますが、丹波マーケスがなくなったら困るのでしっかりと反対討論をしたいと思います。

本町などが出資する第三セクター丹波地域開発株式会社を経営母体として、平成9年4月29日に丹波マーケスがオープンしました。この施設は、一般会計当初予算が120億円ぐらいの予算規模の本町に毎年20億円の市場をつくり出し、200人近い雇用と固定資産税や消費税などで2,500万円を超える納税効果を毎年出してきました。今補正から6億700万円を削除し、その後の展望が全くない本修正案は、20億円の経済活動が消えます。働く場所がないと問題になっている本町から200人の雇用がなくなります。自主財源が3割もない本町財政に対して、経済的なダメージははかり知れないと考えます。丹波マーケス

の今までの貢献を評価し、これからも町民の丹波マーケスとして活躍ができるために、議案第60号、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）東まさ子議員ほか2名から提出の修正案を反対いたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 次に、東まさ子君ほか2名から提出された修正案に賛成の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案をされました議案第60号、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）の修正案に対し、賛成の立場で討論いたします。

先ほど、東議員から提案理由もありましたが、修正案の主なものは、丹波マーケスの運営会社である丹波地域開発株式会社からの要請を受けたとして商工振興費の6億700万円の支出であります。一企業としての会社運営に町民の貯金である基金を取り崩してまで、支援するべきではありません。財政調整基金に戻すべきであります。

また、国の補助金を受けて行おうとしている番号制度導入事業は、国民一人ひとりの個人情報を一括管理しようとするもので、プライバシーの漏えいが危惧され、導入する必要性はないことから修正するものであり、提案された修正案が最も住民の願いに応えるものであることを申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで、東まさ子君ほか2名から提出された修正案に対する討論を終わります。

続いて、篠塚信太郎君ほか3名から提出された修正案に反対者の発言を許可いたします。

松村君。

○2番（松村篤郎君） ただいま、篠塚信太郎君ほか3名からの修正案に反対の立場で討論を行います。

今回の平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に計上されております商工費の商工業振興事業の中で、土地購入費2億8,171万円及び商業集積施設経営安定化助成金3億2,529万円、合計6億700万円の全額削除という修正案であります。この事業の補正予算計上の内容は、今議会初日に町長の提案説明を受け、産業建設常任委員会において半日の質疑のあと、全員協議会において一日かけて議論されたところであります。また本日も質疑があり、町執行部の見解を質してきたところであります。丹波地域開発株式会社の債務の負担を京丹波町が肩がわりをし、返済するというマスコミ等の報道に町民の目が注目することとなっている重要な課題でもあります。

丹波地域開発株式会社は、17年前に旧丹波町が出資し、第三セクターとして創業当時、

行政が主導して進めてきた事業であり、商業集積施設の建設に当時の町民の大きな期待を受けて発足した会社であります。発足当時、総事業費２億２千万円のうち、京都府の高度化資金借入金１億２千万円の償還が計画どおり続けられず、平成１２年度から京都府と償還の条件変更を実施し、平成２５年度末において６億７千万円の残高となり、京都府においてもこれ以上の条件変更は不可との判断がなされて、町政への非常に厳しい態度が示されていると伺っております。丹波地域開発株式会社という一企業の救済措置と捉えるのではなく、行政として守るべき地域経済の活性化の重要な事業の試練と捉えるべきであり、今回の補正予算措置で期限が迫っている京都府との関係を良好に維持すること、また今後の町政並びにこの会社のあり方を考えていくことが重要な課題だと考えられます。この会社が破綻することは、町の地域経済や日常生活に生じる損失は多大なものになると考えなければなりません。

以上の観点から、この修正案に反対といたします。

○議長（野口久之君） 次に、篠塚信太郎君ほか３名から提出された修正案に賛成者の発言を許可いたします。

森田君。

○１番（森田幸子君） 失礼いたします。

ただいま上程になっています修正案について、賛成の立場で討論を行います。

初めに、商業施設は存続ということは心に秘めてさせていただきます。

一般会計補正予算（第２号）において、土地購入費と商業集積施設経営安定化助成金を合わせて６億７千万円を丹波マーケスの第三セクターの負債、全額補填とするもので、町民の中で誰一人として賛成の声はありません。しかも、このような重大な案件を突如として補正に上げ、ぎりぎりまで何の説明もありませんでした。やっと産業建設常任委員会に開催時に資料をいただきました。丹波マーケス、地域開発株式会社は、何の責任もありません。買収弱者のために頑張ってきた、開業以来、これまでに少なくとも６億、７億円もの納税により、府や町財政に貢献している、雇用の面でも地元の大切な場となっていると言われておりますが、こういったことは当然のことではないでしょうか。私には、どのような思い、考えであるのか、理解できません。

丹波マーケス建設当初の土地取得費分に係る過大な債務の返済にあえいでいると言われておりますが、そのようなことは初めから承知のはずではありませんか。どこの会社でも経営が厳しくなれば、全財産を投入して頑張っていくものではないのでしょうか。

私は、町民の血税、６億７千万円もの大金をマーケスの負債に全額補填することなど、

到底認められるものではありません。町民の代表として、議会に送っていただいた一議員として、今こそ町民の皆さんの思いを大事にして判断するべきと考え、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山崎君。

○12番（山崎裕二君） ただいま上程の修正案に対する賛成の討論を述べさせていただきます。

私は、こちらに帰ってくるまで福岡にある大学でマーケティング論を専門として教鞭をとっていました。中小小売業に深く掘り下げた論文で経済学の博士号を取得しています。そして、こちらに帰ってきてから10年近く、ごくごく零細とはいえ企業経営に携わっています。なお、時間的なものもあり、今回ヒアリングまでには至っていませんが、全国各地にいる流通論を専門とする私の大学研究者時代の同僚諸氏も、必ずや同意見をくれるものと信じています。そのような履歴、立場も踏まえ、先ほど提案されました修正案に賛成の理由を述べさせていただきます。

今回、執行部より示された6億700万円投入後における丹波マーケスの経営見通し案は、一つ一つの数字をとっても首肯できるものでは決してありませんでした。言葉を変えれば、経営見通し案に対する具体的かつ明確な根拠がなく、その後の展望についても全くといっていいほど期待できるものではありません。そのような状態のまま、経営支援補助金を含む6億700万円を投入しようとする原案は、町民の皆さんの理解を決して得られるものではなく、その信頼を著しく損なうものであると断言いたします。町民の皆様の思いを肌で感じ、熟考に熟考を重ねた結果としまして、商工業振興事業6億700万円を補正予算から全額減額する修正案に賛成の立場を表明し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） これで、篠塚信太郎君ほか3名から提出された修正案に対する討論を終わります。

最後に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております一般会計補正予算（第2号）について反対の立場で討論をいたします。

今、国の政治のもとで、所得は減るもとで消費税の増税や、電気や燃料の高騰、医療、介護の負担増とサービスの切り捨てが始まっております。来年10月からは、消費税の10%も、増税も法律で決まっているこんな状況でございます。こんなに政治が悪いときに、町民の暮らしの防波堤となって暮らしをよくするために税金は使うべきであります。

産業常任委員会での答弁では、当初予算で考えていたが、クローズアップされるので９月に補正をするとの答弁もありました。産業建設常任委員会と全員協議会で検討、産業常任委員会では、その審議の中で全員協議会で検討、そして町民に報告とも答弁はされておりますけれど、町民は知らんとる間に決まってしまうんだらうかと、今大きな疑問を持っておられます。予算は一定の原則に沿ってつくられるものであります。

第一に、総計予算主義の原則があり、一会計年度における一切の収入と支出、これを全て歳入歳出予算に計上しなくてはなりません。当初からの考えがあるのであれば、当初予算に計上すべきであります。６月もありませんでしたし、突然この９月に出てきたのでございます。余りにも多額の予算であり、住民合意も得られないのではないかと考えます。使い方も総計予算主義に違反するような予算の立て方ではないでしょうか。こういう使い方は、その場主義で大変無責任であると考えます。

来年度は、縦貫道が開通し新しく「味夢の里」、道の駅もオープンする状況でございます。商業集積については、もっと時間をかけ、全町民的に検討すべきでございます。９月議会の２０日余りの日程の中での計上は、町民の納得が得られないことを指摘をし、反対討論いたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○８番（北尾 潤君） 議案第６０号、平成２６年度京丹波町一般会計補正予算（第２号）に賛成の立場から討論いたします。

今回の補正は、９億５，４３０万円を追加する大型補正となりました。全町的に被害を受けた台風１１号の災害復旧費として、１億２，１８６万円が計上される一方で、ＪＲ和知駅前の多目的トイレの設置等に６０７万円、中央公民館の町営バスのバス停に屋根を設置する測量委託料に２４万円が計上されるなど、地域での細やかなまちづくりが望まれる予算編成となっています。その中で、商業集積施設丹波マークスと、本町が出資する丹波地域開発株式会社への経営支援費として６億７００万円が計上されています。

丹波マークスは、平成９年４月２９日に町内初の大規模商業施設としてオープンして以降、人口１万５，０００人の本町において、累計３，０００万人以上の方に利用されてきました。一般会計の予算規模が１２０億円の本町において２０億円の経済活動を生み出しています。また、雇用面や納税効果の大きさは申し上げるまでもないことですが、町営バスと連動した交通弱者の生活支援や野菜市など、農家や高齢者の生きがい、活躍の場としての役割も果たしてきました。そこへの公金投入について町民の方々の一部から、さまざまな疑問をぶつけ

られました。まず、何で丹波地域開発だけ苦しくなったからといって支援を受けられるのか、自分たちも助けてほしいという意見がありました。

今回の経営支援の目的は、一企業の救済ではありません。丹波地域開発は第三セクターといって町と民間が一緒になって運営していく施設であり、通常の民間施設とは違います。公益性の観点から、町がお金を投入することは不自然ではなくて、例えば瑞穂のグリーンランド瑞穂や、和知の「和」などは、丹波マークスと同じ第三セクターの道の駅であり、毎年数千万円の補助金で運営しています。第三セクターにもかかわらず多額の土地購入費を払い続けなければならないところからスタートし、補助金なしで来ている形態が、本町の類似施設と比べて特異な存在だったとも言えます。

また、町長の親族を含む経営陣は、責任をとらずに公金投入かという意見もいただきました。これについては、役員は無報酬であり、リスクしかないとめなり手がない状態が続いています。責任は、町行政も含めて設立時から多くの人にありますが、現役員にも一定の責任があると考え、現社長を含めた役員の刷新を求めます。設立当時は、出資者である本町からは町長が役員に入っていましたが、現在はテナント会を中心とした役員構成です。刷新の際は町行政からも役員が加わり、民間企業の経営方針に公益性の観点からしっかりと指導するように求めます。

公金を投入しないとなった場合どうなるのか、という意見も聞かれました。投入された6億700万円は高度化資金という京都府からの借り入れなので、府からの借金を毎年条件変更を繰り返した後に踏み倒すことになります。自主財源が3割もなく、7割を府や国からの借り入れや補助金に頼っている本町にとっては、今後目に見えて大きなマイナスです。もちろん20億円の商業取引が消えることも含めて、先ほどの丹波マークスの貢献がこれからは望めなくなります。町民の皆さんのほとんどが推進を望む、企業誘致という施策があります。丹波マークスの200人近い雇用、20億円の市場規模をなくして、その損失を埋めるためには、どれだけの規模の企業を誘致すればよいのでしょうか。町民の皆さんに対する説明は、まだ今からがスタートです。この議案が通ってから、町長以下、行政、議員が全町民に納得いく説明をしなければなりません。

これまでお話をさせていただいた町民の方々からは、厳しい意見も多くいただきましたが、その中で17年前の4月29日からの設立時の思い出を話すときには、当時のワクワク感が伝わってくるそんな場面にも幾度か出くわし、町行政、議会、そして町民の熱狂的な支持のもとにオープンしたことが伝わってきました。

京都縦貫道がつながり、来店者の客層や人数の変化に合わせて、テナントも扱う品物も変

化していくでしょう。その中で、１７年前の反省と熱気のもとにもう一度、町民の丹波マーケスをつくり上げていくことを期待いたしまして、また今後、町長以下行政の十分な説明をしなければならないことを前提といたしまして、議案第６０号、平成２６年度京丹波町一般会計補正予算（第２号）、北尾潤の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はございませんか。

坂本君。

○６番（坂本美智代君） ただいま提案をされました議案第６０号、平成２６年度京丹波町一般会計補正予算（第２号）につきまして、反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算では、６月１２日に降りましたひょうによる被害の助成や、台風被害の復旧費なども盛り込まれておりますが、９億５，４３０万円のうち６億７００万円が丹波マーケスへの支援金であります。町民一人当たりになれば３万８，０００円、４人世帯では１５万２，０００円の負担であります。今、消費税も上がり暮らしはますます厳しい中で、町民の暮らしを守ることが最優先ではないでしょうか。

今回の６億７００万円、町民の税金投入に対し、２０日余りの短期間で決めることは、余りにも拙速過ぎます。多くの住民の方から批判の声が上がっております。今、住民の立場に立ち、最優先すべきことがたくさんあります。また、議決機関である議会の議員一人ひとりの判断と決断は、住民の願いに応えることとなるのか、その責任は重大であることを申し上げまして反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○１５番（山内武夫君） ただいま上程になっております議案第６０号、平成２６年度京丹波町一般会計補正予算（第２号）に、私は賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算では、商業集積施設丹波マーケス及び本町が出資をします第三セクターの丹波地域開発株式会社への経営支援に、６億７００万円を支援するための予算が計上されております。議会といたしまして、本会期中に全員協議会での集中質疑や該当委員会での審議を通して行政支援としてどうなのか、その妥当性を追求してきたところであります。本予算の採決に当たりまして、以下、私の見解を申し上げ、議員諸君のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

まずはじめに、今日までの丹波地域開発株式会社の設立経過から、今日に至るまでの経営状況や本町の地域活性化に果たしてきた役割等について申し上げたいというふうに思います。

平成４年１１月に旧丹波町やサンダイコー株式会社などの出資する第三セクターとして丹

波地域開発株式会社が設立をされ、平成５年１２月に丹波町議会において、商業集積の整備促進に関する決議がなされ、今日の商業集積事業がスタートをいたしました。その後、用地の確保や、許認可の手續、京都府からの高度化資金の借り入れ等、資金の調達施設建設など、建設費に１０億６００万円、造成を含む土地取得費に９億５，０００万円など、総事業費２億４，８００万円で平成９年４月２９日に丹波マーケスとしてオープンしたものであります。なお、これら建築に係る財源として京都府の高度化資金１億２億３，８００万円、各テナントからの建設協力金２億４，４００万円、資本金６億４，５００万円、銀行借り入れ６，６００万円等を資金調達されたものであります。丹波地域開発の総発行株式は、１万４，９６０株で、そのうち京丹波町の持ち株は６，０６０株、出資比率は４０．５１％と最大の株主であります。また、丹波地域開発の収入は、各テナントからの賃料収入と共益費収入が主なもので、直近の１０年間の収入は毎年１億６，０００万円台から１億７，０００万円台で推移しており、事業的には黒字経営を維持しておるものと考えます。

にもかかわらず、大変厳しい経営状態が続いているその原因は、当初丹波マーケス建築時の平成９年３月に、旧丹波町から宅地１万３，１４５平方メートルを７億６，８４３万８，０００円で購入し、その後平成１２年３月には、同じく旧丹波町から雑種地１，１４７平方メートルを８，８０９万６，８５５円で購入すべく、京都府から借り入れた長期借入金８億４，０００万円の返済による資金繰りの苦しさによるものであります。ちなみに、単純計算で１反当たりに換算しますと、平成９年の宅地分が１反当たり５，８００万円、平成１２年の雑種地分が１反当たり７，６００万円と、地価評価額から考えても常識では考えられない高額な金額で売買がなされており、このことが主な要因として資金不足が生じているのは明らかであります。

このことから、今日の状況は事業開始当初から認識されていたにもかかわらず、具体的な対応を怠り放置してきた経営陣の責任も重大であります。あわせて町は筆頭株主であるにもかかわらず、合併直後から役員を撤退してきたことは、町の責務と町民の財産を放棄したものであり、歴代町長の責任も厳しく問われるものであります。

一方、丹波マーケスも開業以来、順調な経営を続けて、開業３年目には全テナントの年間売り上げが３億４，７００万円となり、多くの町民の日常生活を支える施設として期待に応えるとともに、本町地域経済に活力とにぎわいを生み出す施設として名実ともに地域に欠かせない施設として定着をしてみいました。しかし、近年の人口減少や高齢化の進展による購買力の低下、消費者の動向様式の変化、周辺地域への大型店の進出や、コンビニエンスストアといった新たな業界との競争の激化など、社会構造の変化等が要因となり、平成１１

年をピークに翌１２年からは対前年比マイナスの状況が続き、平成２５年度には１９億９，７００万円とピーク時の５６．４％まで売り上げが落ち込み、各テナントにおいては賃料がここ数年の経営を圧迫している状況にあります。本予算案では、これらの支援策として平成２５年度末の京都府の高度化資金残高６億７００万円の解消のため、町から買い取った土地、１万４，２９２平方メートルを時価評価額の２億８，１７１万円で買い戻すとともに、残る３億２，５２９万円を経営支援目的で補助するものであります。町内唯一の大規模商業集積施設丹波マーケスと経営母体である丹波地域開発は、開業以来今日まで町民の日々の暮らしを支える施設として、食料品や日用品など日常の買い物をはじめ食事の提供など日常のさまざまな暮らしに根づいたニーズに応えてきました。

丹波マーケスの全テナントの来店者数は、年間１４８万人、開業から今日までの総来店者数は実に３，０２６万人、総売上額は４５９億２，９００万円に上り、テナントの大半が町内業者であることを考えると、商業集積施設として果たしてきた役割は地域の活性化、地域経済のけん引役としての使命を十二分に果たしてきたものと考えます。とりわけ丹波地域開発と丹波マーケスは、平成９年の開業以来、今日までの１７年間、京丹波町財政にも貢献し、固定資産税では１億８，９００万円、法人税では１，８００万円、地域開発の消費税では１，４００万円、各テナントの売り上げにかかる消費税では４億５，９００万円が納税をされております。また、雇用の面では、丹波マーケスのパートを含む全従業員は、約１７０名で貴重な地元雇用の場となっており、従業員らが納める所得税や住民税などの納税効果を踏まえると、町財政や雇用創出に大きな貢献を果たしているものと考えます。

こういう観点から、丹波地域開発という一企業の救済措置ではなく、あくまで町民の日常生活に欠かせない地域経済の活性化に重要な役割を果たすための施策を、行政として支援策を講ずるものであります。

また、丹波マーケスは商業集積施設のみならず、道の駅としての機能や、町総合計画で位置づけているとおり、町民の交流拠点施設、コミュニティの場としての役割も兼ね備えており、公共的、公益的な使命も果たしております。また、当時の丹波町並びに丹波町議会を上げて事業を推進され、第三セクターとして経営に携わってきた経過からも、町の責任は重大であり、今回の町としての支援は妥当であると考えます。

改めて申し上げます。今回の丹波地域開発株式会社に対する経営支援問題は、経営陣の責任はもちろんであります。歴代町長の責任も重大であります。そうした責任を自覚するならば、発生する事態が全く予測不能になるような選択はできません。今回の経営支援を会社創設時からのやむを得ざる選択として認める議会の意志を呈して、町長はじめ経営陣は結

束して丹波地域開発株式会社の健全経営に取り組み、経営改善計画を忠実に実行するとともに、さらなる町民サービスの向上に努められるよう強く要望し、本案の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

村山君。

○13番（村山良夫君） 私は、今提案されています議案第60号に対しまして、丹波地域開発の企業としての存続は必要であるということを前提にいたしまして、反対の立場で討論をいたします。

本補正予算には、一日も早く予算化しなければならない災害復旧関連工事予算が1億2,000万円ほど含まれております。丹波地域開発への支援予算を否決することは、災害復旧予算も否決することになり、議員として躊躇いたしました。6億700万円という血税は、教育費が7億900万円ですから、これにも匹敵するような巨額な金額であります。また、9月1日現在の町民一人当たりで割りますと、町民一人当たり3万9,000円、また一世帯当たり9万4,000円という大金であります。議員として苦渋の選択をした上で、次の点を挙げ反対討論をいたします。

まず1点目は、このような対策が必要なことは少なくとも数年前からわかっていたはずですし、このような高額な予算は修正、補正予算ではなく、当初予算に当然よって編成すべきものであること。

2つ目には、当初の過大な投資、いわゆる土地代が現在の経営悪化につながっていると説明がありましたが、当初よりこのような不安があったなら、このような事業はやるべきでなかったし、今になって経営者の経営、先行きの見通しの甘さを町民に押しつけるような、このような補正予算というのは到底認められない。町民も納得していただけない、このように思います。

3点目は、不動産の購入であります。土地建物が一体のもので、購入するときは土地建物を一体にして取り引きするのが一般的な常識であります。にもかかわらず、町民の血税を土地のみの購入に充てる、また建蔽率その他を考えますと、もうほとんどその上には建物が建っているわけですし、その土地の余っている場所があつて活用できるとかいうようなことがあればよろしいんですが、そんなことも全くない、そのような土地を購入するために町民の血税を充てるのが、町民に納得していただける行為でないことは必至であります。

4点目には、町民の血税による支援を要請する前に、丹波地域開発自身が財務整理をするとして町に対して支援を求めるのが当然でありますし、また町としてもそのように指導する

のが当然であると、このように思います。

それから5つ目は再建案であります。今後、縦貫道の開通とかそのようなことがあれば、今後は利用者は減少することは必至であります。今回の、今の施設というのは非常に大きいです。あの分で運用してテナント業が成り立つというのには、余りにも大き過ぎます。もっとほかの方法も考えた上で再建案を立てることが大事である。そのことが全くされていない。ただ、テナント料が安くなれば、売り上げに上がるというのですか、利用者の方に利益が還元できるというような単純な考え方で、あれだけの施設を運用してテナント業が成り立つということは、今後の顧客利用者の動向を考えたら、到底考えられない。

以上、5つの点を挙げまして、本件に対して反対討論といたします。

ただ、一言申し上げておきたいのは、そのような意思はないということですが、私は一日でも早く取り組むべき災害復旧予算と同時に編成されたこの行為ですね、予算行為は、議員の自由な発言を阻害する恐れがあります。今後は、このようなことに対して十分な配慮をしていただくようお願いいたします。私の反対討論を終わります。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま、提案になっております、議案第60号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は9億5,430万円を追加するもので、JR和知駅トイレの設置工事や台風11号被害の復旧費、また自治振興補助金、水ぼうそう、成人病、肺炎球菌ワクチンの接種委託料や、台風被害に係る農林事業補助金など、住民の要望にこたえる予算も合わせて計上されておりますが、重大なのは補正予算総額の64%を占める、6億700万円を丹波地域開発株式会社の経営支援として支出する内容であります。

丹波地域開発株式会社は、第三セクターといえども民間の株式会社です。しかも出資比率が50%以下であることから、議会には報告義務がないとして、総会の資料すら配付されてきませんでした。経営の状況や、借金の返済状況をただしても、民間の経営に口を出すべきでない、資料が必要なら裁判所を通じて資料の請求していただきたい、会社として経営上の機密情報であり公開できない、経営実態を明らかにすることを、拒否をしてきました。それが唐突に6億700万円の経営支援を提案をされてきたのです。

9月9日に開催された議員全員協議会で京都府からの借入れが、繰り延べ繰り延べで、返済計画の2年目から返済予定額の半分しか返済せず、最近では、返済予定の3分の1しか返済できていないことが明らかになりました。経営は黒字という説明は、借金を計画通り返

済しないで出した数字で、実際は赤字経営になっているのです。しかも、6億700万円の経営支援をすれば、今後の展望も大きく開けるような見通しも説明されましたが、何の根拠もない予想で、見通しは全くありません。

丹波地域開発株式会社の経営責任をはっきりさせるべきです。経営の中核で、借金の当事者や保証人に、町長である寺尾豊爾という名前がある借金に、町長という権限と権力使って行う今回の提案は、経営責任を棚上げにし、自らの名前のある借金を、税金を使って解決しようと指摘されても反論の余地はないと考えます。また、身内の支援として、取られても仕方がないと認められました。これは、職員の横領事件でも処分を免罪したり、自分の親族を公共事業に参入させ、公共事業を発注する、自分の親族が代表を務める会社に6億700万円の税金を投入するなど、行政の私物化と言えます。

こんなやり方が、町長が日頃口にされる住民目線ではなく、自己都合で、町長の権力と権限を使い住民を恫喝しているのも同然です。そこには政治倫理も、道理も、節操もありません。丹波地域開発株式会社の経営の失敗を町民の税金である6億700万円もの多額を投入して、尻ぬぐいは絶対に許されません。

経営支援も行い、町が経営の中核に入ることは、今後丹波マーケスの資金投入が次々と起こってくることは明らかです。会社更生法により再建を行うべきだと考えます。

地方自治体として、してはならないこと。どんな理由や約束があろうとも、住民不在でこんなことを議会が承認すれば、住民が税金納める意欲を失い、今後のまちづくりにも大きな禍根を残すことを危惧するものです。そうした電話や指摘も受けております。第三セクターといえども、民間会社の経営の尻ぬぐいに税金を投入する議案を認めることは歴史に刻まれ、住民の大きな批判にさらされること、自らが住民の願いに背くことになるのです。議員として自分の態度をこの場で住民に説明する責任がそれぞれあることを申し上げて、反対討論いたします。

○議長（野口久之君） 他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

はじめに東まさ子君ほか2名から提出された、議案第60号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案の採決を行います。

東まさ子君ほか2名から提出された修正案に賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手、少数です。

よって、東まさ子君ほか2名から提出された修正案は否決されました。

次に、篠塚信太郎君ほか3名から提出された、議案第60号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案の採決を行います。

修正案に賛成の方は、挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手、少数であります。

よって、篠塚信太郎君ほか3名から提出された修正案は否決されました。

最後に、議案第60号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手、多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） ただいま可決されました議案第60号 平成26年度一般会計補正予算（第2号）に関する附帯決議を提出いたします。

○議長（野口久之君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時50分

再開 午後 6時52分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま可決されました議案第60号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に関して、岩田恵一君ほか5名から、お手元に配付の附帯決議案の提出がありました。これを議題とし、提出者の説明を求めます。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 附帯決議案に至ります、提案説明をさせていただきたいというふうに思います。

旧丹波町が、平成4年11月に第三セクター丹波地域開発株式会社を設立し、翌年の平成5年には丹波町特定商業集積整備基本構想が打ち出されて、同年12月には10名の議員による整備推進に関する決議がなされ、行政と議会が連携して商業集積地丹波マーケスを開業するといったことは、町として、議会として、この経過を尊重するとともに、民意を反映して開業に至った経緯を重く受け止めなければならないと考えております。

このことを踏まえ、議案第60号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に

計上されております、商工業振興事業費 6 億 7 0 0 万円については、補正予算計上に至る経過や詳細な説明を聞く中で、全員協議会や常任委員会の中でも議論も重ねてまいり、また、本日の質疑討論に至りました。

開業当初より、計画性の問題や、経営形態など到底第三セクターでの運営には困難をきわめることは予想されていたにもかかわらず、無理な返済計画なども相まって今日に至ったことは理解した中で、住民の多くが消費者として利用している丹波マーケスを存続し、継続して運営させていかなければなりません。しかし、残念なことは町として経営に関与していないことや、これまでの経営状況など詳細な説明や報告がもう少し早い段階で議会にされておれば、住民に対し納得のいく措置だと理解が得られたのではないかと思います。

今後においては、第三セクター丹波地域開発株式会社の透明性の確保と経営の安定化こそが投資に見合う姿だと考えますので、次に示す附帯決議を重く受けとめられ、尊重されることを強くお願いし、附帯決議の提案説明といたします。

それではお手元に配付の附帯決議案を朗読をさせていただきます。

発議第 3 号 平成 2 6 年 9 月 2 4 日 京丹波町議会議長野口久之様。提出者、京丹波町議會議員岩田恵一。賛成者、同じく山内武夫、同じく梅原好範、同じく松村篤郎、同じく鈴木利明、同じく北尾潤。

議案第 6 0 号 平成 2 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）に関する附帯決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。めくっていただきまして、議案第 6 0 号 平成 2 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）に関する附帯決議（案）でございます。

議案第 6 0 号 平成 2 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）には、第三セクター丹波地域開発株式会社（町出資比率 4 0 . 5 1 %）に対する債務解消策として商工業振興事業 6 億 7 0 0 万円が計上されたところである。丹波地域開発株式会社の主な債務は、旧丹波町による商業集積整備基本計画に基づき先行取得した土地代金約 8 億 5 , 6 5 3 万 4 , 0 0 0 円などにかかわるものであり、旧丹波町議会が議決し、平成 9 年より商業集積事業が展開された。今回提案の要因は、町が主導して事業展開を図りながら、その債務全てを第三セクターに負わせたことによるものであるが、合併以降今日まで、本町議会に対し何ら説明経過もない中で早い段階でこうした状況に至る経営状況などの説明、報告がなされていれば、結果として町民の不信や混乱を招くことはなかったと考える。加えて、町職員による不祥事も相まって、町民から多くの厳しい意見、批判の声も寄せられているところで、議会においても本議会はもとより常任委員会及び全員協議会において慎重に審議を重ねてきたところである。

本事業の目的は、町民が健康で豊かな生活を送る上で必要不可欠な食料品や日用品の供給場所、町内随一のにぎわいの場所、さらには町民の雇用の確保としての役割を担う商業集積施設丹波マーケスを継続運営させることにある。その管理運営会社である第三セクター丹波地域開発株式会社の債務解消策を筆頭株主である町の責務として実施する今回の措置は、総合的に判断してやむを得ないものである。なお、今回の提案に対する町民への懇切丁寧な説明責任を果たし、将来にわたり新たな問題が発生しないよう強く求めるとともに、議会における指摘を真摯に受け止め、以下の事項を確実に履行することを強く求める。

記。一、丹波地域開発株式会社の債務解消策の実施について、町民に十分理解得るための説明責任を果たすこと。二、経営責任を明確にするため、役員を速やかに刷新して町が経営に参画すること。三、持続可能で新たな経営計画を早急に策定し、目標達成に全力で取り組むこと。四、経営状況並びに事業に対する町民への波及効果を定期的に議会に報告すること。

以上、決議する。平成26年9月24日 京丹波町議会。

以上、ご賛同のほどよろしくお願いを申し上げます

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。

ただいまの提案の内容を、検討していただきたいと思います。7時15分まで。

休憩 午後 7時00分

再開 午後 7時15分

○議長（野口久之君） それでは、全員そろっておりますので、休憩前に引き続き、会議を続けたいと思います。

これより附帯決議案に対する質疑を行います。

村山君。

○13番（村山良夫君） 二、三、お聞きをしておきたいと思います。

まず最初に、文章の中の真ん中辺に「常任委員会及び全員協議会において慎重に審議を重ねてきたところである」とありますが、私も常任委員会は傍聴させていただきました。その傍聴しているときに委員長の権限で、審議の時間を制限されていました。また、全員協議会においても提出いただく資料は、前日とか前々日とか、十分に中身を見て審議に入る状態ではなかった。だから、慎重に審議を重ねてきたというのは、いささか文言がおかしいように思います。それから、記の一はこれでいいと思いますが、二、三、四についてはですね、町長に権限があるわけではないと思います。やっぱり、これは丹波地域開発がすることであって、その権限者というのは、代表取締役の寺尾純さんだと思うんですが、寺尾純さんがこのことに束縛される決議になるんですか。その点のことを、お聞きをしたいと思う。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） まず1点目の委員会で十分な審議はされていないということでございますが、本件につきましては、全員協議会も丸一日ですか、ありましたし、また委員会で審議を、私はちょっと立ち会ってませんけども、十分な審議をされたというような理解はさせていただいております。それから、記の二から四ですけども、ここに書かせていただいているように、役員を刷新していただいて、そうした中で新たに透明性を確保した中で事業経営、運営等については十分に議会のほうに報告していただきたいという思いで、ここに書かせていただいた次第でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 慎重に審議を重ねたというところは、訂正していただくことはできないのかどうか、もう一度お聞きします。それから、二、三、四につきましては、町長の権限でこのことができるとしたら、株主総会を開かれて、株主総会で決議されて、役員会でもう一度決議される方法しかないと思います。そういうことを、こういうことをして、何かどうですか、こういうものをつくるだけでは、私は意味がないと思いますので、もう少し慎重にしたものをしはるべきだとこのように思うんですが、提案者として、どのようにお考えですか。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） ここに書かせていただいている文言、「全員協議会等において」というのは、訂正する気はございません。それから、新たに記の部分で、株主総会で云々でございますけども、新たな体制で、体制を刷新するというようなことで、町長も答弁があったようなことでございますし、そうした中で私ども議会としても、前段に書かしていただいておりますように、本当に透明性を持った、また、経営状況等につきましても議会に十分説明責任を果たしていただく中で、第三セクターとして筆頭株主である町の責任をとっていただくよう求めていきたい。また、その中でこれまでちょっとこう提出をされていない部分も含めまして、今後はそうしたことがないようなことでの対応を求めたいという意味で、ここに列举させていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 経営者を刷新するというのが、町長が発言されたのでと、こういうことですけども、町長は丹波地域開発株式会社は、役員は退任をされているわけですから、代表権は、代表権といいますか、刷新する指示をすることはできないわけですし、また、そんな権限はないと。もしもそれができるとしたら、幾らかの人が申し上げておられたように、

町長が、自分の会社と町長を混同されてるということの証明になるんですが、立案者はそこまで深く考えられましたか。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 私、提出者としたしましては、役員の刷新につきましては筆頭株主である町が、これはもうできるものだということを確信いたしまして、刷新していただけるものという思いで書かせていただきましたし、当然、刷新してもらわなければならないという思いで、ここに列記をさせていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私も少しお尋ねしておきたいと思うんですが、今回、附帯決議が出されておりますが、当然、補正予算に賛成された方ばかりでございまして、内容そのものが経営支援の必要性を、まあ、もらえとるところでございすけれども、いろいろ指摘された問題点とかそういうものは、余りこの文書の中にはないわけでございますが、その辺はどのように考えておられるかということが1点と。それからまあ、四つの内容が、列記されておるわけでございますが、一には、町民に十分理解を得るために、説明責任を果たすことということになってはいますが、もう既にこの支援を決めておいて住民に説明するということでございますが、住民からすればですね、嫌いなもんでも、前にあるもんを食べと言っているのと同じで、いわゆる説明を聞いて、とにかく納得してくれということにしかならないわけで、そういうことでいいというように考えておられるのかどうか。

それからもう一つは、経営責任を明確にするためということになってるわけでございますけれども、本来、この第三セクターに行政がかかわっていくということ、これ厳にやっぱり慎むということになるわけございまして、特に物を売ったりですね、商売をするというところに加わっていくということは、経営が破綻すればそれを尻を拭くということになるのでね、全国的に言うてもこういった第三セクターの見直しが迫られておりますし、その参画は、やっぱり慎もうというのが、全国的な流れなので、あえて役員をそこに入れてですね、経営の中心を担うと。実際、町長自身も言われておるように、行政マンやそういう者が経営にはやっぱり向いていないわけですね。だからいろんなところで、やっぱり道の駅でも、「味夢の里」でも、そういう意味で委託をすると。いわゆる、そういう運営を民間に任す、専門に任すんだと、こう言って進めたわけなんですね。そういう面から言えば、本当にこれが行政がかかわっていくということが、経営刷新して、そういう経営能力が問われるわけですから、行政のそういうものにたけておったとしても、経営はまた別なんですね。やっぱりそこら辺は、一線を画すべきだと私は考えるんですけれども、その点、改めて伺っておきたいという

ように思います。

それから審議や議論の中でいろいろと出された中で、結局、総会の資料も出資比率が50%をいっとれば、これは国の法律で定まっておるわけで、当然議会に報告ということになっておりますが、30%でも40%でも、そういう議会がそういうもの議決して、当然報告させる必要性をもっとはっきりさせるべきではないかと。これであれば、別にこれまでと何も変わりありませんし、経営状況並びに事業に対する町民の波及効果を定期的に議会に報告せえということですけども、これはもう状況の報告をされるだけであってですね、経営実態がきちっと報告されるということにはならないわけで、そういう面ではですね、附帯決議の内容としては、非常に不十分ではないかと思うんですけども、合わせて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） ちょっと抜けていたら言うてください。この中には指摘された部分が入ってへんじゃないかというようなことでございますが、総称してですね、私の問題点をここに指摘をさせていただきまして、個々の部分は抜けとる部分があるかもしれませんけども、そういう思いでございます。それから、町が経営に参画することはおかしいんじゃないかというようなことでございますが、私はむしろですね、筆頭株主である町がここに入ってへんこと自体が、何か問題やなというふうに思ってます。本会社につきましては、平成9年から出発したわけですけども、当時は会長職に当時の町長さん、それから取締役の助役さんという方が取締役にいられて、当然、経営に携わる、自分たちの財産である、自分たちがつくった第三セクターの会社を、経営、指導していく、当たり前のごさいまして当然筆頭株主として経営に参画することは当然だと私は考えております。

それから議会の資料等の、議会への報告に関することでございますが、実態が把握できないということでございますが、これは当然町が経営に参画することによりまして、実態等についても十分、議会の場、公の場で公表していただくということをここにうたっているというふうに私は思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 議会の報告のことなんですけども、これまでから、今言われるように40.8%ということで筆頭株主やということであれば当然、総会にも出席しておるわけでございますが、その資料はそこに出されているわけですから、それを議会に報告するというのは当然やと思うんですけども、それは役員になろうとですね、何も変わらへんわけですから、40%の最大の出資者だということであれば、総会にもそれは当然出てるわけです。

その資料を議会に報告するというのは、やはり当然だと思うんですけども、そういう意味でしっかり報告をさせるというね、議会として附帯決議をするのであれば、そういう項目をしっかりと入れておくべきじゃないかと。これはあくまでも、経営に参画するということです。町長が言われるように50%以下だから報告する義務はないと、法には従うんだとこう言えば、何も報告はされないということになるわけでございまして、その辺についてもっと明確にしておくべきじゃないかと思うんですけども、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今、山田議員がおっしゃったとおりございまして、私もそういう思いでここに書かせていただいた次第でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 私もただいま議題になってます附帯決議につきまして何点か申し上げますが、答弁は結構です。私の思いを述べるだけでありますので。

まずですね、記の1番で、「丹波地域開発株式会社の債務解消策の実施について、町民に十分理解を得るための説明責任を果たすこと」と、こういう文言であります。これは町民に理解を得ない、意思に反した予算が可決されたということの証明であります。2番目が「経営責任を明確にするため」ということですが、これはできません。「役員を速やかに刷新して町が経営に参画すること」、これもなかなか難しいです。といいますのは、筆頭株主といっても50%がないんですね。40%なのであの株主さんと協働しなければそれは実現しないので、なかなか難しいと思います。「持続可能で新たな経営計画を早急に策定し」ということですが、これは丹波地域開発がされることなんで、議会がとやかく言うことはございせん。で、これもできないと思います。「目標達成に全力で取り組むこと」、これも同様でございます。「経営状況並びに事業に対する町民への波及効果を定期的に議会に報告すること」、これはもう町長が、この質疑の中でいわゆる株式保有率は50%でないので、そんな報告義務はないと、報告することがおかしいとおっしゃっておるんですから、もうこれははっきりと明確に出てますので、この4点目につきましても、これは不可能、できないということを申し上げまして、私の質問は終わります。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 理事者の皆さんは、この決議を重く受け止めていただきたい、まず冒頭にそのことを申し上げて、今のご質問等について、若干のお話をさせていただきます。

今、いろいろ説明がありましたように、私は第三セクターたるこの丹波地域開発会社に、筆頭株主である町が役員を送らず今日まで経営を放棄したことは、これは大変重たい責任が

あります。ついては。

○14番（山田 均君） これは質疑やね。この提案してある。

○9番（鈴木利明君） そうそう。ついてはね、十分にそのことを理解して、そして役員に入るという努力を、町は為すべきであると同時に、筆頭株主ですから、そのことを当然、機会あるごとに要請をして、そしてきっちり今日も答弁がありましたように、町長か参事かというお話もありましたけれども、何れにしても町長をトップに、役員としてそういう条件を早急に達成していただきたい、こういうふうに思います。そしてそのことが結果、経営責任を明確にすることでありますけれども、私は他方よくよく考えてみますと、丹波地域株式会社のお客さんに役員になってもろうとるわけです。こんなおかしいことはあらへん。経営責任を放棄して、そしてお客さんに役員にしてやと、こんなおかしいことは、ばかなことはないわけで、早急にこのことをやっぱし町としても解消しておいてもらいたい。

それともう一つは。いやいや、ほんで、私はそう思うんです。それで提案者について、私の考えてることを申し述べたんですけども、岩田さん、どう思われますか。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 同感でございまして、この附帯決議の提案をさせていただく前に、ちょっと理由を申し上げたんですけど、まずは本当にこの第三セクター、いわゆる、山田議員からも指摘がありましたように、第三セクターたるものは地方が出資して経営が成り立つという面からしましても、ましてこの当会社につきましては、筆頭株主でもありますし、理由としても申し上げましたように、透明性の確保と経営の安定化こそが、と言う意味を込めまして、今回の私どもが賛成させていただいたこの議決を、本当に尊重していただいてこの決議案を重く受け止めていただきたいという思いでございします。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 私も、別に答弁は要りませんが、意見を述べさせていただきます。

最後の3番目のところですが、「持続可能で、新たな経営計画を早急に策定し」ということは、今までそういうものがなかったということで、それは自覚された上で、こういう提案をされているというふうに思いますので、そういうことを踏まえた上で、原案に賛成されたんだなというふうに理解します。

○議長（野口久之君） これをもって、附帯決議案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、附帯決議案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案になつとります議案第60号 平成26年度一般会計補正予算（第2号）に関する附帯決議案に対して、反対の立場から討論を行います。

今、提案者から説明もあり、また質疑に対する答弁もありました。また、指摘もありました。全体を、文章の中身を見ましても、経営支援を必要とする賛成した議員によってつくられた文章であるために、指摘もありました。確かに、常任委員会や全員協議会に、慎重審議をして重ねてきたということが言えるかどうかということも、まず指摘しておきたいと思います。

議会に提案されてですね、拙速に採決すると。本来なら、会期を十分とってですね審議をするということが、やっぱり議会の役割であり責任だと思うんですね。そういう議論は全くなしにこういうことで会期を決めてですね、やってきたと。やっぱり重要な案件であれば、そういう判断をして、するべきじゃないかという点も指摘をしていきたいというように思います。そしてこの決議案に4項目提案されておるわけですが、いずれも丹波地域開発が行うべき内容のものでありまして、町がすべきこととしては、この町民に理解を得るために説明せえということでございますけども、指摘がありましたように町民に理解を得られていないということ認めた上で説明責任を果たすということだという指摘があったとおりでございます、本当にそういう点では、この文書から見るとですね、やはり自分たちの賛成したそういうことですね免罪するために説明責任をと言っておるんじゃないかというように思うわけでございます。

また、決めておいてですね、住民に理解を得るということを考えても、いわゆる決まったことを理解してくれよというだけで、いろんな声を聞いてそれで判断するということにはならないわけでありまして、議会としてですね、本当にそういう考え方、判断でいいのかどうかということも考えるわけでございます。

そして経営問題についてはですね、これはいろいろ議論のあるところでございますけども、やはり自治体がそういうところに参画するということはですね、やっぱしすべきでないというような、考え方を改めて申し上げておきたいというように思いますし、40.1%という出資率は、なぜそうなっているかということもよく考えてみれば、これまで50%以上の出資をしておる第三セクターなどは、当初から町がいろいろかかわってやっております。これはあくまでも株式会社ということで、40.1%ということになっておるわけでありますから、当然町がですね求めるべき経営の状況についても報告をされないというのが実態でありますので、やはりそのこと考えますと附帯決議をするとすれば、40%であっても議会にちゃんと報告するという、そういう項目を入れてですね、提案をすべきじゃないかという点も、指

摘をするものでございます。

特にまあそういう点は、非常にまあ附帯決議としても不十分だという点は申し上げて、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、附帯決議案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○４番（梅原好範君） ただいま提出されました附帯決議に対する賛成討論を行います。

丹波地域開発株式会社は、平成４年１１月に設立され、初代代表取締役には当時の町長が就任する第三セクター会社として、歴代町長が代表取締役社長あるいは代表取締役会長を務めながら経営をしてきた会社であり、平成５年５月に旧丹波町が進める商業集積事業基本構想に基づき当時の町議会よりの事業推進決議を追い風としながら文字どおり行政が主導して設立したまちづくり会社として存在しております。

一方、丹波マーケスは開業当時から町民の日常生活の利便性向上や地域経済の活性化を目的としながら、町内外のコミュニティ機能や福祉の増進に寄与する公共公益的な役割を果たす施設としてスタートした経過のもと、開業から１７年が経過した現在では、単なる商業施設のみではなく道の駅としての機能や観光振興また高齢者や女性の方が生きがいを持って活躍する野菜市など多様な機能を担う施設として、地域や住民に向け多大な役割を果たしております。

そのような実効果を果たしながらも、丹波地域開発株式会社の運用状況は、創業時に抱えた事業用地取得にかかわる負債により極めて深刻な状況にあり、今日まで事業収益の中から償還財源を捻出しながら、高度化資金や、市中銀行から借り入れすることにより、合計約９億円の負債を自力で返済してまいりましたが、昨今の厳しい経営環境から既に一企業の経営努力だけでは解決できない状況に陥っております。当時の旧丹波町としては、時価ではなく先行取得した当時の簿価８億５，６５３万４，８５５円という非常に大きな金額で丹波地域開発に譲渡しなければならなかった事情があり、また、丹波地域開発はこれを受けざるを得なかった。一民間企業の経営では考えられないような投資、負債を背負って創業した重荷が、今なお資金繰りを圧迫し続けている状況にあります。

こうした創業時の経過を踏まえると、この重荷を取り除くことができるのは、大株主である町であり、事業用地である先行用地取得用地を、簿価で譲渡した町の責務であると考えます。このことが創業以来の課題を解決して、丹波マーケスを将来にわたって持続可能な状態あるいは充実発展させていくために、６億７００万円の支出をやむなしとする理由です。

しかし、このような重篤な経営課題を意図的に隠匿してきた行政の責任は、決して看過さ

れるものではありません。今回の補正予算の提案には、住民の皆様からさまざまなお声を頂戴しており、その中には旧町の時代から先送りされ続けてきた深刻な問題をこれ以上引き継ぐことなく、京丹波町の未来を見据える中で現在の町議会が責任を持ち、解決の道筋をつけなさい、そうお叱りを受ける言葉もございました。私はこのご指導を心から真摯に受けとめながら、附帯決議として提案されました町民に理解を得るための十分な説明責任の実行、役員体制の速やかな刷新及び行政の積極的な経営参画、新たな経営計画を策定し、その達成に全力で取り組むこと、経営状況と町民への波及効果を定期的に議会に報告すること、以上を絶対条件として求めた上で、平成26年度一般会計補正予算（第2号）にかかわる附帯決議に賛成いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま議題となっております発議第3号 平成26年度一般会計補正予算（第2号）に関する附帯決議案について、賛成の立場で討論を行います。

まず、討論に先立ち、先ほど可決をいたしました補正予算案は、賛成8、反対7という僅差で可決いたしました。この結果は、議会の意思であると同時に、町民皆様方の思いを結集した結果の現われでもあります。町長には今回の評決結果を民の声として謙虚に、しかも厳粛に受け止めるとともに、今後の町政執行に全力を傾注されるよう強く求めるものであります。

さて、先ほどの賛成討論でも述べましたように、丹波地域開発株式会社は旧丹波町が進める商業集積事業基本構想に基づき行政の指導のもと設立したまちづくり会社、第三セクター会社であります。今回の支援策は、町にとって、あるいは町民にとっても欠かせない公共公益的事業をも守っていくための手段であり、丹波地域開発株式会社が創業当時に抱えた多額の土地取得に係る負債を取り除くことで、会社の経営体質は改善され、丹波マーケスの運営も持続可能な状態になると考えます。

今回の予算提案に対して、多くの皆様からの疑問、意見が出されていることも事実であり、これらの声に十分耳を傾けるとともに、町民の皆様への説明と理解を得るため最大限の努力をされるよう合わせて附帯決議に示された4項目を、誠実に遵守・履行されるよう強く求め、賛成討論いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第60号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に対する附

帯決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方は、挙手願います。

(少数 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手少数であって、岩田恵一君ほか５名から提出された決議案は、否決されました。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。休憩の間、議会運営委員会をいたしますので、よろしく願いをいたします。とりあえず８時まで、１５分間休憩します。

休憩 午後 ７時４５分

再開 午後 ８時００分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

北尾君。

○８番（北尾 潤君） もう２０時を回りまして、先ほど休憩中に議会運営委員会を開いて今後の、この後のことを協議しましたところ、３０分休憩を取りまして、その間にご飯を食べる方はご飯を食べていただいて、それからまた審議を再開したいと思います。

そう決めましたので、報告いたします。８時半再開でお願いします。

○議長（野口久之君） それでは、暫時休憩をいたします。８時３０分まで。

休憩 午後 ８時 ３分

再開 午後 ８時３０分

○議長（野口久之君） それでは休憩前に引き続き、会議を続けます。

《日程第１４、議案第６１号 平成２６年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）》

○議長（野口久之君） 日程第１４、議案第６１号 平成２６年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これより議案第61号を採決します。

議案第61号、平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第62号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第15、議案第62号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番(山田 均君) 歳出の関係で1点伺っておきたいと思うんですけども、諸支出金で広域連合の返還金ということで、人間ドックを受けた人数は44人ということで、その助成金を返還するものということの説明やったと思うんですけども、当初の予定といいますか、目標というんですか、何人であったのか、ちょっと確認の意味でお尋ねしておきたいと思います。

○議長(野口久之君) 長澤住民課長。

○住民課長(長澤 誠君) ただいまのご質問でございますが、当初は45件ということでカウントしておりました。

以上です。

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これより議案第62号を採決します。

議案第62号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第63号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第16、議案第63号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 歳出で1点伺っておきたいと思うんですけども、地域支援事業費の認知症の地域啓発活動委託料というのが、地域事業支援事業費の一次予防事業費のほうへ組み替っていうんですか、いう説明やったと思うんですけども、具体的にこの啓発活動の委託料というのは、どういうことを計画されとるものか。非常に今、認知症の問題、テレビなんかでも放映をされたりしとるわけでございますけども、その点について伺っておきたいと思っています。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 組み替をさせていただいておりますのは、主に認知症予防教室の開催に係るもので、脳トレ教室を計画しております。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

議案第 6 3 号 平成 2 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第 6 3 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 1 7、議案第 6 4 号 平成 2 6 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）》

○議長（野口久之君） 日程第 1 7、議案第 6 4 号 平成 2 6 年度京丹波町水道事業特別会計
補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○1 4 番（山田 均君） 済みません。歳出の関係でちょっと伺っておきたいと思うんですが、
ども、施設費で測量設計監理業務等委託料ということで 1, 2 0 0 万円あるんですが、上新
田の配水管工事のためということでやったわけでございますけども、具体的には上新田の、
上新田言いますと事務所もあるわけでございますけども、どの範囲を計画されておるのか改
めて伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 最後になりましたけども、上新田区の設計業務にいよいよ入るべ
しで 1, 2 0 0 万円を今回補正させていただきとります。まあ、7 月に説明会をさせていただ
いたんですけれども、地元の戸数としましては 1 2 戸の予定をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○1 4 番（山田 均君） 1 2 戸ということでございますけども、地域的にも広い地域という
んですか、区域になつとるわけでございますけれども、具体的に延長としては、どれぐらい
の延長が予定されているのか、伺っておきたいというように思います。合わせて、監理業務、
測量設計でございますので、具体的な工事としてはいつの年度を予定されておるのか、合
わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 水道管の延長につきましては、大変申しわけございませんが、こ
れから測量等の業務の中で延長を確定してまいりたいと思ってましたので、確定をしており
ません。それから工事につきましては、本年度設計を終えますと 2 7 年度及び 2 8 年度で配

水管の工事をしてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 延長についてございますけども、当然測量設計で距離は出ると思うんですけども、当然、この測量設計監理業務委託料ということですので、いわゆる地図上でもいいわけなんですけれども、大体およそ何キロっていいですか、距離を予定をしてそこをきちっと測量設計して、そしてまあ、本年度、27年、28年で本工事をする、こういうことになると思うんですけども、その言うたら図面上というよりも、実測というよりも、大体地図上で何キロぐらいの予定というのもわからないのかどうか。わかっておれば、ちょっとお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 延長につきましては、おおよそ400メートル程度になろうかと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これより議案第64号を採決します。

議案第64号、平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第65号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第18、議案第65号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 歳出の関係で伺っておきたいと思うんですけれども、負担金補助及び交付金のところで、桧山地域振興対策補助金ということで100万円組んであるわけでございますけれども、農林土木の地元負担軽減ということで、町の補助を受けたものを対象ということなんですが、何件予定をされておるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 川畠瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川畠勇人君） 失礼いたします。現在のところ、7件ほどが確定をしております、まだほかにも災害関連で30件程度見込まれるのかなという思いがあります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これより議案第65号を採決します。

議案第65号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第66号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第19、議案第66号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

議案第66号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、認定第1号 平成25年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第35、認定第16号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について》

○議長（野口久之君） 日程第20、認定第1号 平成25年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第35、認定第16号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

16件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、松村篤郎君。

○2番（松村篤郎君） 去る9月2日の本会議において、決算特別委員会に付託されました平成25年度京丹波町一般会計、14特別会計、京丹波町病院事業会計決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9月16日、17日、いずれも午前9時から開催しました。それぞれの審議内容について、順を追ってご報告申し上げるのが本意ではございますが、議長、議会選出の監査委員を除く全議員で特別委員会が設置されたこと、また、議事録も作成されますことから省略させていただきます。

審査につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第16号までの16議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

なお、委員会閉会翌日、村山委員から町執行部の答弁に対しての問題提起があり、私のほうから担当課にその旨申し入れさせていただきましたことをご報告申し上げます。

それでは委員会審査報告書を朗読し、報告とさせていただきます。

京丹波町議会議長、野口久之様。決算特別委員会委員長、松村篤郎。

委員会審査報告書。

本委員会付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、件名、審査結果について朗読いたします。

認定第1号 平成25年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第2号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第3号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第4号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第5号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第6号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第7号 平成25年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第8号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第9号 平成25年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 平成25年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第11号 平成25年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第12号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第13号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第14号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第15号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、
原案認定。

認定第16号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結いたします。

認定第1号 平成25年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） ただいま上程されております認定第1号 平成25年度京丹波町一般会計歳入歳出決算に反対の立場から討論を行います。

平成25年度京丹波町一般会計決算は、歳入総額126億1,371万5,606円、歳出総額122億5,739万1,435円で差引額3億5,632万4,171円となっております。安倍政権の消費税の増税や、医療介護の負担増と、サービス切り捨てのもとで、町民の暮らしは厳しくなるばかりであります。アベノミクスで一部の大企業では、景気回復が伝えられておりますが、中小企業や子育て世代、年金生活者の暮らしや営業を支えることが求められております。

町長は、消費税増税は避けて通れないとの認識を、この間示されておりますが、この秋にも消費税10%増税の決断をしようと、国の方ではなっております。消費税増税に中止を表明できないようでは、防波堤としての役割は果たせません。住民の暮らし、営業を守ることにはできません。消費税増税中止を国に求め、増税の転嫁を行わず、暮らしや事業者への経営支援を強化することが求められております。

25年度は18号台風の甚大な被害が、家屋や河川、道路に被害をもたらしました。町独自の支援制度をつくり、復旧に取り組みはされておりますが、完了しないうちに、今年も台風や集中豪雨の被害が発生をいたしました。完了が進まない原因の一つに、土木事業者の減少が原因となっているのではないのでしょうか。積極的に地域密着型の公共事業を起こし、地元業者を支援する取り組みを求めるものであります。

18億2,500万円の丹波パーキングエリアの整備事業が着手をされ、この事業発注に町長の親族、サンダイコーグループが参入をされ、落札予定価格100%、7億4,700

万円で、別グループより約１億５，０００万円高額にもかかわらず評価で上回り、逆転落札されました。事業は進んでおりますけれども、配偶者や、同居する親族企業が発注の請負契約、業務委託契約に参加すべきではないと考えます。

また、中学校給食が実施をされ、小中学校で完全給食が始まりました。学校給食法ができて６０年となります。給食は教育の一環であると学校給食法で定められており、本来無料であるべきであります。また、クーラー設置やトイレの改修など積極的な取り組みを強く求めるものであります。

京都地方税機構については、税金の滞納分が移管されております。自治体がしっかり住民と向き合う中で、暮らしの実態や課題を見つけ、施策に結びつけていけると考えます。税機構への移管は、悪質な案件だけにしよう強く求めまして、私の反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○９番（鈴木利明君） 認定第１号 平成２５年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

平成２５年度は寺尾町政１期目の最終の予算でありましたが、この間、平成２５年１１月には、無投票当選を果たされ、寺尾町政２期目がスタートいたしましたところであります。町民に約束された町長の基本施策であります「安心・活力・愛のあるまちづくり」を積極的に取り組み、これらの諸施策を職員皆さんと一丸になって、着実に執行されたものと評価するものであります。

すなわち、平成２５年度は、「安心・活力・愛のあるまちづくり」の理念を、より一層政策として具現化された年でありました。以下、項目別に検証します。

まず、安心のあるまちづくりでは、地域医療を推進するため、３名の医師の確保を図る一方、昨年１０月には和知歯科診療所診察室を２階から１階に移し、利便性の向上を図られました。この気配り、目配りが、町民皆さんの安心に直結し、診療者も増えたと聞いております。地域医療、健康審査や予防事業などの保健活動、消防、防災、町営バス運行など、安心して暮らせるまちづくりの諸施策を着実に実行され、安心安全な基盤が、一歩さらに進んだと考えております。

次に、活力のあるまちづくりでは、最重要課題として有害鳥獣対策の強化が進みました。また昨年１０月には、京丹波・食の祭典２０１３を、丹波自然運動公園と須知高校で開催され、１万１，０００人もの来場者があり、広く食のまち京丹波を発信されたところでございます。未来への投資として進められている道の駅「京丹波 味夢の里」も、開店に向け着々

と準備が進んでいるところでございます。ことに農林分野においては、シカの大量捕獲装置の実験研究など、有害鳥獣対策が強力に推進されました。また、担い手の連携による農地の保全、営農組織への支援、京野菜などの農産物の振興など、着実に進められたところであります。

愛のあるまちづくりでは、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、具体策検討の基礎資料となる膨大なニーズ調査が実施されました。教育の振興、教育環境の充実は未来への投資であるとの認識のもとに、人口減少社会を迎え、町の財産である子どもたちが、心身ともに健康で伸び伸びと成長でき得る諸施策は、着実に進められたところであります。

このような中で、一般会計の決算額は、歳入１２６億１，３７１万５，６０６円、歳出１２２億５，７３９万１，４３５円となりました。うち、翌年度への繰越財源、２億９，９９４万円を差し引いた実質収支では、５，６３８万４，１７１円の黒字決算となっております。

これをもとに算出した、健全化判断比率では、実質公債費比率１４．４％、将来負担比率１１７．２％となっており、これらはいずれも早期健全化基準内にあります。

平成２７年度には、合併特例期間が終了することになっておりまして、普通交付税が段階的に縮小され、平成３３年にはなくなるということが言われております。今後より一層の歳入確保と、歳出の抑制が求められております。

また、収入未済額は前年度と比較して減少しているものの、１億７，３８７万５，５４６円となっております。一方、不納欠損額は、５７５万１，８００円が計上されておりまして、これらはいずれも歳入確保はもとより、税負担の公平性などから決して容認できるものではありません。納税者の利便性向上策や、細やかな納税相談を図るなど、まずは現年分の徴収率アップが必要と考えますけれども、他方、税の時効中断策もまた極めて重要でございます。一層の歳入確保と経費の節減を求め賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

梅原君。

○４番（梅原好範君） ただいま上程になっております、認定第１号 平成２５年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

平成２５年度京丹波町一般会計歳入歳出決算は、寺尾町政１期目の集大成となるものであり、「安心・活力・愛のあるまちづくり」を住民目線で捉え、きめ細やかな施策と未来への投資とされる積極的な予算配分による事業が執行されました。その決算額は歳出額で１２２億５，７００万円余りとなり、翌年度への繰越財源を除く実質収支では５，６３８万円とな

ったところですが、前年度の実質収支と比較した単年度収支では、２億８，５３４万円の赤字となり、平成１８年度以来となる財政調整基金の取り崩しが行われました。しかしこれは昨年９月に発生した台風１８号による甚大な被害の復旧支援対策などに積極的な財政支出が行われた結果によるものであり、思わぬ災害に遭遇された皆様が、速やかに普段の生活を取り戻せる過程において、多大な効果を発揮した優しい支援として感謝申し上げるものです。

歳入においては、大規模な事業の執行に必要となる財源の確保に努められ、特に自主財源である町税においては、滞納繰越分で徴収率を大幅に伸ばすなど危機感を共有した職員の努力を数字が表しております。

また、国や府など関係機関への積極的な要望活動やパイプづくりが結実し、多くの事業を着手ができませんでした事実は、確実に地域住民のもとに受益として還元されております。

しかし、本町の財源の４０％を占める普通交付税は、間もなく合併後１０年を迎え、合併特例期間が終了する中で段階的に交付税額は削減され、５年後には１１億円ともいわれる額が削減されます。それまでに抜本的な構造改革を行い、さらなる経費削減を図りながら、足腰の強い行財政運営の確立が求められております。

一方、歳出に目を向けますと、住民の安心安全を担保するための数々の政策が実行されました。自治振興補助金では、地域コミュニティ助成として公民館の改修などに補助金を交付するなど、小額であっても住民自治活動に欠かせない施設整備や、備品購入などに支援を行うことは災害時の住民活動に大いに役立つものと考えます。また、環境問題への意識づけを高める住宅用太陽光発電システム補助金事業などは、単発的な政策にとどまることなく、継続されることでその成果が現れるものと実感しております。特筆すべきは、各種の健診事業において住民負担を無料としながら、町民の健康を守っていくための支援を実施するなど子育て医療を含めた総合的な事業の展開により、安心して住み続けることができるまちづくりの実現に向け取り組まれました。今後においても、健診の受診率のさらなる向上と分析により、その効果が上がることに期待しております。

農林業施策におきましては、農家の生産意欲を減退させる深刻な有害鳥獣の対策に積極的な予算配分をされ、駆除、防除両面にわたり対策が講じられた結果、年々その成果が現れております。また、地域と協力し、シカ捕獲の実証実験に取り組むなど可能な限り調査研究が実施されておりますが、いまだ抜本的な解決には至っていないのが現状であり、さらに継続した事業運営を求めます。

道路等施策におきましては、各区からの切実な要望に積極的に対応された結果、目に見えて道路等の施設の修繕整備が進んでいることが実感されます。地域からの要望が絶えること

はありませんが、引き続き安全なまちが創出される対策を望むものです。

加えて、合併以降において一大事業である丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点整備事業では、全体事業費で１８億２，５００万円を投じ、工事が順調に進捗しております。全線の開通に向け急ピッチで本線の工事が進められる中で、本町の新たなシンボルとして施設の担う役割は極めて重要であり、文字どおり地域振興拠点としての施設確立を願ってやみません。

以上、平成２５年度の決算内容について検証を行ったところですが、貴重な自主財源である町税においては平成２５年度の収入未済額が２，３７７万円余り、不納欠損額は５７３万円となり負担、公平性の点からも適切とはいえない現状の中で、今後におきましてはコンビニ納付など住民がより納税しやすい環境対策を講じること、そして、一層の歳入確保に努められますとともに、より効果的な財政運営を行うことは言うまでもありませんが、何より住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら推進することを不可欠の条件とし、全ての職員がその目的を共有しながら強力に推進されますことを求め、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は起立により行います。

これより認定第１号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第１号 平成２５年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第１号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第２号 平成２５年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○１４番（山田 均君） それでは、認定第２号 平成２５年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成２５年度の国保税税率について、増大する医療費に対応するため税率改正を検討した

が、厳しい経済情勢の中、国保加入者負担を考慮して据え置くことにしたとして据え置かれました。この点は、評価をするものです。

本町の国保加入者の実態は、平均所得が77万円余り、所得なしが48%を超え、200万円以下が71%と、低所得層が加入している保険です。国民健康保険法第1条では、その目的を社会保障及び国民保険の向上に寄与すると規定しています。

国保の加入者はもともと農林漁業者や自営業者が加入する保険として出発しました。今日では、非正規や失業した労働者、若い人たちも加入する保険になっています。ですから、所得なしの層が、50%近くを占める状況になっています。協会健保、共済組合や組合健保では、事業主負担がありますが、国保は国からの助成が出発時には50%でありましたが、今では支援と名前を変えて25%に引き下げられているのです。引き下げられた分が国保税の引き上げにつながってきており、保険税は、他の協会健保や共済組合、組合健保に比べ2倍以上の負担になっているのです。

ですから、国保税が払えない世帯が大きく増えているのです。特に、国保は応益、応能割で保険税が算出されるために、所得がなくても加入者に均等割、平等割が割り当てられるために、払いたくても払えないのが状況です。

私たちは国に対して、国民健康保険法第1条の趣旨に基づいて、国庫支出金の増額を求めることを強く求めています。また、国が国庫支出金を減額しているのです。その一つが京丹波町が独自に実施している子どもの医療費助成などの国の基準以上に実施しているとして、そのペナルティーとして2,301万円を減額、さらに国保税額を算出するときに、保険税の未納分や最高限度額を超える層の分も加えて保険税を算出しているのです。

加入者には何の責任もない分の金額は、4,552万5,000円で1世帯当たり1万6,633円も負担をしているのです。加入者に責任のない4,552万5,000円は、一般会計から補填すべきと考えます。

この間、健診車の大型車の導入を理由に、受診場所の縮小、さらに本年度25年度は人間ドックの負担を1割から2割に増額しました。地方自治体の使命である住民の福祉の増進に取り組む立場からも、国民健康保険法第1条の目的である、社会保障及び国民保険の向上に寄与する立場での運営が不十分であることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○3番（原田寿賀美君） 私は認定第2号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

２５年度決算は、寺尾町政の基本方針として加入者の負担軽減を目指して、保険税を４年
余り据え置きをされ、国保事業の運営を実施をされています。

歳入総額２０億４，９００万円で、歳出総額は２０億２００万円となっており、実質収支
額は４，７００万円となっている。国、府の補助金、あるいは負担金５億６，３００万円、
約３０％で、療養給付、前期高齢者共同事業交付金など交付金では８億２，４００万円で、
４０％を占めております。保険税は、４億２００万円、２０％。未収金を含めると、２
５％となっておりまして、基金繰入は０となっております。依然として、国、府の助成が、
京丹波町の国保会計には大きく左右をしていると言えるでしょう。これは当然、制度から見
ても当然のことであるというように確信をいたしております。

歳出では保険給付費は１３億５，４００万円、約７０％を占めております。後期高齢者支
援金や、共同事業出資金は５億１，９００万円で３０％を占めていることになっております。
これから見ても、当然、予防対策は必要となつてまいります、そこで特に予防活動を引き
続き強化することを要望いたします。

皆さんご案内のとおり国保は健康で安心して日常生活を営むために、私たちにとっては最
後の砦としての保険制度であります。その役割を、この決算では十分に果たしている決算で
あるというふうに認定をいたしました。しかし、厳しさを訴える中での決算であると同時に、
国保財政の長期展望や負担の公平性の観点から、収納率を向上させていくことが大事なポイ
ントになっております。こういった情勢をしっかりと見据えて、解決に向けてご努力をいた
だきますことを期待をいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第２号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。

認定第２号 平成２５年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第２号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第３号 平成２５年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま上程になりました認定第3号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

この制度は、75歳以上の高齢者が医療にかかった給付費と高齢者の人口が保険料に影響する仕組みであります。医療費の増と、人口増加によって高齢者自身の保険料にはね返るものであります。これは保険料の負担増を我慢するか、医者にかかるのを我慢するかを選択を、高齢者にとっては迫られることになりかねません。また、際限なく引き上がる保険料は、着実に取り立てるため、年金から引き落としがされ、手元に残る年金だけの収入では、消費税が上がり、生活用品の値上げなど暮らしが厳しいのが現状であります。本町での保険料の滞納者で、最大で39万8,732円との課長の答弁がありましたが、今後ますます滞納者も増えることが考えられます。高齢者にとって安心して医療が受けられること、暮らしを守ることが国や自治体の大きな役割であります。弱者に寄り添った制度の見直しを求め、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○1番（森田幸子君） 失礼いたします。ただいま上程になっています、平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

本会計は、保険料の賦課徴収と一般会計から保険基金安定繰入金を受け入れ、京都府後期高齢者医療広域連合へ納付することが主なる役割でございますが、広域連合の財政基盤の安定に重要な役割を果たしている会計であります。そのため、保険料徴収率が低下しますと、広域連合会計の財源不足が生じまして、赤字決算になる可能性がある会計であります。平成25年度の決算におきましては、保険料特別徴収率は100%、普通徴収率は98.3%、滞納繰越分は55%、保険料合計では99.6%の高い収納率となりました。その結果、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに340万6,000円の黒字決算となっています。人間ドック助成事業の推進により、44件の受診があり高齢者の健康管理に留意されており、今後も住民健診の受診率向上などにも働きかけを進めていただきたい。また、本医療制度の財政基盤の安定に向けて、引き続き保険料収納率の向上にご努力をいただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） それでは、認定第5号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に、反対の立場から討論を行います。

平成25年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳出総額で14億8,040万4,769円で、前年度比7.9%増の決算となっています。本町の水道事業は、丹波瑞穂

地区の上水道事業、和知地域は簡易水道事業を統合整備事業として取り組んでいます。上水道事業の大きな柱は、畑川ダムから5,000トンの水を取水するためとして、ダムが推進されてきました。畑川ダム建設の当初の人口予想は、平成25年度に2万2,500人、計画変更認可時点では丹波瑞穂の人口を、平成30年度には1万9,000人に減らした計画に変更し、さらに再評価時で、平成30年度には、1万4,260人と減らしましたが、さらに平成25年度の再評価では、1万3,570人に減らしました。計画日量最大給水量も、人口目標の変更に伴い、1万3,580トンに見直しがされました。人口目標を、畑川ダム建設の計画時点とでは、8,930人も大幅に見直しながら、畑川ダムから取水する取水量は日量5,000トンと変えない再評価になっています。8,930人、およそ9,000人は、一つの町がなくなってしまったことになります。合併後、京丹波町でも毎年、毎年200人近くが減少しているのが実態ではありませんか。まさに、ダムありきで進められてきたもので、見直しや変更を求めても、町内の企業からの水需要があり、地域企業から日量3,000トンの要望があると、再評価での資料も提出されています。

必要な時期も、見通しも、不確定の状況です。行政の継続性と言って進められてきた畑川ダム事業は、宅地開発などを目論んだ、当時の町長などが主導して進められてきました。畑川ダムの建設の目的が洪水調整と、京丹波町の取水であり、京都府の負担割合をもっと増やそう求めるべきです。

また、ダム完成に伴い、高度処理施設の建設に向けて調査が実施されていますが、既設の施設で十分水が確保されており、将来の大幅な水需要の見通しもないのに、10億円もの予算を投入する高度処理施設建設は見直しをすべきです。

また、桧山中央への統合整備工事に多額の予算を投入できたら、水需要の見通しができてから、行うべきです。

将来の水需要の見込みのない多額の投資は、公営企業会計では水道料金の引き上げにつながり、住民負担となります。もちろん、丹波高原は長年水不足に悩まされてきました。そのため、山水や伏流水などと合わせて水原や下山に新規水源を求めて9,100トンを確保してきました。また、現在使用している施設の改修や補修などの維持管理が十分できていないために、老朽化した施設や水源の枯渇などが起こっています。ダムに全てを頼る考え方から、施設の改修などを計画的に実施すべきです。ダムに頼らなくても、安心しておいしい水を十分賄えることは事業報告からも明らかです。畑川ダムの建設目的も、水源の確保から洪水調整が大きな役割があるとしてきました。本年の町長と語るつどいでも、畑川ダムができたおかげで、台風や豪雨でも、下流の災害が大幅に減少したと説明をされています。

畑川ダムを洪水調整を第一の目的にしてダムからの取水量を見直しをすること、そして多額の投資を必要とする高度処理施設の建設は再検討、見直しを求めて、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 私は、認定第5号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論をいたします。

本町水道事業の安定化、健全化に向けた統合簡易水道整備事業を継続させる中で、水道事業が置かれている財政環境のもと、安全で安定した水道用水供給という使命の助けのため、継続的かつ積極的な事業展開を実施されました。まずもって、水道事業は365日、24時間、1日たりとも休むことなく、安定かつ安全で清廉な飲料水供給という使命を持つ中で、職員の皆様はじめ事故時には町内水道修理などをお世話になっている施工業者の皆さんには、夜間、休日を問わず、いち早い対応で給水制限の回避など、大変なご苦勞をいただいていることにまずは利用者の1人として感謝を申し上げたいと思います。

さて、本水道会計決算は、かねてより進めてまいりました丹波瑞穂両地区の安定した水道用水の供給、確保に向けた統合簡易水道整備事業も着実に進められ、また和知地区の継続事業も順調に進捗している中で、将来、末代にわたり一刻たりとも絶やすことなく安定した水道用水を継続して供給していくための事業を積極的に推進され、水道事業運営を確実なものとして執行されました。

また、丹波瑞穂両地区の悲願であった畑川ダムも完成し、渇水期にはその役割を十分に発揮することができました。このことは、畑川ダムが、今後の水道事業運営の安定には欠かすことのできないゆるぎないものとしての使命を果たす証となったところであります。また、畑川ダムが地域住民の皆様はもとより、町民の皆さんの憩いの場の提供と合わせて、新しいまちの顔、シンボルとして今後町の発展に寄与することを期待してやみません。今後、町内における水道整備事業の早期完成に向けた中で、適正に予算執行され、さらに維持管理に万全を期すとともに、未収金の回収に努力をされ、独立採算を柱とした企業会計として長期展望に立った財政運営の確立がなされることなど、一層の取り組みを期待して、私の本決算に対する賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第５号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第５号 平成２５年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第５号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第６号 平成２５年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第６号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第６号 平成２５年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第６号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第７号 平成２５年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第７号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 平成25年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成25年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第 9 号 平成 2 5 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第 9 号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第 1 0 号 平成 2 5 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第 1 0 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第 1 0 号 平成 2 5 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第 1 0 号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第 1 1 号 平成 2 5 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第 1 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第 1 1 号 平成 2 5 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、

委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第１５号は、委員長報告のとおり認定されました。

これより暫時休憩をいたします。

休憩 午後 ９時４４分

再開 午後 ９時５５分

○議長（野口久之君） それでは、全員おそろいでございますので、若干早いですが、休憩前に引き続き、会議を続けたいと思います。

次に、認定第１６号 平成２５年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○１３番（村山良夫君） 私は、認定第１６号 平成２５年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

反対の討論の、主たる指摘事項というのは、留保資金が決算書と連動して明確に確定していない点であります。２５年度決算書の添付資料として配付された損益勘定留保資金積算表によりますと、２４年度に添付された同資料が計算ミスによる不備があるということがわかってました。そのことは、本日朝、課長より訂正がありました。しかし、この添付資料はもう既に決裁をされた、２４年度の決算の採決に及ぶものでありまして、簡単に朝訂正して済むものではないと思われます。

また、二つ目には２３年度決算書の貸借対照表の流動資産の科目別金額について質問をいたしました。が、不明瞭な点についてちゃんとした回答をしていただくことができませんでして、その誠実さのなさには憤慨をしているところであります。

特に、審議中担当課長は、法律に基づいた会計処理をしていると主張しておりましたが、私が指摘している事項は、地方公営企業法に抵触している懸念もあり、本決算書の決算の認定については、反対をいたします。

以上です。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第１６号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第36、発議第1号 町職員の公金横領事件に関する決議の提出について》

○議長（野口久之君） 日程第36、発議第1号 町職員の公金横領事件に関する決議を議題とします。

本決議は、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、山田均議員ほか2名から議長に提出されております。

提出者に提案説明を求めます。

山田君。

○14番（山田 均君） それでは、上程になっております発議第1号 町職員の公金横領事件に関する決議について、提案理由を述べさせていただきます。

本件は、平成26年6月3日に発覚をした、町職員による土地改良区2団体の公金横領事件、事件発覚後49日後に議会に報告をされるという議会軽視した対応がされました。特に、6月は定例会が開催されている最中にもかかわらず議会に報告もされず、表に出ないように処理をされようとしていたと言わざるを得ません。

職員の処分も6月30日にしておきながら、7月22日にやっと発表するという状況からも、町長の姿勢が厳しく問われる対応です。横領した職員は、京都府土地改良団体連合会京丹波支部と、京丹波町の土地改良区連絡協議会の事務を担当し、預金通帳や定期預金、現金を管理をしている立場を利用して、総額で135万2,964円もの多額の公金を2カ月余りの間に18回にわたり着服し、横領をしていたものです。しかも、現金は何回着服したかわかりません。伝票と手持ち現金の差額を着服としているものであります。

横領した職員は、京都府土地改良団体連合会京丹波支部と、京丹波町土地改良区連絡会の事務担当を、異動でその任を解かれてから事務引き継ぎをいろいろな理由を述べて引き延ばしながら、通帳からの引き出し、定期預金を解約してそれを引き出す、現金も着服して使うという、公務員としての倫理にも大きく違反する行為です。

公金横領事件は、行政の信頼を大きく傷つけ、京丹波町のイメージを職員自らが落とすと

いう重大な行為を行ったのです。この職員が、町長の恣意的な判断で、停職6カ月に処分が軽減され、退職金が受け取れる権利が発生したことに住民の不信は広がるばかりです。公金横領した職員は、厳正に処分を行うべきです。また、人事院事務総長を発として、平成20年4月1日付で通達がされております。人事院ではこのたび懲戒処分がより一層厳正に行えるよう、任命権者が懲戒処分に付すべきと判断した事案について、処分裁量を決定するに当たって参考に供することを目的として懲戒処分の指針を作成したとして、通達が出されています。職員の不祥事に対しては、かねて厳正な対処を求めてきたところですが、本指針を踏まえて、厳正な対処をお願いしますとしております。公金官物取扱関係では、公金または官物を横領した職員は、免職とするとしています。

このように、公金を横領した職員に、斟酌の余地はありません。しかし本町では、公金を横領した職員が、職員懲戒分限審査委員会が答申したとおり、懲戒免職とせず、恣意的に停職6カ月とした処分で、横領した職員が依願退職で退職金を受け取る権利ができたことへの住民不信は大きく、それが行政への住民不信となっています。

こうした事態を受けて、議会としての態度を明らかにすべきと考えるものです。よって、次の決議案を提案するものです。この決議案に賛同していただき、議会としての意思を町民に示すべきであることを訴えて、提案理由の説明といたします。なお本文については、事務局長より朗読をしていただきます。

○議会事務局長（堂本光浩君） それでは、提出者にかわりまして、発議第1号を朗読とさせていただきます。

発議第1号、平成26年9月24日、京丹波町議会議長野口久之様。提出者、京丹波町議会議員山田均。賛成者、京丹波町議会議員東まさ子、京丹波町議会議員坂本美智代。

町職員の公金横領事件に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

町職員の公金横領事件に関する決議（案）。

平成26年6月3日に発覚した、町職員による土地改良区2団体の公金横領事件は、事件発覚49日後に町議会に報告、同日公表されたが、これらの対応は、余りにも遅滞した報告であり議会軽視と言わざるを得ない。

町当局の内部調査によると、公金を横領した町職員（以下、「職員」という）は、異動前に担当していた京都府土地改良団体連合会京丹波支部と京丹波土地改良区連絡協議会の普通預金と定期預金から、2カ月余りの間に18回にわたり引き出し、金額は102万500円。さらに、管理していた手持ち現金から33万2,464円を着服し、総額で135万2,9

6 4 円を横領したものである。担当者から会計事務の引き継ぎを迫られ事件が発覚し、翌日の6月4日に全額返済した。職員の公金横領に対する懲戒分限審査委員会の町長への答申は懲戒免職相当であったが、町長は恣意的に停職6カ月に軽減する処分を6月30日に決定し、同日、職員は依願退職したところである。

以上が、議会に報告された公金横領事件の概要であるが、今回の事件の概要を事実に基づいて総括するためにも、必要な原因究明を行うとともに、再発防止対策について下記のとおり強く求めるものである。

記。1、公金横領で刑事告訴すること。2、今回の事件の資料の全てを公開すること。3、職員の不祥事が発生した場合は、速やかに公表するとともに、議会にその詳細を報告すること。4、職員の不祥事による懲戒処分の決定は、職員懲戒分限審査委員会の答申を尊重し、厳正に処分すること。また、懲戒処分を行った場合は、速やかに公表すること。5、職員の倫理保持と法令遵守の徹底を図るため、倫理委員会に外部有識者を加えること。

以上を決議する。平成26年9月24日、京丹波町議会。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 提案者にちょっとお伺いしたいというふうに思います。

まず、記の第1点の刑事告訴についてでございますが、町当局、または2団体においても、告訴はしないという、公式の場で表明されている中で、告訴することというこの決議は意味をなさないのではないかとというふうにと思いますが、どう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、二つ目の、資料の全てを公開すること、というふうになっておりますが、どこまでの範囲の公開を求められているのかお伺いをいたします。

それから4点目の外部有識者を加えるということですが、どういうメンバーを想定されているのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 今の3点についてお尋ねがあったわけでございますけども、1点は刑事告訴ということに対して、それぞれ土地改良区の対応も含めてですね、告訴告発をしないということを決めたということでございますけども、その時点ではですね、横領ということを明確にされていなかったということで、今新たな形の中で横領というのを明確にされと

るわけですから、当然、それに基づいて告訴告発をするということに、必要だということで、この決議案の場合には、告訴ということ提案しているわけでございます。1番大きいのは、やっぱり横領ということを明確にされたという立場から、そういうことを申し上げています。

それから、公開の件ですけれども、それぞれ横領した職員がかかわった部分での資料ということでございますので、当然、公開ということは請求者があって、それに対して公開ということやと思いますけれども、そういうものですね。情報の公開を開示するということが必要だということでございます。

それから、倫理委員会に外部有識者という部分でございますけれども、弁護士とかですね、そういう倫理に徹底したやっぱし補助をするために、そういう方を入れてですね、系統的に職員も含めてですね、取り組んでいくことが必要だというふうに考えます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 二つ目の公開する範囲、どこまでのものかとお尋ねしたんですけれども、情報の公開ということで、公開請求者がそれを決めるんだということでございますけれども、これについての全員協議会の説明会等におきまして、この団体の帳簿関係まで証拠書類として出せというようなことがあったわけですが、私も調査権の範囲ということで少し調べてみました。

議会が介入できる調査権の範囲ということでございますけれども、地方公共団体の事務ということで、これは自治法の第2条第2項に規定しております、地域における事務及びその他の事務で言えば、法律またはこれに基づく政令により処理することとされるものであると。

こういうことでございますけれども、ただしということで、当該地方公共団体の事務処理に必要な限度を超えて調査をすることは許されないので、団体の具体的運営内容、経理内容まで立ち入ることはできないというような文言が記されております。このことについてご存じですか。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 公開のことですね。当然、そういうことまでは関与するということではなしに、職員には町長の任命でですね町職員がその事務に当たったわけですから、事務を当たっておった、いわゆる公金横領ということになれば、やっぱ通帳やとかそういうものですね公開するんやというように思いますし、この決議というのは、議会ということが全てでありませんけれど、基本的にはそういうものを公表して、そしてやっぱし内容をしっかり、住民を含めてですね明らかにするということがやっぱり必要だと。

一番大事なのは、二度とこういうことをやっぱり起こさないというためには、やっぱりそ

ういうことをしっかりしておくということが必要でありますし、村山議員からもありましたように、議事録を見た場合に、なかなかそういう町長が派遣した職員のそこまでは、実際にそういう土地改良区の関係する役員さんもチェックできないということを言われておるわけでありますから、やはり中身の運営方針やとかそういうものではなしにですね、横領事件にかかわったものを公開すべきだと、こういうように解釈をしていただいたらいいんじゃないかというふうに思うわけでございます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） ただいま提案になっております件につきまして、私は反対の立場で討論をいたします。

今回の事件の真相については、町当局の内部調査の結果を踏まえ、本年7月22日、議会全員協議会で説明報告があったとおりであり、同日開催の京都府土地改良事業団体連合会京丹波支部及び京丹波町土地改良区連絡協議会、これは5団体で構成されておりますけれども、この役員会で詳細説明もなされたところであります。

この中で、役員の責任も重く受け止められると同時に、町当局のチェック体制や公金の取り扱いなどに関する厳しい意見も出る中で、再発防止と公金管理の徹底を求め、その具体策にも言及されたところであります。これを受けて、8月2日には、支部及び連絡協議会監査委員による決算監査も実施をされました。

土地改良区理事長が構成する2団体の取りまとめですとか、会計処理等は、町長が任命する職員がこれらの管理を担当し、町が示す資料に基づき実施されていたものであり、証拠書類の確認、当然、通帳、帳簿等関係資料に基づきまして、公正性を確保し実施をされたところでございます。

その後、2団体の総会が8月4日に開催され、議案として、平成24年度及び25年度決算が提案され、町当局から説明報告があったとおり、間違いのないものとしての監査報告がなされました。

こうしたなか、2団体において公金の返還までなされ、町当局において職員の処分も既になされていること、職員も社会的制裁を受けていること、また上部団体等に与える影響も考慮した上で、これ以上追及しても得策とは言えないなどから、この2団体では告発までは考えないとの結論に至っています。

私ども議会としても、土地改良法に規定された２団体の決議を重く受け止めなければならないこと、また地方自治法上認められている調査権は、当該地方公共団体の事務処理に必要な限度を超えた調査をすることは許されない、団体の具体的運営内容、経理内容まで立ち入ることはできないとされております。

このことから、２団体の決議や役員の立場を余りにも軽視したものであり、また、尊重したものとなっていないことなどから、本議案には、到底賛成できるものではありません。

以上、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

東君。

○１１番（東まさ子君） それでは、町職員の公金横領事件に関する決議案について、賛成の立場から討論を行います。

このたび、公金の私的流用にかかわる職員の処分について、７月２２日、８月２８日の全員協議会で報告がされました。報告された資料では、６月３日に公金流用が発覚し、同日理事者に報告され、私的流用額１３５万２，９６４円が確認され、６月４日に同額が返金されたとあります。

町職員は、４月初めから土地改良区京丹波町支部口座から１０回、土地改良区連絡協議会口座から６回、定期預金は２回、合計１８回の払い出し行い、さらに管理をしていた現金の流用もあったと報告がされました。処分については６月２７日、町長からの諮問を受け、職員懲戒分限審査委員会が開催され、３０日、委員会から町長に答申があり、職員の処分は懲戒免職でありました。

しかし、町長は職員の処分を懲戒免職から停職６カ月に軽減、職員は同日退職をされております。私的流用は、たとえ返済しても横領であり、懲戒免職に当たります。今回の横領問題については、正当な処分がされていないと言わざるを得ません。事実を明らかにするためにも、告訴することを求め、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより発議第１号を採決します。

発議第１号 町職員の公金横領事件に関する決議について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手少数であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり否決されました。

《日程第37、発議第2号 町職員の公金横領事件に関する再発防止を求める決議の提出について》

○議長（野口久之君） 日程第37、発議第2号 町職員の公金横領事件に関する再発防止を求める決議を議題といたします。

本決議は、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、篠塚信太郎議員ほか1名から議長に提出されております。

提出者に提案説明を求めます。

篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） ただいま上程になりました、町職員の公金横領事件に関する再発防止を求める決議案の提案理由説明を申し上げます。

あつてはならない町職員による土地改良区2団体の公金横領事件が発生しました。3町合併後はもちろん、旧町時代も含め、公金横領は起こったことのない事件であります。京丹波町史の汚点として、ぬぐい去ることのできない事件であります。

全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならない地方公務員が公金を横領するという行為は言語道断であり、公務員としての自覚とモラルのかけらもない行為であり、職員全体の不名誉となる信用失墜行為であります。もちろん、横領した当該職員の行為に最大の原因があるわけではありますが、不正な行為を発見できない、見過ごしてしまう職場の体質や環境、職員の倫理やコンプライアンスを高める職員研修がなされていなかったことも一つの要因になっていると言えます。

そして、このような倫理やコンプライアンスが欠如した職員に、外郭団体の会計を担当させた管理職及び任命権者の責任は重大であります。

また、土地改良区の会計担当をしていた当該職員が通帳と印鑑を1人で保管し、土地改良区の会計監査、決算、総会が、2年間も行われず、このようなずさんな運営管理が結果的に公金の不正な着服行為を助長させる要因になったといえます。

本横領事件については、新聞紙上でたびたび報道され、町民の町職員、行政に対する信頼は失墜し、信頼を回復するためには大変な努力と時間が必要であります。

町民の、町行政及び町職員に対する信頼を回復することや、横領事件の再発防止を図るためには、当該職員に厳正な処遇をすることが最も重要なことでもあります。

しかし、町長の当該職員への懲戒処分決定は、決議案でも述べていますが、懲戒分限審

査委員会の答申は懲戒免職相当でありましたが、停職６カ月に軽減し、当該職員は６月３０日付で依願退職したことにより、退職金の支給申請が京都府市町村職員退職手当組合に提出されています。

本横領事件について、町民の皆様の理解を得るためには、京都府市町村職員退職手当組合に提出している退職金支給申請の取り下げを求めるものであります。

また、今後、不祥事が発生した場合の公表や、議会への報告及び懲戒処分の厳正な対応を求めるために、本決議案を提出するものです。

以上、提案理由といたします。

○議長（野口久之君） 堂本事務局長。

○議会事務局長（堂本光浩君） それでは、発議第２号、提出者にかわりまして朗読をさせていただきますと思います。

発議第２号、平成２６年９月２４日。京丹波町議会議長野口久之様。提出者、京丹波町議会議員篠塚信太郎。賛成者、京丹波町議会議員岩田恵一。

町職員の公金横領事件に関する再発防止を求める決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

町職員の公金横領事件に関する再発防止を求める決議（案）。

平成２６年６月３日に発覚した町職員による土地改良区２団体の公金横領事件は、６月３０日に処分が決定されていたが、議会運営委員会には７月１７日に報告され、事件発覚４９日後の７月２２日に全員協議会で説明がなされたところである。これらの対応は余りにも遅きに失したばかりではなく、議会軽視と言わざるを得ない。町当局の内部調査によると京都府土地改良団体連合会京丹波支部及び京丹波町土地改良区連絡協議会の預金や現金から、総額１３５万２，９６４円を着服したものである。担当者から会計の引き継ぎを迫られ事件が発覚し、６月４日に全額を返金した。町職員の公金横領に対する懲戒分限審査委員会の町長への答申は、懲戒免職相当としたが、町長は停職６カ月とする処分を６月３０日に決定、同日職員は依願退職したところである。

以上が、町議会に報告された横領事件の概要であるが、今後、町職員の不祥事が発生した場合は、速やかな公表とともに、懲戒処分及び今回の事件の全容解明と原因の究明、再発防止対策等について下記の対応を強く求めるものである。

記。１、町職員の不祥事が発生した場合は、速やかに公表するとともに、町議会にその詳細を報告すること。２、町職員の不祥事による懲戒処分の決定は、町職員懲戒分限審査委員会の答申を尊重し、厳正に処分すること。３、町職員の懲戒処分を行った場合は、速やかに

公表すること。４、京都市市町村職員退職手当組合に提出している当該職員に対する退職手当の請求を取り下げること。

以上を決議する。平成２６年９月２４日、京丹波町議会。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

山田君。

○１４番（山田 均君） 提出者に何点かちょっとお尋ねしたいと思いますが、提案されています決議の前文については同意をするものでありますが、記の４点目のところですね、伺っておきたいと思います。

退職組合に提出している、この当該職員に対する退職手当の請求を取り下げること、ということになってるわけでございますけれども、停職６カ月で依願退職をされた職員には、退職金をもらう権利が発生しとるというふうに思います。本人の申請に基づいて町が申請をされているというふうに思うんですけども、この取り下げる根拠が必要やと思うんですけども、どういう根拠でこの取り下げをするということになるのかどうかということを１点伺っておきたいということと、それから、今回提出されております篠塚議員と合わせて、賛成者に岩田議員があるわけでございますけれども、岩田議員は議員であると同時にですね、土地改良連合会や京丹波町のそういうかかわる土地改良区の２団体の役員、副会長ですか、副理事長ですか、そういう立場にある方で、できればですね、その当事者の１人であるわけでございますから、その関係する、その賛成者ではなく、それはまあ議員として賛成の方はそれぞれ表明できるわけでございますけども、あえてそういうこの賛成者に名前出されたということについてはどういう見解なのか、伺っておきたいというように思います。

私は、できるだけ、そういう点では控えるべきじゃないかなと思いますので、伺っておきたいというのが１点でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○１０番（篠塚信太郎君） 山田議員の提出者に対する質問でございますが、退職手当の請求を取り下げる根拠というのは何だということでございますが、これは町長の判断でございます。

それと、岩田議員が土地改良区の理事長をしているのに賛成者になっているのはいかがかというような質問でございますが、これは議員としての賛成者でありますので、何も問題になるということはありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） もう1点につきましては、当然横領ということでございますので、告訴告発ということが私は当然必要だと思うんですけども、あえてそういう立場が出されていないということは、改めて伺っておきたいというように思います。

地方自治法ではですね、この自治体が刑事告訴をしない、不起訴相当になるという、こういう司法判断は地方自治体はできないということになっておりまして、大事なことは告訴告発をすることによって、いわゆる準司法機関である検察によって裁判所へ起訴されずに起訴猶予と、そういう処理をされようとも、法的にそういった前歴として犯罪管理をしっかりとできるということで、いわゆるそういう点では告訴告発されたということが残るわけございまして、行政処分というのは全くそういう点では何も残らないということでございますので、やはり公金横領という今回の事件を考えればですね、やっぱりそういう告訴告発をする、当然それが不起訴処分になる場合も当然あるわけでございますけれども、そういうことが私は必要だということで、提案もさせていただいたわけでございますけれども。今回提案されておる内容については、その部分はないわけでございますけれども、そういう点が大事だと思うんですけども、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今回私が提出いたしました決議案には、告訴告発をする項目はないというご指摘をいただきましたが、私も当初決議案を出しておりまして、また、もう一つの決議案も出てきたということで、私の最初のそういう決議案には、告発については求めておりましたが、調整の結果、こういう決議案になったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案になつとります町職員の公金横領事件に関する再発防止を求める決議案について、反対の立場から討論を行います。

先ほど、私ども共産党議員団が提案しました決議案の提案理由でも申し上げましたが、今回の職員による公金横領事件は、町長が職員懲戒分限審査委員会が答申をした懲戒免職とせず、恣意的に停職6カ月とする処分が、ボタンのかけ違いの始まりと考えます。

今回の職員の公金流用との見解から、横領であると一般質問の答弁で認められました。横領であれば、人事院事務総長の名で通達が出されているように、懲戒処分がより一層厳正に行えるように任命権者が懲戒処分に付すべきと判断した事案について、処分裁量を決定するに当たって参考に供すること、本指針を踏まえて厳正な処分を求めるということになっています。

公金または官物を横領した職員は免職とするとしておるわけであります。提案されとります1、2、3の項目は当然のことではありますが、4では当該職員の退職手当の請求を取り下げを求めておりますが、本人の依願退職であることから、当然退職金を請求する権利があると思います。取り下げる理由、根拠がないというように思うわけでございます。町長の判断ということでもございましたけれども、取り下げを求めることにやっぱり矛盾があるというように思うわけであります。

やはり、告訴告発を行うこと、横領事件に関係する資料の公表、倫理委員会への外部有識者などを加えることが必要と考えます。やはり公金横領に対する厳しい対応対処こそが、同じことを二度と起こさない、繰り返させない、この決意の表明であると考えるわけであります。

公務員としての倫理と自覚、民主的な職場環境の実現、そして最高責任者である町長が条例や法律に違反しなければ何をしてもいいのではなく、自らが政治倫理を厳格にして、姿勢を正してこそ、二度とこうした事件が起きない第一歩であるというように考えるわけであります。

本決議案の内容では不十分で、住民の願いに応えることはできないということを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○1番（森田幸子君） ただいま上程になっています町職員の公金横領事件に関する再発防止を求める決議について、賛成の立場で討論を行います。

職員の公金横領に対する懲戒分限審査委員会の町長への答申は懲戒免職相当と出たにもかかわらず、町長が1階級減じた処分であった。何の根拠でされたのか、職員の総合的判断としているが、町民には理解は到底得られません。

こういった処分にしてしまうと、一つの前例になってしまいます。今後も同じようなケースが出てきたときに、前回の方が懲戒処分にならなかったから、今回懲戒処分にするのは不公平じゃないかという話が必ず出てきます。総合的という理解のできない根拠で処分をした

となると、今後ずっと傷となって残っていく、町長と語るつどいでのおわびについて、町民から見ると、本来なら町長が町民の代表として厳しい態度で臨んだ上で、謝罪すべきと考えます。

ここである町民さんの声を紹介させていただきます。

私は、ここ何十年とずっと農業をしまして、朝も暗いうちから起きて、夜遅くまで毎日必死で一生懸命働いているんです。それでも悲しいかな、農業は収入が少ないので、生活費を削り、食費を削り、電気も節電、節電という前から節電していて、というような毎日とずっと暮らしています。その中で、このような職員の事件が起こったということは、まことに情けないと考えています。多くの一般町民の方というのは、早朝より働いて、夜遅くまでというのが普通だと思います。都会から農業をやりたいと言うて来た人なんかも、今月は5万円しか収入がなかったと言うて、税金も払えないような情けない状態やと、笑いながら話されていたのですが、町民の普通の大多数がそういう生活をされているんやとないかと思っております。

国保を払え、水道料を払えとか、請求がきます。滞ったら即税機構です。税機構からは財産の処分をと迫られます。まことに厳しいものがあってお金が足らへんことがあって人さんのものをちょっと135万円手をつけたとします。それがわかったときは新聞に載り、警察が来て、家が潰れかねないような厳しい処分を受けます。

しかし職員は、何と甘いことや。そういうことは、あつてはならないと思っています。名誉も地位もお金ももらっているのは職員です。ないない尽くしでやってるものと、いかにかけ離れているのかということを思っています。恨みは持ちませんが、職員は、若いうちからよい家を建てて立派な家に住んでおられる方もたくさんいます。職員は、我が身を厳しく律してもらわないと、町民そのものは何でこんな厳しい思いをして、働いて、納めているんやろうと、情けない気持ちなんです。

ここに来られていない方も、意見をまだ言われてない方も、同じやと思います。公務員は幸せやなあと、退職金はもらえて、名前も顔も公表されずにいるんやから、何と優遇されているんやと、余りにも町民との乖離がひど過ぎるんじゃないかと。公務員は厳しい中で、町民のためにやるんやという方が多くないことには、この京丹波町は、絶対によくないと思っています。

来年はよいことがある、頑張ろうと励ましあってやっています。やはり厳しい処分をお願いいたします、と。

私も全く同感であります。この一町民さんの思いを深く受けとめていただき、再発防止の

ためにも、退職金取り下げを強く求めて、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 発議第2号 町職員の公金横領事件に関する再発防止を求める決議について、篠塚議員より提出された決議案に賛成の討論を行います。

日夜懸命に業務に精励されている職員の皆さんの中であって、心ない一人の職員の愚行は、まさに痛恨のきわみであります。これは公僕として真摯な奉仕の精神の欠落であり、放棄であり、気の緩みそのものであると思います。今般の、土地改良区の2団体からの公金横領事件は、6月3日に事件が発覚し、6月30日に処分が決定、同日本人が退職しているにもかかわらず、議会運営委員会に報告されたのは7月17日。詳細が報告されたのは7月22日の全員協議会でありました。この間6月定例議会は6月2日より開催中でありました。

京丹波町職員の懲戒処分等に関する指針には、懲戒処分を行った後速やかに公表するとありますが、今回の事件の対応は余りにも時を失し、議会軽視と指摘されてもいたし方ありません。

処分については、全てを承知するベテラン職員が安易に公金に手をつけ、返金されているという理由で、過去、勤続表彰を受けているという理由で処分を減ずることは、庁内に甘い風土を助長しまいか懸念をいたすものでございます。

法に従い厳正に処分することは、まさに抑止力効果の原点であり、なすべき当然の姿勢であります。二度と再びこのような不祥事を見てはなりません。そのためには、しっかりとした再発防止策を構築することが極めて重要であります。

京丹波町職員倫理委員会でまとめられた報告概要に従いまして、再発防止の取り組みをより具体的により着実に継続して実践されることを強く求めるところであります。

また、その中心となる管理職研修も町長指示により定期的を開催するなど、再発防止に万全を期されるよう、重ねて要望するところでございます。そして1日も早く、町民から信頼される役場として、また町民から期待される公務員として、職員皆さんお一人おひとりが一致団結されて、信頼回復に努められることを強く願い、篠塚議員提出の決議案に賛成の討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

発議第2号 町職員の公金横領事件に関する再発防止を求める決議について、原案のとおり

り決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、発議第２号は、原案のとおり可決されました。

《日程３８、閉会中の継続審査について》

○議長（野口久之君） 日程第３８、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成２６年第３回京丹波町議会定例会を、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後１０時４６分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山内武夫

〃 署名議員 森田幸子